

富士常葉大学

平成 23 年度
自己評価報告書・本編

平成 23(2011)年 6 月
富 士 常 葉 大 学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	p. 1
II. 富士常葉大学の沿革と現況	p. 5
1. 本学の沿革	p. 5
2. 本学の現況	p. 5
III. 「基準」ごとの自己評価	p. 7
基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 7
基準2. 教育研究組織	p. 9
基準3. 教育課程	p. 16
基準4. 学生	p. 31
基準5. 教員	p. 49
基準6. 職員	p. 56
基準7. 管理運営	p. 60
基準8. 財務	p. 69
基準9. 教育研究環境	p. 79
基準10. 社会連携	p. 86
基準11. 社会的責務	p. 93

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 富士常葉大学の建学精神

富士常葉大学（以下「本学」）は、平成12(2000)年4月、学校法人常葉学園（以下「常葉学園」）によって3番目（常葉学園大学：静岡市、浜松大学：浜松市）に富士市に設立された四年制大学である。本学の建学の精神は、常葉学園創立者木宮泰彦の教育理念とその実践を具現化した「建学の精神」と題される次の文章に示されている。

「建学の精神」

常葉学園は、学問の研究と人間の育成に限りない情熱を傾けられた日本史学の泰斗木宮泰彦先生によって、昭和21(1946)年に創立された。「戦後の混沌とした日本を再び立ち上がらしめ、光輝ある平和な文化国家を建設するためには、先ず教育の力にまたなければならない」とのゆるぎない信念のもとに、敢えて困難を顧みず常葉学園の創設にあたられたのである。この教育の力に対する創立者の信頼と確信こそは、本学園の建学の精神の根本である。

創立者木宮泰彦先生は「万葉集」に見える聖武天皇の御製

橘は実さへ花さへその葉さへ
枝に霜ふれどいや常葉の樹

に因んで学園を「常葉」と名づけ、その理想の姿を橘の瑞木に託された。霜雪に耐えて常に青々とした葉を繁らせ、純白で香り高い花を咲かせ、豊かな黄金の実を結ぶ橘こそは、常葉学園の教育理念の象徴である。即ち、本学園の理想とする人間像は、美しい心情を持って、国家・社会・隣人を愛し、堅固な意志と健康な身体をもっていかなる困難にもうち克ち、より高きを目指して学び続ける人間である。

百丈禪師のことば「一日作さざれば一日食はず」を自戒として、日々研鑽を積まれた学園創立者木宮泰彦先生の生涯は、まさにこの建学の精神の具現であった。先生は順境に奢らず、逆境にめげず、常によりよき自己の実現のために、生涯にわたって真摯な努力を続けられた。この創立者の精神こそ常葉学園にかかるすべてのものである。

（「富士常葉大学学則」より）

常葉学園は、昭和21(1946)年日中文化交流史をライフワークとした歴史学者であり、旧制高校の教授であった木宮泰彦により、学校法人常葉学園の前身である静岡女子高等学院として創設された。木宮は同学院設立にあたり「静岡女子高等学院設立趣意書」（昭和21(1946)年4月3日付）を公表した。上記の「建学の精神」は、この趣意書を中心に木宮の学園草創期の諸文章をも材料として、法人内に設置された「建学の精神」顕彰委員会によって起草・制定されたものである。以降、この文章は法人内の各大学・高校等すべての学則の前に、「学則本文」という形で示され、学園構成員が常に建学の心を想起させる拠所

となっている。

「建学の精神」に示されている常葉学園の理念は以下3点に纏められる。

第1は、「教育こそが人間の営みの中で最も重要で崇高なものと位置付けている」ことである。戦後の混沌とした社会において「教育の力」によって日本再興を計ろうとした創立者の思想は、歴史的必然性と正当性を持ったばかりか、グローバルな地球社会が到来した21世紀の現代においても継承すべき普遍的理念である。なぜなら21世紀社会は高度な知識や技術を要請する知的基盤社会であり、その社会の発展は、「教育」によってのみもたらされるからである。

第2は、常葉学園の教育によって育成すべき素晴らしい人間像である。より高きを目指して「学び続ける人間」が理想の人間像として呈示され、「自己実現」を人生の目的とすべきことが創立者の生涯と重ね併せて提唱されている。常葉学園に学ぶ者の個としての人間育成を、あるいはその基盤となる部分の完成を「知」「技」「心」に亘って常葉学園の教育は目指している。

第3は、創立者が身を持って体現した「学術の尊重」と「国際化の推進」である。木宮泰彦は、齢六十を越えて私学創設を思い立つまで日本史学の研究にいそしむ学徒であった。

常葉学園は文字通り「学者の創った学校」であり、研究者としてのテーマは日本、中国両国の文化的交流の歴史を文献資料に基づいて跡付けようとする仕事だった。その主要著書である『日華文化交流史』(日支交通史：昭和2(1927)年刊)は、「古代から江戸時代までの日本と中国との史的関係を系統的に叙述した最初の学術書」で「戦前における対外関係史研究の水準を示す代表的著述の一つ」と評価されている。(いずれも『国史大辞典』による。) 常葉学園創立者の人生の中で「学術の尊重」「国際化の推進」は「教育」と並んで重要な基本理念であった。

これら建学の精神の下、常葉学園は、社会、時代の要請に応えて、中・高等学校、短期大学、幼稚園、小学校、大学(大学院を含む)、専門学校等が静岡県下にそれぞれ創られ、現在学校数は15校、学生・生徒数10,425名に上っている。更に、医療教育の臨床実習機能を持つ病院を設置してきた。

2. 大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 大学の基本理念、使命・目的

本学は、平成12(2000)年富士市及び富士宮市等から高等教育機関設立への強い要請を受ける中、常葉学園建学の理念・使命・目的に沿って、流通経済学部、環境防災学部の両学部をもって設立された。本学の普遍的な基本理念、使命・目的を学則第1条において次のように規定している。

「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養を授けると共に、深く学術教育の理論及び応用を教授研究し、本学園建学の精神である知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神とをもつ有為な人材を育成し、国家及び社会に貢献せしめ、我が国教育並びに学術文化の発展に寄与することを目的とする。」

更に両学部における具体的に目指すべき使命・目的は以下のとおりである。まず、流通経済学部は、生産・消費のみに止まらず、排出・リサイクルまで含めた「ソーシャル・ロジスティクス」を主たる分析対象とする中、現実の生きた経済に学ぶ姿勢を貫きつつ経済、経営、マーケティング機能の研究・分析を行い、地域社会に貢献できる人材育成を目指し

た。一方、全国初の学部として発足した環境防災学部は、「持続可能な循環型社会システムの構築」を目指す中、自然環境と災害を理工学的見地から研究を深めるそれを社会学的に体系化し文理融合型の新しい学際的教育・研究を進めて地球環境保全や防災に貢献できる人材育成を目標にした。

草創期順調な立ち上がりを示すことができた本学であるが、平成 18(2006)年以降、多様化した地域社会のニーズに対応するため、学部拡大・改編、新学部創設等の制度改革を行った。流通経済学部という名称は、経済学の一領域の専門的教育とみなされ勝ちであり、静岡県東部・中部地域の特色を生かせる観光産業、高まる健康・保健ニーズに応えるスポーツビジネス領域を加える等多岐にわたる経済・産業のトータルマネジメントを司る総合経営学部への拡大・改編を行った。同時に超少子高齢社会への環境変化により、保育・幼児教育が社会的に有用な存在としての機能を果たしていくために、保育学部を新設した。更に平成 16(2004)年度、高等学校教諭一種免許取得を目指すべく編成された教職課程は、中学校教諭、幼稚園教諭免許取得への道を拓げる等充実させた。また、平成 20(2008)年には、環境・防災分野の更なる専門教育を深めるため、大学院環境防災研究科を開設する一方、留学生のスムーズな学部入学を促すための準備コースとして留学生別科を設置した。そして平成 22(2010)年、環境・防災分野における社会ニーズの変化にも対処するため、環境防災学部を改編して社会環境学部を新設した。環境・防災を巡る世界の状況は、社会がグローバル化・ネットワーク化した結果、事象の発生や被害の波及など複合的危機に対処せねばならない局面となってきたので、個別の理工学的、技術的課題への対処・研究から、トータルの社会環境全体のリスクマネジメントが要請されるようになったからである。

本学の教職員は、以上の地域社会の要請、本学の理念・使命・目的に基づいてそれぞれの教育目標を掲げ、教育研究活動を行っている。学長は毎年度、本学運営のための基本方針を示し、それを受け各学部、各種委員会、事務局が業務遂行し、その結果を報告した上で学長が総括、評価する業務システムが整っている。また、教員は年度当初に教育・研究目標を自己申告書によって設定し、二度（10月、3月）に亘って自己評価する。それを受け学部長、学長が評価、フィードバックする評価体制となっている。このように、本学では理念・使命に基づき大学運営がなされるよう、また時代の要請に適宜応えるため、自己点検・評価が重要であることは確認してきたが、現状それが全学に充分浸透できているかは定かではなかった。そのため、今回の大学評価のための自己点検活動を本学の更なる発展のための新たなベースとして捉え、全学一体となって取り組んでいる。

（2）大学の個性・特色

現在、総合経営学部、社会環境学部（環境防災学部から改編）、保育学部、大学院環境防災研究科を擁した教育・研究体制をとっている。本学の個性・特色は以下 3 点に特徴付けられる。

第 1 は、地域のオピニオンリーダー、先導役として 21 世紀社会が共有すべき価値観である「持続可能な循環型社会システム構築」への道筋をつける使命を担い続ける大学である。大学草創期当時、社会全体では未だ形成できていなかった地球環境保全意識を逸早く本学全体で共有する「富士常葉大学環境方針」を平成 15(2003)年 4 月に掲げる一方、その環境マインドに裏打ちされた日々の教育・研究、大学生活を教職員、学生が実践することで、同年 11 月に ISO14000 の認証取得として結実させた。以降、ISO 活動は、循環型社

会実現に向けて全学的アンカーとして位置付けられる一方、地域社会の目指すべき指針として認知されている。特に環境防災学部は、環境と災害を社会科学的に体系化する一方、文理融合・学際教育という新しい教育分野にチャレンジするシンボル学部として、循環型社会実現に向けて地域社会をリードする人材輩出に貢献してきたが、その役割は社会環境学部に引き継がれている。また、環境防災（社会環境）、流通経済（総合経営）両学部教員で共同研究して地域社会へ提言、発信したことが、循環型社会実現への基盤作りに役立っている。

第2は、生きた経済を体現し、「真の実学」教育を実践していることで、以下二つの側面に分けられる。一つには、本学における「真の実学」を学ぶ教育システムそのものに特徴があることである。（特記事項参照）そもそも循環型経済学、環境防災学という理念・理論体系を詳細に教授する教育・研究体系は、ややもすると理念先行の教育プログラムに陥りやすかったことは事実である。それを大学全体で肝に銘じ、「生きた経済」を学びトータルな経営・マネジメントノウハウを身に付けた人材育成を図ることを徹底した。特に学部改編・新学部創設期以降、各学部において実地・野外実習活動を大幅に織り込み、様々な課題を学生自ら解決方法を見出す教育システムを作り上げた。具体的には、実社会が受け入れやすい人材づくり目指しての様々な就職支援教育、スポーツ関連資格取得支援講座、消防・警察、保育士・幼稚園教諭等を目指す公務員受験対策講座等に加えて中等教育・幼稚園一種に関する教育実習、フィンランドにおける海外研修、富士山周辺の野外実習等である。

二つには、実学を学び修得した学生たちの自主的活動が極めて活発なことである。環境防災学部では、教員の指導のもと災害による被災地での調査研究活動を通じ、その成果として災害時における自治体の罹災証明発行業務から一連の生活再建に至るプロセスの災害対応業務分析を実施し、実際の災害現場（新潟県中越地震、能登半島地震等）において業務支援を行った。また、身近な地域レベルでの環境問題に地域の人々を巻き込みながら学生がボランティア（棚田保全活動ボランティア、「ビオトープ作り助け隊」）として積極的に取り組み、地域社会全体に環境マインドを浸透させていくことに努めている。また、地域産業・社会の様々な課題に本学生が主体的かつ創造的に取り組むことを支援する学生自主企画支援事業（ふじとこ未来塾）を設けることで、数多くの企画を実践・参画する等、本学の専門性を生かした自主的活動が経常的に行われていることに特色がある。

第3は、静岡県東部地域に根ざし、その特性に見合った地域貢献する大学である。当該地域は、①歴史的に産業城下町として発展してきた経緯から、成熟型経済社会・地域主権時代に相応しい新たな地域社会のグランドデザインつくり ②富士・箱根・伊豆という日本一の観光資源を有する地域としての新しい観光産業戦略による地域活性化 ③迫りつつある東海地震等リスクの高い地域にあって防災拠点としての地域作り等、行政中心に地域ニーズが高まっている。これに応えるべく、環境・防災、健康、医療、保育、スポーツ、観光、サービス等様々な分野で多くの教員が、行政や公共団体の審議会や各種委員に就任して、様々な提言を行っている。具体的には、静岡県、富士・富士宮・沼津市等の街づくり、地域活性化・商業振興ビジョン作りのリーダーや実行委員に教員・学生が参画して多くの実績をあげている。また、富士市主催の市民大学講座や地域防災指導者養成講座等を行い、地域住民の生涯教育ニーズや防災リスクマネジメント意識の高揚に努めている。更

に、勉学意欲に燃えた意識の高い中国人留学生を中心にアジア系留学生が本学に多く学び始めた結果、地域社会においても異文化交流が自然に行われ、多くの留学生が地域に根付くことで地域社会の国際化推進に貢献している。

II. 富士常葉大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

- 平成 元(1989)年 12月 常葉学園富士短期大学の設置認可
平成 12(1990)年 4月 常葉学園富士短期大学〔商学科・国際教養科〕開学
平成 11(1999)年 12月 富士常葉大学の設置認可
平成 12(2000)年 4月 富士常葉大学〔流通経済学部流通経済学科・環境防災学部環境防災学科〕開学
平成 13(2001)年 3月 常葉学園富士短期大学廃止
平成 16(2004)年 4月 教職課程認定（高等学校教諭一種免許状「公民」・「商業」・「理科」）
平成 17(2005)年 12月 富士常葉大学〔保育学部保育学科〕設置認可
平成 18(2006)年 1月 富士常葉大学〔大学院環境防災研究科〕設置認可
平成 18(2006)年 4月 富士常葉大学〔保育学部保育学科・大学院環境防災研究科・留学生別科〕開設
富士常葉大学流通経済学部流通経済学科を〔総合経営学部総合経営学科〕に名称変更
教職課程認定（高等学校教諭専修免許状「理科」、高等学校教諭一種免許状「公民」・「商業」、中学校教諭一種免許状「理科」、幼稚園教諭一種免許状）
平成 21(2009)年 8月 富士常葉大学〔社会環境学部社会環境学科〕届出設置
平成 22(2010)年 4月 富士常葉大学〔社会環境学部社会環境学科〕開設
教職課程認定（中学校教諭一種免許状「理科」、高等学校教諭一種免許状「理科」）
富士常葉大学環境防災学部環境防災学科の学生募集停止

2. 本学の現況 [平成 23(2011)年 5月 1日現在]

- [大 学 名] 富士常葉大学
[所 在 地] 静岡県富士市大渕325番地
[大学構成]

学部名	学科名
総合経営学部	総合経営学科
環境防災学部	環境防災学科
保育学部	保育学科
社会環境学部	社会環境学科
大学院	環境防災研究科
留学生別科	留学生別科

※平成22年度から環境防災学部環境防災学科の学生の募集を停止、在学生が卒業した時点で廃止する。
また平成22年度から社会環境学部社会環境学科を新設した。

[学生数・教員数・職員数]

学生数 平成23(2011)年5月1日現在

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数				
					1年	2年	3年	4年	計
総合経営学部	総合経営学科	160	45	640	125	161	172	188	646
環境防災学部	環境防災学科	—	5	300	—	—	85	105	190
保育学部	保育学科	80	5	320	84	85	85	91	345
社会環境学部	社会環境学科	130	—	260	73	94	—	—	167
合 計		370	55	1,520	282	340	342	384	1,348

大学院・研究科	入学定員	収容定員	在籍学生数		
			1年	2年	計
環境防災研究科	10	20	3	4	7

別科	入学定員	収容定員	在籍学生数
留学生別科	30	30	4

教員数 平成23(2011)年5月1日現在

学部	専任教員数					兼任教員数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計		
総合経営学部	15	13	2	0	30	39	
環境防災学部・社会環境学部	11	6	3	0	20	26	
保育学部	5	3	4	1	13	26	
合 計	31	22	9	1	63	91	
大学院	(8)	(3)	(1)	0	(12)	0	()併任者
総合計	31	22	9	1	63	91	

※ 環境防災学部は平成22年度から学生募集を停止し、社会環境学部を平成22年4月1日より

新設した。そのため、環境防災学部と社会環境学部を併せて記載している。

職員数 平成 23(2011)年 5 月 1 日現在

専任職員	非常勤職員	合 計
26	19	45

III. 基準ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的（教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等）

1－1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

1－1－① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1－1の事実の説明（現状）

学校法人常葉学園の前身である静岡女子高等学院の「建学の精神」顕彰委員会によって起草された常葉学園「建学の精神」における理想とする人間像は、「美しい心情をもって、国家・社会・隣人を愛し、堅固な意志と健康な身体をもつていかなる苦難にもうち克ち、より高きを目指して学び続ける人間」である。それは、常葉学園誌『とこは物語』にも示され、法人内の各大学・高等学校等すべての学則の前段に記述されている。

富士常葉大学の学則では、前述の建学の精神を「知徳の兼備・豊かな情操・不屈の精神をもつ有為な人材の育成」としてまとめ、継承している。教職員に対しては新任研修でその周知と理解を図っている。入学生及びその保護者などには入学式において、建学の精神の周知の機会が設けられている。また、毎年、創立記念日と創立者の命日である「之山忌（しざんき）」において、教職員や在学生に対し、その周知が継続的に行われている。また外來者にも建学の精神を印した銘板をエントランスホールに掲示している。

本学の基本理念は、「持続的発展が可能な 21 世紀社会の構築」であり、「富士常葉大学環境方針 基本理念」にも示されている。この理念は、『学生生活ガイド VOLANTE』(以下、『ヴォランチ』とする)、『大学案内』等の出版物やホームページ、大学の説明会等の広報活動を通じて学内・学外に広く理解を求めるよう注力している。

1) 常葉学園誌『とこは物語』の配布

「建学の精神」とともに常葉学園の歴史、各校の成立・発展過程等が記載された学園誌『とこは物語』は学部生を始め大学院生、留学生別科生を含む全新入生及び新任教職員へ配布され、理解を促すことに役立っている。

2) 『学生生活ガイド VOLANTE(ヴォランチ)』

全学生に配布している『ヴォランチ』に建学の精神、「常葉」の由来等について記載し、理解を深めさせている。また、特に新入生に対しては 4 月のガイダンスにて説明を行っている。

(2) 1－1の自己評価

常葉学園の建学の精神と本学基本理念は、前述のとおり、さまざまな媒体と機会を利用

して示され、学内外に周知が行われていると評価している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神と基本理念は、周知がなされてきているが、より深い理解を促すため、なお一層学生に対して、学内のガイダンス、「教養セミナー（1・2年必修ゼミ）」等において周知していく。また、学外へは、出版物やホームページ等においてわかりやすく具体的に発信していく。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1-2の事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学の使命・目的は、学則第1条において、次のとおり明確に定められている。

「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養を授けると共に学術教育の理論及び応用を教授研究し、常葉学園の建学の精神である知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神とをもつ有為な人材を育成し、国家及び社会に貢献せしめ、我が国の教育並びに学術文化の進展に寄与することを目的とする。」

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

前述の本学の使命・目的を規定している「学則」は、学生に対しては、全学生に配布している『ウォランチ』に記載され、特に年度当初のガイダンスにて大学の使命・目的及び学部・学科の使命・目的等について説明を行い周知している。また、教職員に対しては『学校法人常葉学園規程集』を一人一冊常備させ、新任研修会、新任者説明会、教授会等において周知している。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか

大学の使命・目的は、「大学の基本理念」と同様に、ホームページ、大学案内、大学の説明会やオープンキャンパス等のさまざまな学外向け資料に掲げ公表している。

(2) 1-2の自己評価

本学の使命・目的は、前述のとおり、建学の精神・基本理念を踏まえ「学則」に明確に示されており、これらを反映したものとなっている。また、さまざまな媒体と機会を利用して学内に示され、学外者に対しては現代社会のニーズ、情勢に照らし、より具体的かつ平易な表現により示している。こうした努力は、「持続可能な21世紀社会の構築」等の表現により学内外を対象とした大学案内やホームページ等を通して一貫して行われ、「持続可能な21世紀社会の構築」を目指したカリキュラム構成、環境ISO活動などに反映されていると評価している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は、これまでにも十分な周知がなされているが、今後の本学の発展にあわせ、建学の精神と大学の使命・目的についてもより明確にすべく更なる検討を加えるとともに、十分な認知・理解に繋げていくために教授会にて周知の方法等を検討する。

[基準1の自己評価]

建学の精神、基本理念、使命・目的については、本学の教職員・学生・保護者や受験生、地域社会にさまざまな媒体と機会を通して、学内外に示されている。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

保育学部や社会環境学部の設置といった組織・仕組みにおける諸改革が実現した現在、今後は教育研究内容の充実や地域社会への貢献を積極的に図る等して、更なる建学の精神、基本理念、使命・目的の基本方針に沿った地域社会との一層の連携を行っていく。

基準2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

（1）2-1の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

富士常葉大学は、現在、総合経営学部、環境防災学部（平成22(2010)年度から募集停止）、保育学部、社会環境学部（平成22(2010)年度新設）の4学部と大学院環境防災研究科、留学生別科から構成されている（【図2-1-1】）。各学部・学科等の現状は【表2-1-1】のとおりである。

【表2-1-1】大学・大学院等の入学定員・収容定員・在籍学生数 （平成22年5月1日現在）

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在 籍 学 生 数	専 任 教 員 数	備 考
総合経営学部	総合経営学科	160	45	700	739	29	
環境防災学部	環境防災学科	—	5	460	310	14	平成22年度募集停止
保育学部	保育学科	80	5	330	344	12	
社会環境学部	社会環境学科	130	—	130	104	5	
合 計		370	55	1,620	1,497	60	

※社会環境学部の3年次編入学定員は10人（平成24(2012)年度から）

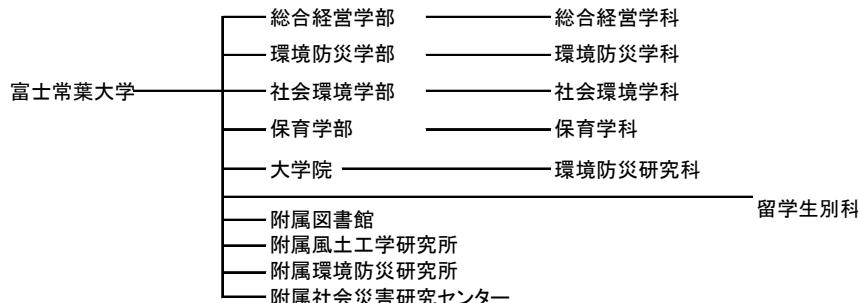
※環境防災学部教員はH25(2013)年度までに社会環境学部に移行する

大学院・研究科	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数
環境防災研究科	10	20	7	0

別 科	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数
留学生別科	30	30	7	0

平成12(2000)年開学当初は、流通経済学部と環境防災学部の2学部体制であったが、時代の要請に対応すべく改組・再編を進めてきた結果、以下のとおりとなっている（【図2-1-1】）。

【図 2-1-1】 大学組織図



<総合経営学部 総合経営学科>

平成 12(2000)年度に、知識や応用力を持ち意欲的に新しい社会構造を創造していくこうとする、実学重視の人材育成を目的とする「流通経済学部流通経済学科(入学定員 200 人 3 年編入定員 20 人)」を設置した。平成 18(2006)年度に「総合経営学部総合経営学科(入学定員 150 人、3 年編入定員 5 人)」に名称及び入学定員の変更をするとともに、従来の 3 コース制から 5 コース制へとコースの拡充を図った。また、志願者の増加に対応すべく、平成 20(2008)年度入学定員を 150 人から 160 人、3 年次編入定員を 5 人から 25 人に変更した。そして、平成 22(2010)年度から 3 年次編入定員を 25 人から 45 人に変更した。

<社会環境学部 社会環境学科>

平成 12(2000)年度に自然環境や災害に対する従来からの理工学的研究成果を踏まえ、地球環境や防災のために貢献できる人材育成を目的とする「環境防災学部環境防災学科(入学定員 150 人、3 年次編入定員 30 人)」を設立した。しかし、編入定員を確保することが設置計画のとおり進まず、平成 20(2008)年度に 3 年次編入定員を 30 人から 5 人に変更した。複雑化した環境や安全をめぐる諸問題を、社会システム全体の問題としてとらえるために、平成 22(2010)年度から環境防災学部環境防災学科の募集を停止し、入学定員 130 人、3 年次編入定員 10 人、3 コース制の「社会環境学部社会環境学科」を新設した（以下「改組」という）。社会環境学部は認可された設置計画に基づき進行中のため、本編の中では原則として環境防災学部と併記し、必要に応じて別途記述することとした。

<保育学部 保育学科>

静岡県東部地域唯一の指定保育士養成施設として、平成 18(2006)年度、他者を思いやる心や創造的で豊かな感性を持ち、保育技術の向上を目指し、特別支援教育等新たな社会のニーズに対応できる人材育成を目的とする「保育学部保育学科(入学定員 80 人、3 年次編入定員 5 人)」を設置し、3 つの履修コースを設けた。

<大学院環境防災研究科 環境防災専攻>

大学院環境防災研究科環境防災専攻（入学定員 10 人）は、平成 18(2006)年度環境防災学部を基礎学部として、学部教育の基礎の上に学術の理論および応用を教授研究し、文化の進展に寄与することを目的に開設した。環境の急激または緩慢な変化によって社会が受けける影響や被害・災害からの回復・復興経過の究明など、環境と社会の関係についての研究を本研究科の教育研究目的としている。環境防災プランニング、環境防災マネジメントの 2 専攻分野を設置し、大学院担当教員 10 名で教育研究を行っている。平成 22(2010)年度に環境防災学部の募集を停止し、社会環境学部が新設されたことに伴い、平成 25(2013)年度

までに社会環境学部を基礎学部とした研究科・専攻への改組をする予定で教育目的・教育内容の見直しを行っている。

<附属研究所>

平成 12(2000)年度に「風土工学研究所」と「環境防災研究所」を大学の設置と同時に設立した。(学則第 66 条) 風土工学研究所は風土文化の地域づくりを風土工学という手法で研究、実践を行っている。しかし、担当教授、研究員の退職により平成 22(2010)年度に閉所した。環境防災研究所は、環境、防災の分野の発展だけでなく、環境教育やボランティア活動へのサポートを通して、地域に開かれた研究所として社会貢献を行っている。研究所は受託金等の収入を運営経費に充て、学長が所長を、学部教員が副所長兼研究員を兼務し、研究所が採用した研究員と事務職員(非常勤職員)で構成し、研究所運営委員会規程にて運営している。

平成 22(2010)年度より防災に関連する研究及び地域貢献の拠点とした社会災害研究センターを新設した。

<留学生別科>

海外からの留学希望者の増加に伴い、平成 18(2006)年度から「留学生別科入学定員 30 人」を設けて、学部入学前の日本語及び日本文化の教育の充実を図っている。また、学生部の中に国際交流室を設け、留学生の受け入れと大学生活全般にわたる支援を充実させており、留学生と日本人学生との交流推進(料理教室等)も図っている。

**2－1－② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上
の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

本学の教育研究組織間の関連構成は、【図 2-3-1】に示されている。

1) 大学の教育研究目的と年度当初の運営方針に沿って教育研究が進められていくように、運営組織として、学則第 56 条に規定されている部長会は、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、学生部長及び事務局長で構成されている。ここでは、定められた審議事項と全学的な課題を協議すると共に、大学内の各組織からの諸情報を受け、意見交換を行い、各教育研究組織間の連携、調整を図っている。

2) 学長の方針は各教職員が理解を深めることができるように合同教授会の場で示されており、部長会及び合同教授会の議事録は全教職員がネットワーク上で、閲覧できるようになっている。また、教授会・学部教授会議では各種委員会からの提案が審議され、その結果を踏まえて部長会で議論され、最終的に学長が決定し、合同教授会に報告している。このような各組織間の意思疎通と審議、連携、調整によって、本学の教育研究は進められている。大学院における教育研究については、大学院担当の教授、准教授、講師で構成する大学院研究科会議(富士常葉大学大学院学則第 23 条)で審議している。審議結果については研究科長が部長会で報告し、学部、事務当局との連携を密にするとともに、学長が審議結果の承認、決定を行う。また、大学院担当の全教員は基礎学部教員を兼務している。

(2) 2-1 の自己評価

富士常葉大学の各学部は、社会の要請に応えるために設置され、教育研究上適切な規模内容を有し、本学の使命・目的を達成するための組織として適正に構成している。

1) 流通経済学部から総合経営学部への改組と保育学部の新設は、平成 18(2006)年度から

平成 22(2010)年度までの両学部における入学者数の推移からみて、両学部の定員の設定が適切であり、地域社会の要請に応えたものであると評価できるものであった。だが平成 23(2011)年度については、保育学部の入学者は定員を超えており、総合経営学部の入学者は前年度を大幅に下回り、定員より 35 名少ない水準にとどまった。この状況は、総合経営学部の定員の設定が不適切であったことをにわかに示すものではないとはいえ、学生募集面での新たな対策が求められている。

- 2) 環境防災学部から社会環境学部への改組によっても、定員の確保はできていないが、組織としての体制整備を行っている。
- 3) 附属社会災害研究センターの新設は防災の研究と防災意識の啓発等において地域に貢献している。
- 4) 部長会において、研究科、各学部、事務局、附属図書館の長は、相互の関連を密にし、各組織の教育研究上の活性化を図るために適切に関連性を保っている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

常葉学園は学園内の 3 大学 1 短大を統合した総合大学を発足させる方針を打ち出しており、計画通りに進めば、平成 25(2013)年 4 月に「常葉大学」が誕生する。この大学統合は常葉学園の存在価値を高めるものであり、総合経営学部と社会環境学部の学生募集面ではプラスの効果が生まれると考えられる。

本学では、平成 23 年度の入学者の減少に対処すべく、後述の募集戦略会議を中心とした学生募集活動を展開するとともに、常葉学園の大学統合の方針に沿った改革を進めていく。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 2-2 の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学における教養教育は開学以来、総合経営学部と環境防災学部で共通の教養教育授業科目を「全学共通科目」と称して配置してきた。しかし、平成 18(2006)年の保育学部の新設後、教養教育授業科目は全学共通の科目ではなくなったため、総合経営学部と環境防災学部は「専門科目以外の科目」と名称を変更した。また、保育学部では「基礎教養科目」と称していた。

- 1) 1・2 年次の必修科目「教養セミナー I」、「教養セミナー II」は、共通授業計画において、全教員が実施運営している。その他の科目は各担当教員に実施運営が委ねられている。
- 2) 保育学部が完成年度（平成 21(2009)年度）を迎える前に、次年度に環境防災学部から社会環境学部への改組を控えていたため、教務委員会内において、全学的な連携による教養教育科目の配置・時間割の調整・履修指導などの実施内容について協議をする初年次プロジェクトチームを発足させた。その結果、平成 22(2010)年度より 2 学部の「専門科目以外の科目」の一部（リテラシー科目等）の科目を保育学部の基礎教養科目に開講することになった。また、教務委員会では「基礎教養科目」における人文科学系・社会科学系・自然科学系の三分野の窓口担当教員を配置し、全学での調整をすることにした。

3) 平成 22(2010)年度以降、教養教育について全学的に検討するために教務委員会の下部組織として、「教養教育プロジェクト」を設置した。そして、「教養セミナー I・II (1 年次必修ゼミ)」の内容・実施体制及び「1 年次リテラシー科目」(国語・英語・数学) の内容・履修体制の改善を平成 21(2009)年度に引き続き検討する「初年次教育プロジェクト」を教務委員会下部組織に設置発足した。

4) 平成 20(2008)年度、日本私立学校振興・共済事業団が行っている経常費補助金特別補助「教育・学習方法等改善支援経費」に申請し、採択された課題は、以下のようなものである ([資料 10-2]、[特記事項] 参照)。この経費によってこれまで以上に教育効果の高い学習を進めることができた。

- ・環境防災教育の視点に立った棚田保全活動
- ・スポーツマネジメントコースにおけるインターンシップ実習の実施とカリキュラム化の検討
- ・21 世紀社会に即した学際的思考の醸成と準備段階教育に係る教養教育の充実と改善
- ・富士山を知り、富士山に学ぶ
- ・富士地域における観光まちづくりに貢献する人材育成プログラム
- ・21 世紀社会に即した理科及び環境教育の充実と改善
- ・防災教育としての被災地での研修と復興支援活動

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学では開学当初より、教務委員会が教養教育と専門教育を合わせて教育に関する検討を行い、それに基づいて各学部の教務委員及び教養教育担当教員が学部の専門教育の内容を踏まえて教養教育科目の内容を精査し、学部の具体的な教養教育の内容等を決定していた。しかし、平成 22(2010)年度より、教務委員会の下部組織である「教養教育プロジェクト」が教養教育の運営に関する様々な案件を検討・実施し、教務委員会に提案する方式に変えた。その後、教務委員会にて協議した結果を学部教授会で審議し、部長会の議を経て学長が決定し、合同教授会に報告するシステムである。

また、前述した日本私立学校振興・共済事業団が行っている経常費補助金特別補助「教育・学習方法等改善支援事業実施」に関しては、各教育プログラム申請者が責任を持って運営し、実施報告書を部長会に提出、日本私立学校振興・共済事業団にも報告している。

(2) 2-2 の自己評価

本学では、開学当初より教養教育の重要性を認識し、入学時から 1 年次必修ゼミ「教養セミナー I (1 年前期)」、「教養セミナー II (1 年後期)」、2 年次必修ゼミ「教養セミナー III (2 年前期)」、「教養セミナー IV (2 年後期)」を設けてきた。しかし、この教養セミナーの内容は、各担当教員が持つ専門的知識・経験を生かし、各担当教員の裁量に任されていたため、必ずしも全学共通な体制として確立されたものとは言えなかつた。

1) 平成 21(2009)年度教務委員会の下部組織である「初年次教育プロジェクト」にて 1 年次必修ゼミ「教養セミナー I・II」について実施運営体制の見直しを行い、学部の特色を活かした全学共通の内容にすべく協議した。また、「基礎教養科目」の分野担当を設けて全学の調整を行い、全学共通の内容にすべく教養教育の改善について教務委員会にて議論を開

始した。

2) 平成22(2010)年度より、教務委員会の下部組織として、教養教育の質の向上のみならず、学部間の連携を強化する目的で「教養教育プロジェクト」、そして、国語・数学・英語のリテラシー教育を充実する目的で「初年次教育プロジェクト」を設置し、継続的に協議していく体制とした。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり、教務委員会の下部組織「教養教育プロジェクト」を中心として、全学的な連携による「教養教育科目」や「教養セミナー」等の講義内容、配置・時間割の調整・履修指導などを検討し、改善を行ってきた。今後も教務委員会を中心として、これらの改善策の着実な実施や改善の効果を測定する方法等を検討し、恒常に検証・改善を行うことにより一層充実した体制を確立していく。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に係わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

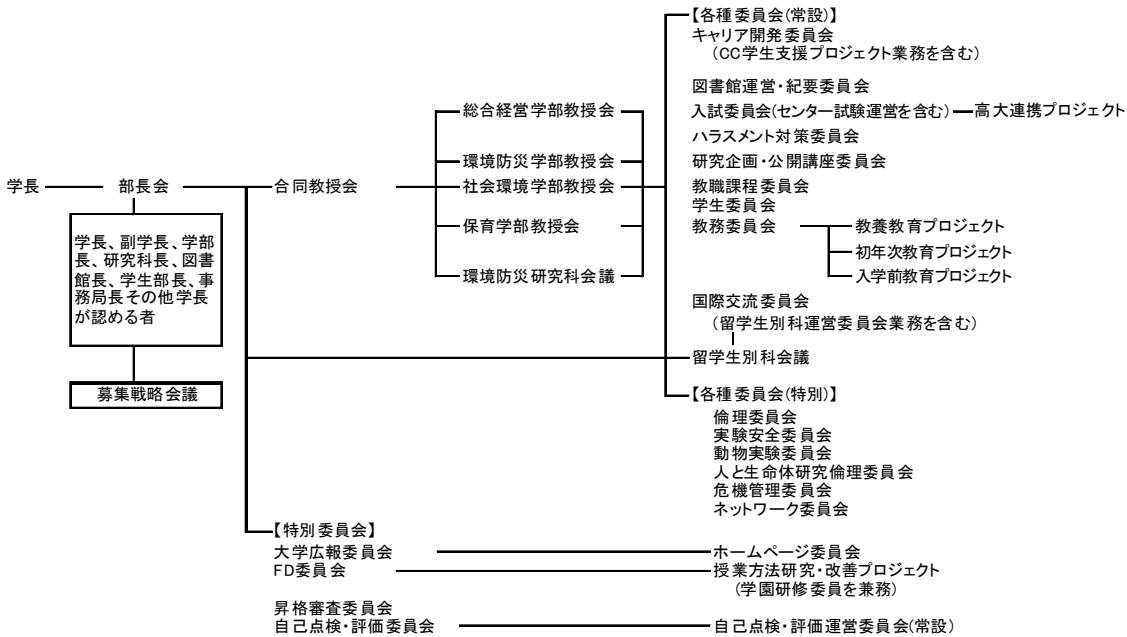
本学の教育研究上の主要事項に関しては、学長が方針を決定するが、その意思決定を扶けるための審議機関として、本学では部長会が設けられている。部長会は原則として毎週1回開催し、学長、副学長、学部長、研究科長、学生部長、図書館長及び事務局長から構成されている。その他、案件に応じて学長が必要と認めた教職員を参加させている。

1) 部長会での審議事項は、教育研究及び人事に関する基本方針、入学試験、学則・諸規程の制定・改廃及び運用、施設の設置・廃止の検討・計画の立案等に関する事項であり、本学の運営に関する基本的事項の審議を部長会が行っている。

2) 具体的な学部・大学院の運営に関する事項は、各学部教授会・学部会議、大学院の研究科会議で審議され、その案を学部長、研究科長が部長会で報告し、部長会の議を経て学長が承認し決定している。

3) 各学部の教授会・学部会議は、教授をはじめ全教員をもって組織されており、合同教授会の会議を含め月2回開催している。更に、学部長が必要と判断した際には臨時で開催している。

【図 2-3-1】大学運営組織図



2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

富士常葉大学の教育研究に関わる事項は、大学の使命・目的に対応できるよう教職員が所属する各種委員会、各学部教授会で議論し、部長会の議を経て、学長が決定してきた。

各学部教授会では、ゼミナールや授業で把握した学生の状況や意見等を反映させつつ、学部のカリキュラムの改善や教育方針等の教学に関わる審議を行っている。

1) 専門分野に関する事項を議論する組織として、各種委員会（常設、特別）が設置されている（【図 2-3-1】）。各種委員会（常設）として学生委員会、入試委員会、研究企画・公開講座委員会、ハラスメント対策委員会、教務委員会、教職課程委員会、図書館運営・紀要委員会、国際交流委員会、キャリア開発委員会、自己点検・評価運営委員会がある。部長会の議を経て学長が定める各種委員会（特別）として、倫理委員会、動物実験委員会、実験安全委員会、人と生命体研究倫理委員会、ネットワーク委員会、防災対策委員会、留学生別科運営委員会がある。これらの委員会は、各学部から選出された教員で構成されている。

2) 各種委員会とは別に特別委員会として、自己点検・評価委員会（自己点検・評価運営委員会）はその下部組織であり常設各種委員会のひとつである）、昇格審査委員会、FD(Faculty Development)委員会、大学広報委員会を設け、部長会構成員を中心に構成されている。

3) 教務委員会の下部組織として「教養教育」、「初年次教育」、「入学前教育」の3つのプロジェクトとFD委員会と緊密に連絡を取っている「授業方法研究改善プロジェクト」が組織されている。各学部の専門科目に関わるカリキュラム改革に関しては、各学部内のカリキュラム改革プロジェクト又は各コース毎に会議が持たれ、そこで、協議された内容を各学部の教授会にて審議している。

4) 上記の約20の委員会には、関連する事務組織の職員が配置され、所管事項について教授会・学部会議や部長会に提案する原案を作成している。これにより、教員と事務職員との意思疎通と協力的な学内運営を行っている。

5) 教育に関する学生の意見・要望は、各ゼミナール等で教員が把握している他に、自己点検・評価運営委員会によりセメスター毎に行っている「学生による授業評価アンケート」でも把握される。その授業毎のアンケート結果は、集約後、各担当教員に伝えられるので、集約結果を各教員は学生にフィードバックをするように心がけている。そして、その集約結果を自らの次年度の授業の改善に活用している。

また、平成 23 年度は学長と学生との懇談会も実施することとしており、その場で学生からの率直な意見が表明されることを期待している。

(2) 2-3 の自己評価

各学部の教授会及び各種委員会において審議された事項は、すべて部長会で把握され、学長が承認し決定する。このように、迅速な意思決定が行われることは、小規模な本学では有効に機能してきた。しかし、学生のニーズが多様化している現在では各種委員会の連携が必要である。また、各種委員会、特別委員会の新設も社会状況や大学に関わる施策の変化に対応する形でなされてきたが、各種委員会の所管する内容が重複しているものもあり、また、現行の委員会ですべてに対応できているとは言い難く、学部単位、教員単位で担っている事項もある。とはいっても、各学部教授会と各委員会の議事録が部長会で配布されるという作風は定着してきている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 1) 「学生による授業評価アンケート」の結果については今後、教務委員会等に反映させ、学習者の要望に応えていく。
- 2) 自己点検・評価運営委員会で行っている「学生生活に関するアンケート」（学生生活、予習や復習の時間、クラブ・サークル活動、キャンパス環境、学生食堂・喫煙所、通学シャトルバス等）の質問に対する学生の意見・要望を参考に、改善・整備を実現することで応えていく。そして、学生委員会と連携して行うことを計画している。
- 3) 部長会で各委員会の審議事項の見直しや整理を行い、各委員会と部長会との連携や各学部と各委員会の連携を図るために、部長会、合同教授会のなかで今以上に各委員長による委員会報告を定例として設けるなどして、委員会での議論の内容の周知、及びそれを踏まえた部長会、合同教授会、各学部教授会での審議結果を各委員会に還元する体制を整え、意思決定を明確に積み上げるシステムを構築していく。

[基準 2 の自己評価]

- 1) これまで本学は、各学部教授会や各種委員会での議論は、必ず部長会に報告、審議されるという手続きにより、大学としての迅速な意思決定を可能にしてきた。毎月 1 回行う合同教授会、毎月 1 回以上行う学部教授会、毎週 1 回行われる部長会及び隨時行われる各種委員会については評価できる。更に、各議事録を全教職員にネットワーク上で公開していることも評価できる。
- 2) 各学部の連携のために意見交換の場に関しては、合同教授会があるが、各種委員会間についてそういう場がない。今後、課題によっては複数の委員会の合同開催や、委員長を集めた各種委員長会議の設置など、部長会において開催及び設置について協議する。

3) 教養教育、初年次教育については、教務委員会にて議論されていた前年度までの状態に比べて、教務委員会の下部組織である「教養教育プロジェクト」、「初年次教育プロジェクト」で扱うことになり、この点については、前進したといえる。

[基準2の改善・向上方策（将来計画）]

- 1) 平成25(2013)年4月の大学統合が常葉学園の方針として掲げられたことに伴い、常葉大学の教養教育の内容を構築していくことが平成23(2011)年度の大きな課題となった。本学としても、全学の大学統合の会議と歩調を合わせて、教養教育の改革を進めていく。
- 2) 各種委員会の合同開催が必要なテーマを中心に連携を取っていき、審議結果の報告だけではなく、恒常的なセンターの設置など体制面についても部長会で検討する。

基準3. 教育課程（教育目的、教育内容、学習量、教育評価等）

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分に反映されていること。

(1) 3-1の事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学では建学の精神、「知徳の兼備、豊かな情操と不屈の精神をもつ有為な人材の育成」を礎とし、国家及び社会への貢献、我が国の教育並びに学術文化の進展に寄与することを使命・目的として学則第1条に定めている（【資料編F-3】参照）。

1) 総合経営学部総合経営学科

総合経営学部総合経営学科の教育目的は、次のように学則に定められている。

総合経営学部 総合経営学科

本学科においては、我々を取り巻く経済社会の環境や情報通信産業の進化等を認識して、「持続可能な循環型経済社会システムの構築」を学び、新しい産業、経済、社会の在り方を研究することで、常に課題に取り組む応用力や知識を持ち意欲的に新しい社会構造を創造していくとする、実学重視の人材育成を目的とする。

以上の内容は、学則に明記され、学生を対象とした『ウォランチ』に掲載されているほか、学外の一般、受験生等を対象とした「大学案内パンフレット」等では、この目的をより具体的な表現によって伝えている。

2) 社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科

社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科は、人材育成・教育の目的として次のように定め、学則に掲載している。

環境防災学部 環境防災学科

本学科においては、自然環境や災害に対する従来からの理工学的研究成果を踏まえ、それに対する人類と人間社会の対応や備えの在り方を研究し、環境と災害を社会学的に体系化し、社会学的な観点からの研究教育に重点をおき、複数専門分野の教員による学際的内容とするために授業を展開し、地球環境や防災のために貢献できる人材育成を目的とする。

開学から10年が経過し、環境や防災の研究・教育が進展し、大学を取りまく環境、学

生ニーズや社会的需要も大きく変化した。平成22(2010)年度に環境防災学部環境防災学科に代わって新設した社会環境学部社会環境学科では、これらの変化を踏まえ、教育目的を下記のように定めた。

社会環境学部 社会環境学科

本学科においては、環境問題の解決や社会の安全のための社会システムの構築を目指し、関連する自然科学分野の知識の理解と、それらを前提とした社会科学分野の視点に基づく問題解決型の教育研究に重点を置き、複数専門分野の教員による学際的内容とするために授業を開講し、地球環境や防災のために貢献できる人材育成を目的とする。

3) 保育学部保育学科

保育学部保育学科の人材育成・教育の目的は次のように学則に定められている。

保育学部 保育学科

本学科においては、社会環境の変化の中で、保育・幼児教育が社会的に有用な存在として、その機能を十分に果たしていくために、「人間性を育む」「環境教育」「健康教育」「子ども学の構築」の4つの理念の下、高い人間性と保育技術の向上に加え、特別支援教育等新たなニーズに対応できる人材育成を目的とする。

本学部の特徴は「環境教育・健康教育・感性教育を中心とした人間性を育む教育を行い、新しい子ども学の構築を目指す」ものであることを明記している。

4) 大学院環境防災研究科

大学院環境防災研究科の目的は大学院学則第1条以下により定められている。

大学院 環境防災研究科

本学大学院は、富士常葉大学の目的に則り、学部教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、文化の進展に寄与することを目的とする。

自然災害を環境の急激な変化、環境問題を環境の緩慢な悪化ととらえ、これらにより社会が受けける影響や被害・災害からの回復・復興経過の究明など環境と社会の関係を本研究科の研究及び教育の目的とし、専門的職業人として持続的に発展可能な社会の形成、人間社会と共生できる環境の実現などに貢献できる人材や、安全・安心な社会システムの形成に指導的役割を果たせる人材の育成を行う。

以上の内容は、大学院生にも配布されている『ウォランチ』に掲載され、学内に周知されている。また、学外へはパンフレット等を通して上記の目的をより具体的な表現によって伝えている。

5) 教職課程

本学教職課程では、上記の各学部の教育目的を尊重、活用し、学問領域の専門性にかかる理念を活かしながら、教育職員免許状の取得と中等教育並びに幼児教育の教育職員育成を目指している。総合経営学部総合経営学科において高等学校教諭一種免許状「公民」及び「商業」、環境防災学部環境防災学科・社会環境学部社会環境学科において中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状「理科」そして、保育学部保育学科においては、幼稚園教諭一種免許状が取得可能となっている。また、大学院環境防災研究科においては中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状「理科」が取得可能となっている。

3－1－② 教育目的達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学では、各学部学科、研究科及び教職課程の教育目的達成のため、以下のような方針で教育課程を編成している。

1) 総合経営学部総合経営学科

総合経営学部は、平成18(2006)年度に現在の学部名に変更した際、実学重視の教育方針の下、地域社会の要請や若者の関心の動向を受けとめる形で5コースから成るコース・カリキュラムを設定した。また、平成21(2009)年度から教育課程の改革に着手し、カリキュラム改革プロジェクトチームで作成された原案が教授会と部長会等で審議され修正も加えられた上で学長により決定され、平成23(2011)年度の新入生から新たな教育課程を実行する。

新教育課程では学生の就職力を高めることを基本に据えて、専門基礎を確実に修得させるべく授業科目を精選し、公務員試験対策や簿記・会計の資格取得の支援も一層強化するものとした。その際、従来の5コース制を維持しつつ、「環境・コミュニティコース」の名称を「経済・環境コース」という明瞭なものへと変更し、各コースのコンセプトを以下のように定めた。

① 経済・環境コース

経済の仕組みと現状を学び、環境問題を踏まえた新しい経済のあり方を考える。

② 経営・マーケティングコース

経営の原理や企業活動の歴史と現状を学び、戦略的思考を身につける。

③ 会計・経営情報コース

会計処理の手法に習熟し、情報技術の経営への応用を学ぶ。

④ 観光ビジネスコース

観光ビジネスの基本を修得し、地域の発展の方途を考える。

⑤ スポーツマネジメントコース

スポーツ経営を学び、地域のスポーツの指導者をめざす。

2) 社会環境学部社会環境学科

環境防災学部環境防災学科では、環境や防災など現代社会が直面するさまざまな課題を解決していく人材を育成するため、環境学として環境科学、環境社会科学の文理2分野、及び防災学として防災科学、防災社会科学の文理2分野の計4分野構成で教育課程を構成した。一方、平成22(2010)年度に設置した社会環境学部社会環境学科では、より学際的な研究教育を行って社会環境の質的向上に貢献する人材を育成するため、分野間の障壁を取り去り、環境及び防災におけるさまざまな問題を大きく3つに区分し、次の①～③のようなコース編成となっている。

① 地球にやさしい暮らしを考えるコース

富士山を対象とした水環境や火山、廃棄物問題と社会・暮らしとの関係について、水文学、火山学といった自然科学分野と環境社会学、社会政策学といった社会科学の分野の文理融合型の教育研究を通して知識と技術をもった人材を育てる。

② 人と自然の共生を考えるコース

人を含めた生物や生態系について、フィールドや実験室での実習・実験等を重視すると

とともに、環境教育、環境と野生生物の保全、自然再生などについて学び、「人と自然の共生」に関する知識と技術をもった人材を育てる。

③人と社会の安全を守るコース

"ヒト"の視点から安心・安全な社会の仕組みを構築するための知識・方法を学ぶ。また、政策・社会心理・社会情報・都市計画といった切り口から実践的な知識と技術を持った人材を育てる。

3) 保育学部保育学科

保育学部では、卒業研究の領域につながるように次の3つの履修コースを設けている。

① 保育心理学履修コース

新しい心理学関連の科目から、子どもの理解と子育て支援の方法を学び、保育者に必要とされているカウンセリング・マインドの育成を目指す。また、現代的な子どもの課題に積極的に対応できる心理学の専門能力を養う。そして、子どもと親の心を理解し、人間関係の調整力を身に付けた人材を育てる。

② 子育て・療育支援履修コース

発達障害、体力の低下、偏食と過食など現在の保育に関わる様々な問題にそれぞれの分野から専門的に自ら研究できる専門能力を養う。そして、保育の専門的知識を深め、現場の実習を通して、実践力を身に付けた人材を育てる。

③ 感性教育履修コース

子どもの創造性を引き出し、感性を磨くには、ともに響き合える保育者の豊かな感性が不可欠といえる。このコースでは音楽や造形などの科目を中心に学び、保育の技術を高めるなかで、創造的で豊かな感性を持った保育者の育成を目指す。

現在の保育所保育指針では、各保育士がそれぞれ専門性を持ち寄り職員間で連携を図ることが求められている。専門性を有した保育者を育てるために、①では心理学、②では障害児教育、家政学、健康教育など、③では音楽、造形表現といった各学問領域の専門性に基づいた知識と方法論を段階的に学び、4年間の集大成として卒業研究を行っている。

4) 大学院環境防災研究科環境防災専攻

大学院環境防災研究科では、環境や防災など現代社会が直面するさまざまな課題を解決していく人材を育成するという環境防災学部の目的を踏まえ、更に高度な専門的知識を備え、自ら災害復旧、防災や地域開発等の基本計画を立案・策定し、その計画を実施に移し、企画指導を行う能力を有する職業人を育成するため、次の2つのコースを設けている。

① 環境防災マネジメントコース

防災情報などの基礎的分野から対応組織などの応用分野まで、環境防災に関わる幅広いマネジメント能力を身につけた人材を育成する。

② 環境防災プランニングコース

地域開発の企画・立案において重要な人間活動の自然環境への影響を評価し、地域の安全安心確保に必要な高度な専門性を身につけた人材を育成する。

5) 教職課程

本学では、平成16(2004)年度に総合経営学部の前身である流通経済学部、及び社会環境学部の前身である環境防災学部において、前項に提示した高等学校教諭一種免許状の取得が、平成18(2006)年度からは環境防災学部において中学校教諭一種免許状の取得が可能と

なり、教育職員免許法と教育職員免許法施行規則に基づいて教職課程が編成されている。特に、「教科に関する科目」は、上記のような各学部の専門性が反映するような編成となつておる、「教職に関する科目」は、教職の意義と教育の基礎理論、教育課程と指導法、生徒指導と教育相談及び進路指導等に関して、理論及び実践の両面からの学びが充実するよう配慮された編成となつておる。保育学部においては、幼稚園教諭一種免許状が取得できるように、授業科目が編成されている。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学では、少人数教育の一環として、全学生を対象とする「教養セミナーⅠ・Ⅱ（1年次必修）」、「教養セミナーⅢ・Ⅳ（2年次必修）」、「ゼミナールⅠ・Ⅱ（3年次必修）」、「ゼミナールⅢ・Ⅳ（4年次必修）」を展開している。（保育学部においては「教養セミナーⅠ・Ⅱ（1年次必修）」、「保育総合演習（2年次）」）と「ゼミナール（3・4年次必修）」を展開している。）

「教養セミナー」、「ゼミナール」はいずれも10人～20人程度の人数で、毎週1回、教員とフェイス・ツー・フェイスの授業を行う。学生は「ゼミナール」において、各専門課程に対する関心を高め、教員は学生の課題に取り組む能力を培う。学生と教員が親密なコミュニケーションを図ることを目指している。学生が履修方法や勉強の進め方、生活や進路等に関して、「教養セミナー」や「ゼミナール」の教員に相談できる体制を整えている。

1) 総合経営学部総合経営学科

総合経営学部総合経営学科では、「実学重視の人材育成」を目的としており、教育方法として、講義の中においても実務経験の事例などを多くとりあげるようにしている。そのために、「国際経済の動向」、「経営分析」、「電子商取引特論」、「観光マーケティング」などの授業科目は、実務経験を持つ教員が担当している。

2) 社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科

社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科では、学際的な内容についての授業展開をするために専門領域の異なる複数教員の担当による授業を出来るだけ多く取り入れている。これらの授業形態については、授業科目・内容により、総合科目方式、チーム講義方式、オムニバス方式等を採用している。チーム講義方式とは複数教員がその専門性に応じて講義を分担するのではなく、複数教員が緊密に連携をとりつつ複数で1つの授業科目を担当する方式である。また、問題解決型の教育研究に重点を置くため、地の利を生かした富士山周辺地域で自然環境学習や中越地震被災地等における災害調査などのフィールド実習・調査を行っている（【表3-2-1】参照）。

3) 保育学部保育学科

保育学部保育学科では、教育目的にそって、資格取得のために4年間で4つの実習を行うほか、重症心身障害児施設での支援実習、実習事前指導での実技指導等保育現場と連携して授業を展開することを重視している。また、1年次から4年次まで10人前後のゼミに全員が所属し、卒業研究まで段階的に各自の専門性を培っていくことができるようになっている。

4) 大学院環境防災研究科環境防災専攻

環境防災分野の体系化には、理工学、人文社会科学等の専門知識や視点をバランス良く、

かつ、時代の要請に応じて身につけるような指導が必要である。そこで本研究科では、教育研究指導において、学生の学部課程における修学分野及び社会における職歴等を考慮してこれまでの経験を生かしつつ、実際の災害事象及び環境変化に関わる事象等に立ち会わせることにより、実証的・実践的研究指導を行っている。

5) 教職課程

教職課程履修希望者に対し、総合経営学部と環境防災学部・社会環境学部所属学生に対しては、各年度始めに「教職課程履修の手引き」を配布説明し、各年度の履修モデルを体系的に提示している。特に、教育実習に向けて3年次より詳細な説明を適宜行い、4年次に至り一層具体的な事前指導に力点をおく。その際、本学教職課程が独自に編纂した「F.T.U.教育実習ノート」を使用し、教育実習に臨むようになっている。そして、4年次後期における事後指導において、最終的な教育職員免許状取得に向けた総括を行えるようになっている。

(2) 3-1の自己評価

教育目的は、建学の精神及び本学の基本理念に沿って学則に設定されている。また、各教育課程は、各学部・学科・研究科の教育目的に合わせて設定されており、時宜に合わせてよりよいものへと改革されてきている。教育方法については、各教育課程とも少人数教育を実施し、教育目的に示される専門性の追求と即戦力の育成に対応している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は社会的なニーズの変化等も教育課程の編成に反映できるよう体制を整えている。教育課程の編成方針は、教育目的を踏まえながら各学部のプロジェクトチーム等で検討するとともに教務委員会にて協議し、各学部教授会及び部長会の議を経て、決定する。また、教育方法は FD(Faculty Development) 委員会の下部組織である「授業方法研究・改善プロジェクト」にて協議する。FD(Faculty Development) 委員会・教務委員会が緊密な連携をとることにより、教育目的と教育方法の整合性を図っていく。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

本学では、各学部学科、研究科及び教職課程の前述の編成方針に即して、次のような教育課程が設定されている。

1) 総合経営学部総合経営学科

総合経営学部の授業科目は「専門科目以外の科目」と「専門科目」の2つに大別される。

「専門科目以外の科目」には「リテラシー科目」「基礎教養科目」「英語・外国語理解科目」「スポーツ科目」「情報処理科目」及び「その他の科目」といった科目群が置かれている。「その他の科目」には「教職科目」、「資格取得支援科目」、「就職支援科目」、「留学生支援科目」が含まれられている。これらの授業科目は、主として、1年次及び2年次に配置される。特定の分野に偏ることなく、社会人として必要な知識と教養を幅広く吸収し、豊かな人間性を培うことを目的に、学生の価値観・興味をも視野に入れた授業展開を

行う。特に「リテラシー科目」の中に含まれる1年次の「教養セミナー」と「英語表現と理解」、「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「スポーツ科学（実技・理論）」、「情報基礎」、「ソフトウェア基礎演習」、「表計算基礎演習」は必修科目としている。

「専門科目」は、「専門基礎科目」、「コース別専門科目」、「総合科目」の3つに区分される。「専門基礎科目」は、専門教育課程における学修に際し、専攻分野に関わらず修得しておくべき基礎的知識と各コース共通に必要となる基礎的知識に関する科目とし、主に1年次に配当する。「コース別専門科目」は学部に設定する各コースに固有な専門領域に関する科目であり、3-1-②に記述した教育課程の編成方針に沿って、5コースのいずれかに配属される。「総合科目」には、「総合講義科目」、及び「総合演習科目」といった科目群が置かれている。「総合講義科目」は学部の枠を越えて現代的課題を多面的、総合的に考察するための科目であり、専門教育の仕上げのための科目とされる。「総合演習科目」の中には、学部専門教育への導入を図る2年次の「教養セミナー」や専門分野の勉学を指導する3・4年次の「ゼミナール」が必修科目として設けられている。

2) 社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科

社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科では、前述の教育目的達成のため、教育課程は、専門の知識・技術を修得させるための「専門科目」と緻密な情報解析力に裏打ちされた論理的思考力と豊かな感性をもち、社会性、国際性に富む豊かな教養を兼ね備えた人材を育成するための「専門科目以外の科目」をもって編成し、併せて本学部が目指す、深い専門知識の探求と豊かな人間性の涵養に努めている。

社会環境学部と環境防災学部の「専門科目以外の科目」は、総合経営学部の「専門科目以外の科目」と同様の科目群により編成されており、必修科目も同様である。「専門科目」は教育目的達成のため、「環境」及び「防災」にとって共通の基礎理論・知識、歴史的理解、基礎的技術等を修得するための「専門基礎科目」と、社会環境学部の3コースにおける専門知識・技術を修得するための「コース専門科目」、及び「総合科目」により編成されている。なお、環境防災学部専門科目は4分野で構成する。「総合科目」は総合経営学部と同じく「総合講義科目」と「総合演習科目」から成り、「総合演習科目」の中に2年次以上の必修科目である「教養セミナー」と「ゼミナール」が位置づけられている。

3) 保育学部

保育学部では創設時から平成21(2009)年度まで、授業科目を「基礎教養科目」と「専門科目」に区分していたが、平成22(2010)年度入学者を対象とする教育課程からは、「リテラシー科目」を設けるために教養教育課程の科目編成を他の2学部に近似した形とし、その授業科目を「専門科目以外の科目」と総称することとした。

平成22(2010)年度入学者用の教育課程でみると、保育学部の「専門科目以外の科目」は、「リテラシー科目」、「基礎教養科目」、「外国語科目」、「スポーツ科目」、「情報処理科目」に区分され、主として1・2年次に配置されており、その中の必修科目は他の2学部と同じである。これら5つの領域をバランス良く学修させることによって、保育現場から4年制大学保育者養成校に期待されている「教養を備えた保育者」となるための基礎を築くようしている。

「専門科目」は、専門基礎課程、専門応用課程、専門関連課程、その他科目群の4つの系列から成っている。このうち、専門基礎課程及び専門応用課程は、保育士養成課程の「告

知科目」の基準に則り科目が配置されている。専門関連課程及びその他科目群は、近年の保育現場のニーズである「保育者の資質の向上と高い専門性の修得」に対応するよう設定されている。必修科目として「社会福祉」、「保育原理」、「発達心理学」の他に、2年次に「保育総合演習」、3・4年次に「ゼミナール」、4年次に「卒業研究」(平成22(2010)年度入学者は選択科目)が開講されている。また、幼稚園教諭一種免許取得に関わる科目も設けられている。

4) 大学院環境防災研究科環境防災専攻

環境防災研究科では、前述のような人材育成のため、全授業科目を、講義科目とその実践を行う演習科目の組み合わせを基本として、「環境防災共通科目」、「環境防災マネジメント科目」、「環境防災プランニング科目」の3群に分類し、原則として全学生に「環境防災共通科目」の中から3科目以上、環境防災マネジメントコースの学生には「環境防災マネジメント」科目群から、環境防災プランニングコースの学生には「環境防災プランニング」科目群から5科目以上を履修するように指導している。更に、他学部の卒業生や社会人入学生などには「環境防災共通科目」の履修指導や必要に応じて基礎学部の授業を聴講させるなどきめ細かい指導を行っている。

5) 教職課程

本学教職課程では、教育職員免許法と教育職員免許法施行規則に則って、「免許法施行規則(第66条の6)に定める科目」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、及び「教科または教職に関する科目」に相当する科目が適切に設定されている。その科目のうち、「教職に関する科目」は、総合経営学部と社会環境学部・環境防災学部では「専門科目以外の科目」の中に設けられているが、保育学部では「専門科目」の中に含まれている。

また、特に本学教職課程は「教職に関する科目」の修得すべき単位数について、高等学校教諭一種免許の取得の場合は27単位以上、中学校教諭一種免許の取得の場合は31単位以上としているが、免許法に定められた単位数より多く履修させ、体系的かつ、探究的に充実した学びとなるよう編成されている。

以上の各学部学科、研究科及び教職課程の教育課程は、シラバスにおける履修の手引きで明記されているほか、履修指導等において各教養セミナー・ゼミナール担当教員が随時周知を図っている。また、教職課程の履修を希望する学生に対しては、『教職課程履修の手引き』を配布し、体系的理解を促している。

3-2-② 教育課程の編成方針に則した授業科目、授業の内容となっているか。

本学では、上記各学部の教育課程の編成方針に基づき、学則別表(I)(【資料F-3】)に示される授業科目構成となっている。授業科目の内容は、各学部の「学部要項・シラバス」に示されている。また、大学院においても学則別表(I)(【資料F-3】)に定める授業科目構成となっており、各科目内容については『大学院環境防災研究科環境防災専攻シラバス』に示されている。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定、授業期間に関しては、年度当初のガイダンスで説明している。また、その際に配布する『ウォランチ』にも「アカデミック・カレンダー」と「年間行事予定表」

として明示し、更に学外からも閲覧可能なウェブサイトにおいてもこれらを公開している。

一度公開した学事予定は、原則として変更しないこととしている。しかし自然現象等のために変更の必要が生じた場合には、学内掲示・ウェブサイト、及び「教養セミナー」、「ゼミナール」において周知することにしている。

3－2－④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

単位の認定は、学則第15条から第17条に定められ、卒業の要件は、学則第24条に定められている。これらに定められている事項は全学共通である。更に、学部ごとの履修規程に、単位認定及び卒業についてのより詳細な要件が定められている。

成績評価基準は、【データ編表3-2】で示されているとおりであり、学部別シラバス内にある履修の手引き、『ウォランチ』に掲載されている。

大学院については、学則の第5章、第6章及び履修規程に単位認定及び修了の要件が定められており、学生対象に学則を掲載した『ウォランチ』、履修規程を掲載したシラバスが配布されている。単位認定に関して、授業科目の単位計算法、成績評価基準は学部と同様になっている。修士論文の審査及び最終試験に関しては、成績を合格又は不合格で評価する。

修士課程の修了要件は、大学院学則第12条及び別表（I）、別表（II）に定めたとおりである（【資料F-3】参照）。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3－2－⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

1年間で履修できる卒業要件となる単位数は、3学部とも平成21(2009)年度まで原則として48単位であったが、平成22(2010)年度入学者からは42単位とした。【データ編表3-4】

大学院では、1年次に36単位、2年間で40単位を履修科目として登録できる単位数の上限としている。

3－2－⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

本学の教育内容・方法の特色は、1)少人数教育と2)実学主義の2点があげられる。

<少人数教育>

本学では学生と教員が1対1で向き合う少人数教育をベースとしている。少人数教育は1・2年次を対象とする「教養セミナー」（保育学部は「教養セミナー」、「保育総合演習」）と3・4年次を対象とする「ゼミナール」に代表され、担当教員が個々の学生に、学習指導を行っている。

具体的には、1年次の「教養セミナー」では、担当教員は学修計画の立案を指導し、レポートの作成の仕方などを含む大学での勉強の方法を教えていく。2年次の「教養セミナー」や「保育総合演習」は、専門教育への導入を図る場である。3・4年次の「ゼミナール」では、担当教員の指導の下で専門的な学習を深めるとともに、学生各自の問題関心に沿った研究を進めて、論文を作成していく。ゼミ担当教員は、勉学と進路（就職・進学）の両

面に渡る個別指導にも力を注いでいる。また、全教員がオフィスアワーを設け、学生の学習相談等にあたっている。

<実学主義>

現場で即戦力となる人材を育成するには、実社会・現場での教育が重要であり、本学では、3学部がそれぞれ独自に実社会やフィールドでの教育の機会を設定している。

1) 総合経営学部総合経営学科

総合経営学部総合経営学科では、実学の重視という観点にたった授業を多数開講し、学生のチャレンジを支援している。特に会計・経営情報コースには日商簿記検定1・2級や国際会計検定試験(BATIC)に対応した会計・簿記の授業をはじめとして、税理士試験に関わる各種税法の授業、あるいはIT資格対策講座などの情報処理関連授業といった資格取得に直結した授業が数多く開講されている。その他のコースでも業務に直結するような教育を目指しており、経営・マーケティングコースでは販売士検定試験の対策が行われ、スポーツマネジメントコースでは日本体育協会公認スポーツ指導員や日本サッカー協会公認C級コーチの資格が取得できる。また、このコースにかかわる教員及び学生が主体となってスポーツフォーラムを開催している。そして、観光ビジネスコースでは、例えば、地元NPOと共同で地元の名産品になる「左富士弁当」を開発した。

2) 社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科

社会環境学部社会環境学科・環境防災学部環境防災学科では、さまざまな野外活動を通じ、教室では学ぶことのできない教育の機会を提供している。特に、本学の野外活動に好適な立地条件や学際的教員構成を活かし、以下のようなテーマで自然環境及び災害、それらと人との関わりを学ぶことを目指している。

【表3-2-1】 平成22(2010)年度 野外活動実績 ()内は担当教員名

月	社会貢献(ボランティア)	授業科目(各ゼミナール)	集中講義(野外実習)
4	棚田保全活動(高木)	田宿川流量測定実習(藤川)	
5	静岡県森林保全活動(山田)	富士山周辺の溶岩流巡査(鳴野)	
6	富士山の清掃活動(杉山涼)	青木ヶ原樹海と溶岩巡査(鳴野) 富士山宝永火口巡査(藤川)	
7	鈴与(株)の地域防災イベント支援(小村)	太郎坊～幕岩巡査(鳴野)	
8	棚田保全活動(高木) 地域復興支援組織の記録作成(池田浩)		水文学実習(藤川)
9	富士山自然林復元大作戦(小杉山) 日赤看護大と津波防災合宿(小村)	大沢崩れ巡査(鳴野) 消防体験入隊(重川)	富士山巡査(鳴野)
10		小御岳見学(鳴野)	
11	しづおか環境森林フェア(山田)	浜岡原発と相良油田(湯佐)	
12		箱根火山巡査(藤川) エコプロダクト展見学(杉山涼)	エコシステム野外実習 (下田)
1		新倉断層と湯之奥金山巡査(湯佐)	
2		伊豆火山巡査(鳴野)	農村・森林環境実習 (山田辰)
3	棚田保全活動(高木)		

3) 保育学部保育学科

保育学部では保育現場と連携し、次のような教育の方法を設けている。

① 「障害児の支援の方法」：現場体験型授業として、通所型障害児施設では 12 人程度のピア・チームを編成し、週 1 回市内にある通所型障害児施設へ出向き、1 年生全員が体験授業を行っている。

②「保育実習」「教育実習」：本学部では保育士資格と幼稚園教諭一種免許を取得する学生が大半であり、そのため 4 年間で 4 つの実習を実施している。また、各実習では事前指導・事後指導を実施している。そして、保育現場経験が豊富な専任教員及び外部講師による実習指導、保健指導、市区町村の保育行政担当者による保育施策の動向に関する講演などがその内容となる。特に教育実習では、学生実習委員会を組織し、事前指導の企画、外部講師の依頼、公開授業の広報などを学生が行っている。

③富士市私立幼稚園協会主催「子育てフェア」への参加：年 1 回「富士山子どもの国」で開催される富士市私立幼稚園協会主催「子育てフェア」で、民間幼稚園の先生に混じって 3 年生がゲームブースの企画・運営を担当している。

④知的障害者施設でのボランティア：富士市立ふじやま学園に毎年ボランティア希望者を募り、毎週土曜日に派遣している。毎回 2、3 人の学生がふじやま学園内の寮に入り、子どもたちに勉強を教えたり、一緒に遊んだりしている。この他にも不定期ではあるが、地域の園や施設から要請があった場合はボランティアとして学生を派遣している。

⑤フィンランド研修：海外の保育の実態を学ぶ機会として、教育先進国であるフィンランド研修を 1、2 年次の希望者を対象に実施している。フィンランドでは、現地の保育所を訪問し、自然豊かな森の中で、子ども達と触れ合う研修を実施した。平成 19(2007)年の研修には 35 人の学生が参加したが、平成 21(2009)年は新型インフルエンザの流行により実施を中止した。

4) 大学院環境防災研究科環境防災専攻

環境防災研究科では、講義科目と演習科目をセットとし、演習科目を中心とした実践的な教育を行っている。また、環境防災（社会環境）学部と同様の活動に参加する機会を提供するとともに、学部学生の指導補助にあたることなどによって、より高度な目的、研究テーマを持ち、これに臨むよう指導している。更に、国内外の学会における研究発表や他大学及び諸研究機関における共同研究等への参加を通じた人材交流によって教育機会を提供している。学修・研究指導はマンツーマン体制で行われており、学生の要望が反映されやすいよう工夫がなされている。

基礎学部出身者以外の学生に関しては、必要に応じて、基礎学部科目の履修を促すなどの工夫も行っているほか、社会人学生の学修継続がしやすいようなカリキュラム構成を行っている。

（2）3-2 の自己評価

1) 総合経営学部総合経営学科のカリキュラムは、前述のような 5 コース制を基本的な枠

組みとして成り立っており、受験生の多様なニーズや地域の要請に応じた教育内容となっている。しかし、「環境・コミュニティコース」という名称がわかりにくいやことや、会計・経営情報コースの税法関連の科目数が多すぎることなど、コースの名称や各コースの科目構成の面で、改良すべき点が明らかになってきている。また、専門基礎科目やコース別専門科目の履修が、それぞれやや幅広い科目群の中からの選択必修制となっているため、経営学と経済学の学問全体における基礎科目やコース毎の基礎科目の各々について履修が不十分なまま、各コースの応用的な科目を受講するという問題が生じている。

2) 環境防災学部環境防災学科では専門科目を4分野に分けていたが、社会環境学部社会環境学科では、3コースに編成を行った。コースの履修モデルにより、体系的に専門知識・技術を修得できるように構成されている。引き続き各コース長と学部長による将来計画検討チームにより、完成年度に向けての改善検討を行っている。

3) 保育学部保育学科のカリキュラムは、保育士養成と幼稚園教諭一種免許の資格取得要件となる科目の割合が高く、卒業研究に向けて各履修モデルコースで必修科目を設けることは困難である。保育現場からは「専門性を有する人材の養成」のニーズがあることから、履修コースに沿った専門科目の体系的な配置と履修要件の整備が必要である。

4) 総合経営学部と社会環境学部に関わる教職課程のカリキュラムは、理論及び実践的教育内容が体系的に成り立っている。学部教育課程においては「その他の科目」内の「教職科目」という位置づけであり、教職課程履修における「教職科目」の専門性を尊重した体系性の更なる充実に鑑みれば、設置科目に関する一層の履修上の整備が必要である。

5) 大学院環境防災研究科では、目的とする人材の育成が行われている。また、学生の多様性に応じて、学修継続のための工夫がなされている。今後は、改組を行った基礎学部に対応して、基礎学部との連携を取りつつ改善を進める必要がある。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

1) 総合経営学部総合経営学科では平成21(2009)年度に入って着手したカリキュラムの見直しにおいて、現行カリキュラムにおける前述のような問題点にいかに対処すべきかを議論している。その中で、「環境・コミュニティコース」という名称は「経済・環境コース」に変更することに決定した。更に、各コースの科目構成の再検討、専門科目全体における基礎科目の選定と必修化の妥当性の検討、コース別専門科目における基礎科目の選定などの作業を進め、具体案について検討を行っている。

2) 社会環境学部社会環境学科は、学部改革チームによる検討を経て平成22(2010)年度に新設された。引き続き各コース長と学部長による将来計画検討チームにより、完成年度に向けての改善検討を行う。

3) 保育学部保育学科ではカリキュラム編成プロジェクトを設け、各授業科目の開講年次の修正を図っている。全実習を2年次の履修が修了した後に配置するため、1年次、2年次に資格取得に必要な科目を多く履修することができるよう改善している。また、保育士養成施設の課程の改正が平成23(2011)年度より実施されるため、学部内の将来展望プロジェクトで学部の目的と履修モデルコースの一部見直しの検討を始めている。

4) 大学院環境防災研究科では、基礎学部である社会環境学部の完成年度以降に備え、授業科目の構成、内容等の検討を行っていく。同時に、社会人学生のニーズ等の変化も予想

され、これに対応するための準備を行う。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

1) 学生の学習状況の調査

自己点検・評価運営委員会の企画に基づいて学生への授業評価アンケートをセメスター毎に実施しており、学生の授業への満足度や要望等を調査している。平成23(2011)年度はこれまでより一層詳細な考察を加えることができるアンケートとなるように自己点検・評価運営委員会で検討を重ね、アンケートの内容を因子分析が可能な質問項目に改める方向で検討している。

2) 資格取得の調査

キャリア開発委員会において、学生のエンプロイアビリティを高める方策の一つとして、資格取得褒賞制度を制定し、資格取得を勧め、キャリア開発センターがその運営と資格取得状況の調査に当たっている。

3) 就職内定状況の調査

キャリア開発センターが就職内定状況について、就職内定者の報告及び4年ガイダンス等にて就職内定の調査を行い、次の【表3-3-1】のとおりである。また、公務員（警察官、消防士、各種技術系、教員）や進学（大学院）する学生の調査も合わせて行い、4年ゼミナール担当教員と連携しながら、就職・進学状況調査体制を整えつつある。

【表3-3-1】過去3年間の就職状況

年 度	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	学 部	就職率 (%)	県内就職率 (%)	公 務 員 (人)	就職率 (%)	県内就職率 (%)	公 務 員 (人)	就職率 (%)	県内就職率 (%)
総合経営	92	74	3	85	88	3	93	85	1
環境防災	93	70	11	79	90	11	99	80	11
保 育	—	—	—	100	98	12	100	99	5

※就職率は内定者数／就職希望者数、県内就職率は県内就職者／内定者数

※公務員は地方、上級すべて含めた人数（ただし、非常勤は除く）

4) 学生の意識調査

2年に1度「学生生活に関するアンケート」を自己点検・評価運営委員会で実施している。

5) 就職先へのアンケート（企業アンケート）は行っていない。

6) 研究発表

各学部において、卒業研究の発表会を10月又は2月に行っている。また、3学部で参加している「富士山麓アカデミック＆サイエンスフェア（12月富士山メッセ）」、「ふじとこ

未来塾（2月発表会）」などは、卒業研究等の活動の機会である。また、「富士山麓アカデミック＆サイエンスフェア」にて本学学生の研究発表が表彰され、高く評価されている（【資料編 11-7】）。

（2）3-3の自己評価

1) 総合経営学部総合経営学科

平成 22(2010)年度における総合経営学部の就職状況は【表 3-3-1】のとおり厳しさが増している。県内の大学の内定率（86.9%）を上回っており、一定の教育効果を再確認できるが、一層高い就職内定率の水準をめざす教育努力は必要であり、その努力の具体的な形として先に述べた結果を受け前述した教育課程改革、および新たな授業評価アンケートを通して今後の教育改善に活かしていこうとしている。

2) 環境防災学部環境防災学科

松崎町石部の棚田保全活動のメンバーを環境防災学部・社会環境学部の学生がほとんど占めており、環境保全等に積極的に参加、活動している。また、ビオトープ研究会、ECO 研究会、災害ボランティア組織など本学部の教育目標を具現化するための文化部、同好会を組織し、積極的に活躍している。卒業後の進路としては、学部の特色を活かし、以下の職種に進出している。

- ① 防災の知識、技術を生かせる「消防士」、「警察官」
- ② 環境、防災などの知識、技術を生かせる「各種技術系公務員」
- ③ 環境の専門知識を生かせる「環境測定」、「環境調査」等の技術者

以上の事実は学部の教育目的が概ね達成されていることを示している。

3) 保育学部保育学科

昨年度最初の卒業生を出したが、就職希望の学生の 96.5% が保育所・幼稚園・託児施設等に就職した。保育・幼児教育分野への就職率をみると、本学部の目的と四年制保育者養成施設の使命が保育教育現場に浸透してきていると考えられる。しかし、専門性を培うための教育の効果測定はされておらず、今後の課題である。

4) 大学院環境防災研究科

定員が少なく、社会人学生が大部分を占めている本研究科では、教育目標の達成度をアンケートや就職率などで評価することが困難である。平成 22 年度修了生は全員が研究課題と関連した職業に就いており、教育の効果は十分上がっていると考えられるが、その評価方法については検討が必要である。

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価運営委員会が各種委員会に働きかけて、学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先のアンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価する仕組みつくりを計画している。特に授業評価アンケートは、これまで以上に立ち入った分析が可能な質問項目に改めた。今後は、「教育に関する年次報告書」のなかで、各学部各コースの自己点検、授業評価と「学生生活に関するアンケート」の分析結果等を記載し、学内外へ公表することにより、FD 委員会と連携を含めて教育方法の改善等のフィードバックを目指す。

[基準3の自己評価]

本学の教育課程の特色である、1)少人数教育、2)実学主義の教育効果の検討結果は以下のとおりである。

1) 少人数教育

平成19(2007)年度後期以降の「授業評価アンケート」結果によれば、「ゼミナール」「卒業研究」等少人数担任制実施科目とそれ以外の科目では、「理解度」、「分かりやすさ」のいずれについても担任制実施科目のほうが、やや高い評価を得ている傾向があった。この理由として、次の2点が考えられる。①担任制実施科目における指導が他の科目にも反映されている。②「授業評価アンケート」の設問の抽象度が高すぎるため、各授業形態の違いを反映した教育効果の違いが回答に表れにくい。

そこで、抽象的な設問の内容や設定等の変更・改善を進め、教育効果を正しく測定できるようなシステムを整備する必要があり、この意味からも前述の授業評価アンケートの改訂に取り組むこととなった。

2) 実学主義

実学主義の教育効果は、前述の【表3-3-1】のとおりである。求人件数が激減した平成20(2008)年度も90%以上の就職率と70%台の県内就職率となっている。また、平成21(2009)年度及び平成22(2010)年度は、不景気の煽りを受け全体で90%を割り込んだ結果となった。但し保育学部は100%の就職率を維持している。実学主義が目指すところの「即戦力として使える人材を地域に輩出する」という点については、概ね達成できているものと考えられる。

[基準3の改善・向上方策（将来計画）]

1) 教職員の意識を一層高めるために、「常葉学園教職員夏期研修会」や学生による「授業評価アンケート」の結果をより効果的に活用する方策についてFD委員会を中心に検討を続ける。

2) 3学部で参加している「富士山麓アカデミック&サイエンスフェア」、「ふじとこ未来塾」などは、「卒業研究」等と関連しており、地域と積極的に関わるものが多く、教育目的の達成度を測る機会でもあるため、研究企画・公開講座委員会を中心にこのような活動を今後も更に増やしていく。

3) 今後、実学主義が目指す資格取得の向上や実学体験等の推進により、キャリア開発委員会を中心に一層のキャリア教育を強化し、就職率のアップを図っていく。

基準4. 学生（入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

(1) 4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

【資料 3-1-1】で述べた教育目的に沿って学生の受け入れや入学者選抜方針について、本学は3学部で以下のようにアドミッションポリシーを定め、学生募集や入学者の選抜を行っている。

1) 総合経営学部 総合経営学科

総合経営学部は、経済活動や企業経営の現状を理解し、国際社会や地域社会がどのようにあるべきかを学修し、それを社会に生かし、貢献しようとする学生を育成する。

【表 4-1-1】に掲げられている学生像は、総合経営学部の5つのコースにそれぞれ適合するものであり、この点に若者の多様なニーズをふまえたアドミッションポリシーであることが表われている。また、実学重視、地域貢献という総合経営学部の教育の基本方針が、この期待される学生像にも反映されている。

2) 社会環境学部 社会環境学科

これまでの環境防災学部の基本理念を受け継ぎ、社会環境学部は、環境問題の解決や社会の安全確保のための社会システムの構築を目指し、社会環境の質的向上に貢献できる人材育成を目的としている。そのため、求める学生像は、【表 4-1-1】のように身近な生活環境から地球環境までのさまざまな現象に問題点や疑問を抱く感受性と持続可能な社会を実現する実践力を持つ学生である。

3) 保育学部 保育学科

保育学部は、<共同体感覚>が高く、<感性>が豊かで、<社会性>のある幼児教育者・保育者の育成を目指している。知的な面・学業成績の優秀さだけでなく、意欲や将来展望などの学びの姿勢、幼児教育・保育職への志望の強さ、情緒面における安定性、保育者の資質としての他者への包容力など、人格面を評価したいと考えている。

保育学部のアドミッションポリシーに描かれた学生像は、【表 4-1-1】のとおりである。子どもの心を理解し、創造的で感性豊かな保育の専門家をめざす意欲が高い学生を求め、育成していく。この期待される学生像は、保育者としての実践力を培う保育学部の教育目的に合致している。

4) 大学院環境防災研究科

大学院環境防災研究科では【表 4-1-1】のとおり、環境や防災など現代社会が直面するさまざま課題を解決していく高度な専門的知識を備えた職業人を育成するため、学生募集や入学者の選抜を行っている。

【表 4-1-1】

各学部のアドミッションポリシーにおける学生像

学部	期待される学生像
----	----------

総合経営学部	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境や福祉に配慮した新しい経済や社会の仕組み、金融や行政の役割等を学びたい人 ● 経営やマーケティングの知識を身に付け、社会で活躍したい人 ● 現代の会計業務知識や情報通信システムを学び、実務で90活かしたい人 ● 観光資源を生かした地域づくり、街おこしに取組む新しい観光学を学び、地域社会に貢献したい人 スポーツに関する指導やマネジメントを学び、将来指導者やコーチ資格の取得及びスポーツ関連の業務に携わりたい人
社会環境学部	<ul style="list-style-type: none"> ● 私たちの身近な生活環境から地球環境までのさまざまな現象に何かしら問題点や疑問を抱く感受性があり、持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、現状の社会が抱える課題の解決のため的確な知識と判断力を身につけたい人 ● 社会心理学、社会学、社会人類学、社会情報学といった社会科学の分野に興味を持ち、それらの知識・技術を習得し、積極的に人や社会に関わり、「環境問題の解決」や「安全・安心な社会」の構築に貢献したいと志す人 ● 環境再生学、環境科学、生態学等に興味を持ち、環境教育、環境と野生生物の保全、自然再生などについて学び、自ら実践することで人と自然の共生を目指した社会の構築に貢献したいと志す人 ● 地震学・地質学・火山学・防災工学、もしくは地域防災・企業防災・防災教育等に興味をもち、安全・安心な社会システム作りに貢献したいと志す人
保育学部	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが大好きで、どうしても保育者になりたい人 ● 困難を抱える幼児期の子どものために尽くしたい人 ● 子ども達に夢を与える人 子ども達と共に、自然の中で、歌い・踊り・語り・制作し、身体ごと全身で活動したい人
大学院	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境問題など人間活動が自然に与える影響、安全性などに興味と関心を持ち、専門的職業人として持続的に発展可能な社会の形成、人間社会と共生出来る環境の実現などに貢献したい人 ● 緊急の事態に対する危機管理、災害復旧復興等の行政・社会制度などに興味を持ち、専門的職業人として安全・安心な社会システムの形成に指導的役割を果たしたい人 ● 専門的職業人として活動できるための豊かな教養、十分な学力とコミュニケーション能力を持ち、学び研究する姿勢と論理的で柔軟な思考能力を持つ人

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

本学の入学者選抜方法は、近年における少子化及び受験生のニーズの変化を反映して、多様化させてきた。いずれも、各学部のアドミッションポリシーに定められた受験生を幅広く募集するための方策である。

平成23(2011)年度入試の募集要項に示された入試区分の全体は【表4-1-2】に示すとおりである。また、各入試区分による募集定員に対する入学者数の比率は【データ編表4-1】のとおりである。

この入試区分の中では、とりわけAO入試が、各学部のアドミッションポリシーを強く反映した入試形態である。オープンキャンパス等の場で、本学教員が複数回の事前面談を行いながら、受験生の学習意欲や志望動機を確認している。

【表4-1-2】 入試区分と選抜方法（平成23年度入試）

入試区分		学部	選抜方法
推薦入試	一般推薦 I・II期 (指定校含む)	全学部	① 小論文(保育学部は、国語基礎力調査) ② 面接
	専門高校推薦 I・II期	総合経営 社会環境	① 面接 ② 課題研究・資格取得等の資料提出
	スポーツ推薦 I・II期		① 小論文 ② 面接
	特別能力推薦 I・II期		① 小論文(保育学部は、国語基礎力調査) ② 面接
	自己推薦入試 I・II・III期	全学部	① 小論文(保育学部は、国語基礎力調査) ② 面接 ③ 自己推薦書
奨学生入試 (前期日程)		全学部	総合経営学部・社会環境学部 ① 外国語 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」 ② 国語・数学 「国語」(「国語総合」・「現代文」古文・漢文除く) 「数学Ⅰ・数学A」の計2科目から1科目を選択 ③ 面接 保育学部 ① 外国語 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」 ② 国語 「国語」(「国語総合」・「現代文」古文・漢文除く) ③ 面接
一般入試	前期日程	全学部	総合経営学部 ① 外国語 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」 ② 国語・地理歴史・数学 「国語」(「国語総合」・「現代文」古文・漢文除く)「世界史B」「日本史B」「数学Ⅰ・数学A」の計3教科4科目 A方式では②より2教科2科目選択 B方式では②より1科目選択 社会環境学部 ① 外国語 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」 ② 国語・地理歴史・数学・理科 「国語」(「国語総合」・「現代文」古文・漢文除く)「世界史B」「日本史B」「数学Ⅰ・数学A」「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」「地学Ⅰ」の計4教科8科目 A方式では②より2教科2科目選択 B方式では②より1科目選択 保育学部 ① 外国語 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」 ② 国語 「国語」(「国語総合」・「現代文」古文・漢文除く) ③ 面接
	中期日程	全学部	① 外国語 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」 ② 国語・数学 「国語」(「国語総合」・「現代文」古文・漢文除く) 「数学Ⅰ・数学A」の計2科目から1科目を選択(ただし保育学部は「国語」を必須とする) ③ 面接
	後期日程 (奨学生入試 後期日程)	全学部	① 外国語 「英語Ⅰ・英語Ⅱ」 ② 国語・数学 「国語」(「国語総合」・「現代文」古文・漢文除く) 「数学Ⅰ・数学A」の計2科目から1科目を選択(ただし保育学部は「国語」を必須とする) ③ 面接
セントラル試験 利用入試	前期日程	全学部	本学独自の個別試験は課さない
	中期日程	総合経営 社会環境	本学独自の個別試験は課さない
	後期日程	総合経営 社会環境	本学独自の個別試験は課さない
社会人入試		全学部	① 小論文 ② 面接
帰国子女入試		総合経営 社会環境	① 小論文 ② 面接

入留学生 試験国 生人	推 薦	総合経営 社会環境	① 日本語(日本語能力試験 2 級合格者または日本留学試験日本語科目 200 点以上取得者は免除) ② 小論文 ③ 面接
	一般		
AO 入 試	I 期	全学部	① エントリーシート提出→オープンキャンパス参加（体験講義を受講し、面談を受ける） ② 準備段階教育の受講（課題提出他）
	II 期	全学部	
	III 期	全学部	
	IV 期	全学部	
	随時	総合経営 社会環境	
3 年 次 編 入 学	推薦	全学部	① 小論文 ② 面接
	一般（前期）		
	一般（後期）		
	AO 入試		

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

1) 総合経営学部の募集定員に対する入学者の比率は、【データ編 4-2】から積算すると平成 20(2008)年度が 1.11、平成 21(2009)年度が 1.01、平成 22(2010)年度が 1.10 であり、平成 20 年度から平成 22 年度まで適正な水準で推移してきたが、平成 23(2011)年度は 0.78 となり、入学者数の減少が反映された数値となった。また総合経営学部の収容定員に対する在籍学生数の比率は、平成 23 年 5 月 1 日現在で 0.88 であり、平成 22 年度と比べて 0.18 ポイント下回っている。

2) 環境防災学部の募集定員に対する入学者の比率は、【データ編 4-2】を積算すると平成 19(2007)年度が 0.87、平成 20(2008)年度が 0.64、平成 21(2009)年度が 0.60 であり、定員割れを起こしていた。そのため平成 21(2009)年度の収容定員に対する在籍学生数の比率は 0.72 となっていた。平成 22(2010)年度より環境防災学部は募集を停止し、社会環境学部が新設され募集を開始した。初年度の募集定員に対する入学者の比率は 0.80 となっている。

3) 保育学部の募集定員に対する入学者の比率は、【データ編 4-2】を積算すると平成 18(2006)年度が 1.21、平成 19(2007)年度が 1.00、平成 20(2008)年度が 1.23、平成 21(2009)年度が 1.11、平成 22(2010)年度が 1.10、平成 23(2011)年度が 1.05 である。開設時から現在まで定員を確保してきている。本学部は、演習・実習が多い教育課程の学部であり、保育士養成施設であるため、今後も 1.1 倍を超える収容定員超過とならないように、入学者の歩留まりを勘案していく必要がある。

4) 本学の場合、授業の受講者数は、3 学部ともに少人数教育を目指しており、教養セミナー やゼミナール等の授業科目では 10~20 人程度の範囲内となっている。語学の授業もほぼ 40 人程度以下の人数であり、その多くが 15~30 人前後である。

5) 必修科目と演習科目については、必要に応じて適切な学生数になるよう事前にクラス分けを行なっている。特に、英語については習熟度別クラス編成を採用している。

【表 4-1-3】 授業形態別受講者数

		平成 20 年度		平成 21 年度	
		平均(人)	標準偏差	平均(人)	標準偏差
授業形態別	講義	48.2	42.1	52.3	41.8
	演習	16.0	12.4	16.3	12.2
	実習・実技	25.4	21.6	22.6	16.8
学部別	総合経営	33.1	33.8	40.1	37.5
	環境防災	26.6	32.7	30.9	36.0
	保育	30.6	21.7	29.2	19.1
	共通開講	33.7	39.6	32.1	38.7
	大学院	1.7	1.1	1.6	0.9
	別科	17.6	5.4	17.4	6.1

上記以外の選択科目の受講者数には幅がある。多くの授業科目は 100 人以内であるが、100 人以上の受講者の授業科目も存在する。平成 21(2009)年度では、全学 1,204 の授業科目数のうち、68 の授業科目が 100 人以上の受講者数であった。これら 100 人以上の受講者数となる授業科目はいずれも講義形式の授業科目である。

各学部の 1 クラスあたりの受講者数及び授業形態別の 1 クラスあたりの受講者数は、【表 4-1-3】のとおりとなっている。受講者数の基準として、セミナー・ゼミは 20 人、語学等の演習科目は 40 人、講義科目は 50 人、学年全体で行う講義科目は 100 人から 150 人とする。また、再履修者を含む授業科目でも 200 人を上限とする授業の履修制限を教務委員会で検討する。

退学者数等については、【表 4-1-4】のとおりに推移している（ただし、除籍者は除く）。退学率は表の 4 年間の全学平均で 3% 程度となっている。退学者の退学理由は、進路変更、経済的理由が多く、合同教授会等で報告され、審議・承認をしている。

【表 4-1-4】 年度・学部別退学者率と理由別退学者数(除籍者を除く)

学部	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		退学者(人)／在学者(人)			
総合経営	1 年	7/201	9/167	5/162	14/176
	2 年	7/157	7/194	7/160	6/161
	3 年	2/144	4/176	6/210	2/179
	4 年	5/160	2/158	13/188	11/223
	学部計	21/662(3.2%)	22/695(3.2%)	31/720(4.3%)	33/739(4.5%)
環境防災	1 年	3/130	5/96	4/90	—
	2 年	5/112	3/128	4/91	2/86
	3 年	5/138	1/110	5/127	2/92
	4 年	7/137	3/147	4/123	3/132
	学部計	20/517(3.9%)	12/481(2.5%)	17/431(3.9%)	7/310(2.6%)
保育	1 年	0/80	1/98	1/89	3/88
	2 年	5/93	4/80	2/94	3/86
	3 年	—	0/94	1/76	2/93
	4 年	—	—	0/94	1/77
	学部計	5/173(2.9%)	5/272(1.8%)	4/353(1.1%)	9/344(2.6%)

社会環境	1年	—	—	—	9/104
	学部計	—	—	—	9/104(8.7%)
全 学 計	46/1352(3.4%)	39/1448(2.7%)	52/1504(3.5%)	58/1497(3.9%)	
退学理由	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
経済的理由	1	1	11	13	
不適応	12	7	7	1	
進路変更	21	18	21	21	
その他	12	13	13	13	

6) 大学院環境防災研究科（環境防災専攻）については、本研究科が設置された平成 18 年(2006)年度から平成 23(2011)年度までの累積入学者数は、23人（年平均3.8人）である。大学院環境防災研究科の募集定員に対する入学者の比率は、開設年度の平成 18(2006)年度の0.5を最高に、その後減少し0.3が3年間連続した。このため、定員充足のための努力が行われ、平成 23 年度入学定員充足率は0.5になり、漸増傾向が認められた。

(2) 4-1の自己評価

1) アドミッションポリシー

現状のアドミッションポリシーは、4-1-①に述べたように明確で、その内容は、さまざまな広報活動・ツール、オープンキャンパス、大学説明会、高校訪問、出張講義等で詳細に説明されている。

2) 入学試験

本学では、【表 4-1-2】のような多様な入試形態を採用しており、単に学力だけに依らない多様な資質の学生を受け入れることが可能になっている。

3) 入学定員

募集定員に対する入学者の比率や収容定員に対する在籍者の比率は、保育学部は適正な水準であるが、総合経営学部は平成 23(2011)年度に入学者の大幅な減少となった。総合経営学部の学生募集の建て直しが不可欠であり、平成 22(2010)年度末から学生募集戦略会議のメンバーを中心に取り組みつつある。

完成年度以降の環境防災学部は定員未達である。平成 22(2010)年 4 月に、新たに、人類学、社会心理学の教員を任用し、社会環境学部を新設した。その結果、定員充足率が向上したことは評価できる。平成 23 (2011) 年 4 月に社会情報学の教員を任用し、文系学問領域について周知を図ることにより、志願者の拡大を狙ったが定員充足率向上には今のところ結びついていない。

大学院の入学定員充足率は高くはないが、外国大学との大学院教育に関する協定を結ぶなど今後の留学生の増加が見込まれる。

4) 受講者数

教養セミナー、ゼミナール、各種演習科目等においては少人数教育によるきめ細かい指導が可能になっている。しかし、その一方で受講者数が比較的多い科目があるので、講義に支障が生じていれば、当該科目担当教員と教務委員会を中心に改善を行う。

(2) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッションポリシーを学外に広く周知するシステム作りを行うと共に、3 学

部における更なる特色づくりをこれまで以上に推進し地域社会に発信することで、志願者増加を図る。特に現時点で定員未充足の総合経営学部、社会環境学部については、前者は教育課程改革による教育内容の向上について、後者は、改組によって充実させた文系学問領域について周知を図ることにより、志願者の拡大と教育目標達成のための環境作りを行う。

具体的な方策としては、高校及び高校生への情報伝達を更に充実していくことも重要であり、ホームページの頻繁な更新や各高校や受験雑誌等へのニュースレターのメール・チラシ等の発信などを、大学広報委員会及び入試委員会内の広報担当委員と入試広報課により推進していく。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-2の事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、新年度開始時に全学年対象のガイダンスを実施している。内容は大きく分けて、履修に関する事柄、学生生活に関する事柄、資格や就職に関する事柄の3項目で、それぞれの学年で要求される準備や注意事項を、学年及び学部ごとに適切に伝達する機会となっている。

1) 特に新入生に対しては、学部ごとにコース選択に関する説明を徹底し、将来を見据えた適切な科目の選択ができるように、学部の教員と教務課職員が協力して時間割の作成から履修の登録に至る手順を個別対応で行っている。また、この期間中に英語と数学のプレイスメントテストを実施し、習熟度別クラス編成を採用している英語科目等のクラス分け資料を得ている。この資料は学習指導に有効に活用される。

2) 3学部共通のリテラシー科目である1年生の「教養セミナーI・II」は、ゼミ担任の制度を支える中心的な役割も担った科目であり、ノートテイキングやプレゼンテーション技法などの初年次教育のためのさまざまなプログラムを実施すると同時に、ゼミ担任が学生の個別の関心やライフプランに応じた相談を行う場としても機能している。通常の講義では把握しにくい出席状況も「教養セミナー」で確認することができ、欠席が連続した場合にはゼミ担任が連絡を取り相談に乗ることによって、学習の継続に関わる障害を取り除くを行っている。

3) 総合経営学部と社会環境学部・環境防災学部の2年生科目「教養セミナーIII・IV」及び保育学部2年生科目「保育総合演習」は、1年生の「教養セミナーI・II」の役割を引き継ぐとともに、各学部の専門科目の学習の基礎を身につけさせる。

総合経営学部と社会環境学部・環境防災学部の3・4年生では総合科目である「ゼミナール」がゼミ担任の制度を引継ぎ、担任による個別指導が卒業まで継続されている。4年次の科目として設置されている「卒業研究」も主として「ゼミナール」の担当教員が指導するが、これによって学生の個別指導が4年生まで継続的に実施される体制となっている。

保育学部ではこれまで3年次の「卒業研究」を「保育理論講読」、「保育政策資料講読」に組み入れ、4年次の「卒業研究」へと発展させるよう指導体制を整えた。更に、平成22(2010)年度入学者から「ゼミナール」と「卒業研究」に名称を変更し、ゼミ単位で担当教員が一貫して指導する体制とした。

4) 前期科目の成績が発表される9月には、毎年、全学年対象の保護者懇談会を開催している。保護者懇談会では、学部ごとの全体会において学習状況及び就職状況の報告がなされ、大学における学生生活の実態を保護者に伝える場として機能している。また、学部全体会の前後に個別面談の時間を設定し、ゼミ担任（教養セミナー、ゼミナール担当教員）が、保護者から将来の進路希望などを聞き、学生の現状を説明しながら、主として今後の学習活動について指導する機会となっている。保護者懇談会では、毎回保護者の評価や要望を調査している。保護者の評価結果は【表4-2-1】のとおりである。

【表4-2-1】 保護者懇談会のアンケート結果

学部会（各学部の全体会）について（人）						
	良かった	普通	悪かった	無記入	回答者数	参加者数
平成19年度	71	43	0	19	132	363
20年度	69	35	0	14	118	276
21年度	71	36	0	13	120	275
22年度	84	30	0	12	126	376

個別面談について（人）						
	良かった	普通	悪かった	無記入	回答者数	参加者数
平成19年度	103	11	0	19	132	363
20年度	75	17	0	26	118	276
21年度	75	11	0	34	120	275
22年度	90	7	0	29	126	376

アンケートへの回答率が半分以下であることは今後改善を要する点であるが、特に個別面談については保護者から肯定的に評価されている。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

3-3でも述べたとおり、すべての学部において原則として全授業対象に学期ごとの授業評価アンケート（無記名）を実施している。その結果は、各教員にフィードバックされ、それをもとに各教員が自己評価を行い、授業レポート（授業報告書）を作成している。これらは、学内LANで閲覧可能となっており、教員相互の授業改善に役立てられる。このように学習支援に対する学生の意見を汲み上げるシステムは、適切に運営されている。

また、学生生活全般に関わる学生の個別の意見の汲み上げについては、ゼミ担任の制度を支える「教養セミナー」及び「ゼミナール」がその役割を担っている。

（2）4-2の自己評価

1) 学習支援体制

1・2年生は教養セミナー担当教員が、3・4年生はゼミナール担当教員が一人ひとり学生を責任持って受け持ち、すべての学生がゼミ担任から個別指導を受ける仕組みが有効に機能している。内容については、学習方法を始め、履修登録、進路、友人、社会生活等の相談であり、大学生活が実り豊かなものになるよう配慮している。また学生に対してだけでなく、保護者に対しても保護者懇談会や成績通知等の機会を積極的に活用し、学生一人

ひとりの学習状況や今後の課題などを説明している。

平成 21(2009)年度には、教務委員会の中で新たに初年次教育を組織的に実施するためのプロジェクトが発足し、「教養セミナー」や 1 年生の基礎的科目の内容が組織的かつ継続的に改善される仕組みが確立されつつある。また、学生の学習状況を把握し就職活動につなげる就職支援プログラムも導入が始まっている、4 年生の就職指導での効果が出ると期待されている。

2) 意見等の汲み上げ

授業評価アンケートの結果が各講義の改善に役立てられているかを検証する仕組みがなされたため、個々の教員の努力に委ねられているのが現状である。しかし、5-4 でも説明しているが、FD 活動の推進が行われており、教員相互の授業参観や、授業改善のための研修は進めている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

1) 学習支援

学生の学習支援は、これまでの「教養セミナー」、「ゼミナール」を柱として継続的に実施することが望ましいと考えている。しかし、教員個々の努力に依存する方法から脱却し、組織的体制に改革する方法が検討されている。

1 年生に対しては教務委員会の下部組織である初年次教育プロジェクトで科目履修の仕組みの改善が検討されており、高等学校からの学習の流れが継続してレベルアップできる計画的なリテラシー科目の学習内容の改善が検討されている。1 年生のガイダンス内容もこれによって、学部教員による組織的な対応が実施され、1 年生の「教養セミナー」との連動によって、入学直後の不安が大きく解消されることが期待できる。

就職指導につながる学習支援では、学生個人の到達状況をデータ化し、計画的に資格取得などを進めていくための「キャリアデザインシート」の運用を開始した。これにより、個人データの集積（いわゆる学習ポートフォリオ作成）を進め、適切な指導が実施される仕組みが整いつつある。

2) 意見の汲み上げ等

自己点検・評価運営委員会と FD 委員会を中心に、学生の学習状況のデータを集積し、個別指導に活用する仕組みを検討する。これにより、これまで教員の個人的なノウハウや経験に依存していた教育内容が、データを活用した組織的なものに変えていくことを検討している。これに伴い、平成 23(2011)年度の授業評価アンケートの項目についても、より具体的かつ適切な内容になるように大幅な改善を図るべく自己点検・評価運営委員会で検討する。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-3 の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

本学での学生サービス・厚生補導のための職員組織としては、学生部に学生課と教務課が、学生生活に関する総合窓口として対応している。また、学生相談室と国際交流室を設けることで、外国人留学生も含めて学生が抱える問題に対処している。更に、学生一人ひ

とりに対するきめ細かな学習指導のためのゼミナール制を取り入れている。また、「学生生活に関するアンケート調査（以下、「学生生活アンケート」）」を隔年毎に行って学生意見の汲み上げをはかっている。

1) 学生課

学生生活に関する総合窓口であり、学生サービス・厚生補導の中心である。教職員3人が中心となって、入学式に始まって卒業式にいたる各種年間行事、学生寮の管理運営、学友会（学生の自治組織）並びに学生の課外活動への支援など、学生生活全般について目配りしている。

2) 国際交流室

常葉学園の建学の精神でもある国際交流を円滑に行うために、国際交流室を設置し、留学生の学習支援、生活支援、学生寮の管理運営等を行っている。国際交流室は、教職員4人から構成されている。

3) 学生委員会

総合経営・環境防災(社会環境)・保育の3学部から各2~3人の学生委員が選出され、これに学生部長と学生課長が加わって、計8~9人で構成している。毎月1回の定例委員会のほか、必要に応じて会議を開き、学生生活全般に関わる問題を検討し、諸問題の解決と改善を図っている。審議事項は教授会及び部長会に報告している。また、学内の環境美化並びに学生のマナー向上のために、学生課職員や他の職員の協力を得て、随時学内巡回を行っている。

4) ゼミナール制による学生の指導

前述のとおり、総合経営・環境防災（社会環境）・保育の3学部とともに、1年次から4年次まで10人程度の小クラスを編成し、それを専任教員一人が指導するという、ゼミナール制をとっている。担当教員は履修指導から卒業論文指導にいたる学業全般、更には個々の生活にまで、きめ細かな指導をする。また、これとは別に、総ての教員がオフィスアワーを設けて、全学生が担当教員以外の指導も受けられるよう配慮している。

5) 学生相談室

保健室から独立させ、学生相談室を開設している。前期4月から9月までは週1回木曜日の9:30から16:30の開設で、ひとりの相談員（非常勤職員、臨床心理士）が対応した。後期10月以降は木曜日と金曜日の週2回開設し、2人の学生相談員（非常勤職員、臨床心理士）が対応に当たった。平成22(2010)年度の利用者は、開設日53日に対してのべ90人であった。

6) 保健室

保健室の機能を充実させるため、看護士の常駐を平成22(2010)年度から開始した。月曜日から金曜日までの10時から17時まで、看護師が常駐している。平成22(2010)年度の利用者は794人であった。

7) その他の学内施設

学生食堂・売店・自動販売機などは、すべて外部委託をしている。その業務内容については、利用者からの要求や苦情が寄せられる都度、学生課から業者に伝え、改善を図っている。「学生生活アンケート」では、学生食堂について67%が満足と答えている。

8) 通学

通学は最寄り駅からのスクールバス利用が中心となっており、授業期間に合わせて1日あたり十数便の往復運行を行っている。また、自宅からの自家用車及び近隣からの徒歩、自転車、バイク等による通学も可能である。「学生生活アンケート」では、スクールバスについて便数が少ない、最終便時刻が早いという意見や自家用車通学の学生からは駐車場が不便等という意見が上がっている。アンケート等で把握された学生の要望のうちで、平成23年度から実現を図ったものとしては、富士宮駅・本学間の通学シャトルバスの運行があり、沼津・本学間についても目下検討中である。

アンケート等で把握された学生の要望のうちで、平成23年度から実現を図ったものとしては、富士宮駅・本学間の通学シャトルバスの運行があり、沼津・本学間についても目下検討中である。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生への経済的支援を行う仕組みとしては、日本学生支援機構奨学金、交通費奨学金の他に、本学独自の奨学生入学試験を行っている。また、男子学生のための東山寮、外国人留学生のための広見寮を設置して、学生生活の便宜を図っている。更に、学内外アルバイト情報の提供を適宜している。

1) 奨学金制度

日本学生支援機構から平成22(2010)年度実績で一種92人、二種341人の学生に奨学金が支給された。他方で、「常葉学園奨学規程」により、本学では奨学生入学試験において、合格した学生に対して、①授業料等全額②授業料等半額③入学金全額④入学金半額免除を行っている。更に、2年生以降は1年ごとに単位修得状況・成績等の審査を経て、同額を奨学金として免除している。

2) 授業料の分納、延納等

すでに【表4-1-4】で示したように、本学の退学者率は平均3%程度と決して低くはない。退学者の退学理由は経済的理由、不適応、進路変更、その他であるが、最も多いのは進路変更であり、進路変更理由の内容を分析すると、経済的理由によって退学し、就職する者が多く含まれており、退学理由を「その他」とした者の中にも同様の傾向がある。退学理由として経済的な困窮を記入しにくいものと考えられる。このため、実態としては退学理由の多くは経済的理由と考えられる。本学では希望者に教育ローンの紹介を行い、学業を継続できるよう図るとともに、授業料の分納、延納を認め、学業継続に支援を行っている。また、災害等を原因とする急激な経済的困窮者に対しては、授業料の減免措置もとっている。

3) 学生寮

平成22(2010)年度の入寮生は、東山寮46人、留学生向け広見寮は45人である。学生寮の入寮期間は原則として東山寮は2年間、広見寮は1年間としている。管理人(寮監)を置いているが、寮生の自主的な運営を旨とし、寮の管理に関する規程により管理・運営されている。

4) 学内外アルバイト情報の提供

常時、学内外のアルバイト情報を1号館1階掲示板に掲示して、学生の便宜を図り、学

生課にて指導も含め対応している。

4－3－③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生のクラブ活動・同好会活動には、本学教員が顧問となり、学生の課外活動を支援している。また、学生の親睦団体である学友会には、学生部長が顧問となり、その運営に学生課と学生委員会が関与して、その円滑な活動を支援している。

1) クラブ・同好会活動への支援

平成 22(2010)年度のクラブ・同好会は運動部 14、文化部 10、同好会（運動）10、同好会（文化）13 の計 47 団体に対して、前年度と同額の約 1,400 万円の活動費を計上している。

2) 学友会の活動支援

本学では、学生相互の親睦を図り、学生生活の充実に努め、大学・学園の向上発展に寄与することを目的として、全学生を会員とする学友会を組織している。学友会は上記の目的を達成するために、学生総会を開いて、会の事業計画、予算及び決算の承認、会則の改正、クラブ・同好会の設置及び廃止、本会の外部団体への加入・脱退、その他の重要事項を審議・決定している。スポーツ大会と大学祭を学友会が主催し、年間を通してクラブ・同好会の円滑な活動に意を注いでいる。学友会の運営には、学生部学生課が会計事務・各種管理事務・大学側への連絡事務を行なっている。

4－3－④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等などが適切に行われているか。

毎年 4 月に実施される定期健康診断の折、学生の健康相談に応じている。心的支援に関しては、学生相談室に相談員（臨床心理士）を配置している。生活相談に関しては、全学的な少人数担任制とオフィスアワーを設けて、全教員によるきめ細かな対応をしている。

1) 身体の健康相談

全学生を対象として毎年 4 月に定期健康診断を行っている。その検診内容は、4 年生が医師による内科検診、尿検査、胸部 X 線間接撮影であり、1・2・3 年生は胸部 X 線間接撮影を行っている。また、保健室に看護師を常駐させ、体調不良や健康に不安を抱えた学生的健康相談に常時応じられる体制に応えている。

2) 心の健康管理（カウンセリング等）

心的支援専門の臨床心理士を配置し、学生相談室で対応している。平成 22（2010）年度は週に 2 日（木・金曜日）対応している。また、学生生活・学業・部活などの相談は、ゼミナール制の特色を生かして、全教員が互いに連携しながら対応している。

3) ハラスメント防止

学内教職員による「ハラスメント対策委員会」を組織し、「富士常葉大学におけるハラスメント対策委員会規程」により、学生相談室・学生課が窓口となって、ハラスメントの防止にあたっている。教職員・学生への講習会、教職員・学生へのアンケート調査、ハラスメント学内相談員の氏名・連絡先の公表など、個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら、対応している。

4) 留学生への対応

平成 23（2011）年度、4 年生 28 名、3 年生 16 名、2 年生 24 名、合計 67 名の留学生が

在籍している。これらの留学生に対して本学の国際交流室では、外国人教職員を含めた職員が学生課・教務課のスタッフと協力して、外国人留学生への支援・相談体制を整えている。このように本学では、国際交流室中心に国際化、グローバル化に対応して来た。国際交流室の存在は、留学生にとって安心して日本での生活を送れる心のよりどころになっている。勉学にも何事にも積極的に取り組む留学生の姿は、日本人学生にも大いに刺激となっている。日常的な支援の他に、国際交流室が中心となり、留学生のために、以下のような活動も行っている。

- ・日本語スタディールームの設置、
- ・交通安全の特別講座（半期に1回で外部の交通警察官に講師を依頼）の開講、
- ・留学生懇親バス旅行の実施（年に1回）、
- ・日本舞踊の観賞（年に1回）、
- ・中国現地保護者会の実施

新しい企画として、二年前から、スマイル料理教室を年に4、5回実施している。留学生が日本人学生に母国の料理を教えたり、逆に日本料理の作り方を教わったりと、毎回好評を博している。

経済的な支援としては、1年間の寮の無料提供、アパートの借り上げ、賃貸契約の契約金負担、編入学留学生に対する日本語能力に応じた本学独自の奨学金の支給などを実施している。

本学は平成15(2003)年1月に中国の天津外国語学院（大学）と友好交流協定を締結して以来、海外大学との提携を拡大して、現在では中国11大学、韓国3学、インドネシア1大学、合計14大学と協定を締結している。友好交流協定締結先は以下のとおり。

中国：温州医学院、天津外国語大学、北京第二外国語学院、浙江樹人大学、浙江万里学院
浙江越秀外国語学院、西安国際交流中心、長安大学（西安）、大連海洋大学、
桂林旅遊高等専科学校、陝西理工学院（漢中）

韓国：大佛大学校、東洋大学校、江原大学校

インドネシア：シャクアラ大学

これらの大学とは、留学生の受け入れ、海外研修の派遣、国際フォーラムやシンポジウムの交互開催を含む教員間の研究交流、という3つの領域に及んで友好交流関係を築いたことで多くの留学生を受け入れている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生の意見を汲み上げるシステムとしては、学期末に行う学生による「授業評価アンケート」、隔年毎に行う「学生生活に関するアンケート」、少人数ゼミナール制による学生と教員との意思の疎通や学友会代表と学生課スタッフとの恒常的な意見交換手段がある。

1) 学友会代表との会合

開学以来「学生の自主性を尊重する」教育方針の下、学友会代表との会合や連携を密にする等、学生課を始めとした大学側の支援により、学友会の活動が活発に行われている。

2) 担当教員、教務課・学生課・国際交流室職員による意見の吸い上げ

学生に接触する機会の多いゼミナール担当教員は、学生の意向を教授会・学部会議や各

種委員会に反映している。また、教務課・学生課・国際交流室の職員は、学生の意見を聴いて、担当部署と緊密な連携をとっている。

(2) 4-3の自己評価

1) 学生サービス・厚生補導

学生課職員と学友会とは常に連絡を密にしている。また、少人数のゼミナール制により、担当教員と学生とのつながりが強く、教員が学生の学業や生活に関する親密な相談相手となっていることなどから、学生サービスや厚生補導のための組織が概ね適切に機能している。しかし、学生との繋がりにおいては教員間の個人差が大きいこともあるので、教員相互間でのノウハウ共有を図るべく、学生委員会において組織的に対応することを検討していく。

2) 経済的支援

長引く経済不況の影響を受けて、就学困難な学生が増えている。こうした状況に鑑みて、担当教員と保護者と事務局との連携を密にした上で、授業料の延納・分納の支払に応じるとともに、低利融資制度の紹介等の配慮を行っている。

3) 課外活動支援

クラブ・同好会には学友会、後援会より活動費を助成し、課外活動の活発化を支援してきた。その結果、剣道部の県大会優勝、水泳部飛込み競技では全日本チャンピオンを輩出したり、アルティメット部全国大会上位入賞など、目覚しい活躍も見られるようになった。

4) 健康相談・心的支援・生活相談等

総ての専任教員・学生課職員・学生相談員（臨床心理士）・看護師が中心となって、学生的健康面・生活面・学業面の相談に隨時応じている。オフィスアワー等学生が研究室に相談に来た場合には各教員が対応している。平成22(2010)年10月から学生相談員を1名増やし、2名で週二日体制で学生の対応をしている。十分ではないが改善を行っている。

5) 学生の意見等の汲み上げ

学生課の職員が、必要に応じて、学友会執行部と話し合う機会を設けている。また、「授業評価アンケート」、「学生生活に関するアンケート」の質問内容等の見直しを今後行って全学的に学生ニーズの汲み上げを図る。そして、学友会と学長との協議の設定として昼食会の試みを行った。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

今後更に学生の意見を反映する体制作りが必要である。具体的には、自己点検・評価運営委員会と学生委員会の連携のもと現行アンケートの内容と方法の改善、アンケート箱の常設、学友会と学長・学生委員会との定期的協議の設定などを早急に行う。

また、独自の奨学金制度としての特待生制度を導入したり、更には企業や個人、同窓会からの奨学金提供を募ることも将来の目標とする。そのためには、同窓会との連携も含めて学生委員会を中心に検討する。

本学は商店街が近くにないため、キャンパス内のアメニティーの充実、交通手段の整備等は着実に進め、将来的には、キャンパス構成の変更や隣接地の取得等を視野に入れて検討を進める。また、県臨床心理士会事務局へ学生相談員（臨床心理士）の公募を行い、学

生相談室の体制を整備する。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-4の事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学は開学以来、開かれた大学、地域の発展に貢献できる大学を目指して、実学重視・少人数教育を重視した教育活動を展開している。その一環として、3・4年生ゼミナールの担任教員と就職進路指導課が協力して、学生一人ひとりの個性にあつた進路指導を行う体制をとってきた。

しかしながら就職活動の早期化によって、将来のキャリアプランを考える間もなく3年生からの就職活動に直面し、戸惑う学生たちが増えてきた。

学生一人ひとりが、早い段階から自身の進路についての明確な方向を見定めるキャリアガイダンスが実施できるように、平成18(2006)年度から就職進路指導課をキャリア開発センターに改組・拡充し、進路指導体制を固めてきた。

なお、四年制大学創設後の就職率（就職者数／就職希望者数）は、平成20年度までは毎年90%以上だったが就職環境の急激な悪化に見舞われた平成21(2009)年度は87.9%に低下した。（就職環境の更なる悪化が進んだ平成22(2010)年度には74.8%となったが、全国平均と比較すれば高い就職率を維持している。【データ編表4-13】）。

また、進学者数の推移をみると、平成17(2005)年度は大学院14人、専門学校等12人、平成18(2006)年度は大学院15人、専門学校等3人、平成19(2007)年度は大学院8人、専門学校等5人、平成20(2008)年度は大学院9人、専門学校等2人、平成21(2009)年度は大学院19人、専門学校等10人、平成22(2010)年度は大学院7人、専門学校等19人となっている。

就職に関しては、前述のキャリア開発センターと、キャリア開発委員会、ゼミナール担当教員が連携を図りながら、その支援にあたっている。

<キャリア開発センター>

現在は、センター長及びセンター長補佐（学部教員の併任）、また5人の事務スタッフ（専任職員2人、非常勤職員3人）で構成され、学生の就職支援窓口としての役割を果たしている。

企業求人情報の収集・提供、合同企業ガイダンスや企業ミニガイダンスの実施、学生への個別窓口指導といった直接的な職業紹介サービスに加えて、学年ごとのキャリアガイダンスの実施、就職支援科目の実施支援、就職対策講座の開設、更に資格取得褒賞制度を実施する等、幅広い就職支援活動を行っている。

平成21(2009)年度からJ-NET求人NAVIのシステムを導入したことにより、学生がインターネットを通じて学外から求人情報を入手できるとともに、ゼミ担任も隨時アクセスできるようになった。

<キャリア開発委員会>

キャリア開発委員会は、総合経営学部教員4人、環境防災学部教員2人、保育学部教員3人の各学部代表教員、更に学生部長、キャリア開発センター長（いずれも教員の併任）の11人から構成されている。

委員会は、キャリア開発センターの就職支援活動全般への指導と支援を行うとともに、各学部また学部別ゼミナール担当教員との連携窓口としての役割を果たしている。

＜ゼミナール担当教員＞

本学では、1年生から4年生まで必ずゼミに所属するようになっている。教養セミナーでは、その重要な教育内容の一環として進路指導を取り入れている。またゼミナールにおいては、キャリア開発センターとも連携して、学生一人ひとりの個性に合わせた進路指導を行っている。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学では、キャリア開発センターを設立して、学生たちがキャリアガイダンスなどにより早期に進路に対する意識を高め、キャリアデザインを構築し、更に資格取得などにより職業能力を高めることを目指している。

1) キャリアガイダンス

キャリア開発センターの創設以来、毎年、4月のオリエンテーション時に、学年別「キャリアガイダンス」を実施して学生たちの就職への意識を高めるとともに、希望進路に進むために各学年において取り組むべき事項についての指導を行っている。

これに合わせて、1年生向けにはキャリアデザインを考えた大学生活を過ごすための手引書『新入生のためのキャリアデザインブック』を、2年生向けには『就職活動をはじめる人のためのキャリアデザインブック』を、3・4年生向けには具体的な就職活動のステップと手続きを説明する『キャリアガイド』を配布し、詳細に説明をしている。また、全1年生を対象にした「職業適性検査」及び全3年生を対象にした「職業適性模擬試験」を実施している。

2) 就職支援科目

キャリア開発センターと教務課が協力して、総合経営学部と環境防災学部では就職支援科目「キャリア形成」、「現代ビジネス学」、「現代ビジネス学実習（インターンシップ）」等を開講している。また、保育学部は課外講座「公務員対策講座（保育）」を開講している。

3) インターンシップ

本学では平成14(2002)年度より、インターンシップを開始した。インターンシップの実施にあたっては、専任教員が受講希望学生の一人ひとりと、個別に派遣先の選択に関する事前相談や事前指導を実施したうえで、企業等で2週間程度の実務体験や研修を行っている。また研修実施後は、報告書の作成を義務付けるとともに、体験報告発表の機会を設けている。受入企業や公共機関との連携が必要不可欠であることから、キャリア開発センターに職員を配置し、専任教員との連携のもとにインターンシップを推進する体制をとっている。平成22(2010)年度の実績として10人の学生が市役所、製造業、旅館、ホテル、町づくり団体等でインターンシップを体験している。

4) 就職試験対策講座

キャリア開発センターが外部の専門機関に委託し、公務員試験、保育士・幼稚園教諭公務員試験、新就職（SPI）試験、旅行業取扱管理者試験などの就職試験対策講座を、希望者対象に開講している。

5) 資格取得支援

英会話（TOEIC）、P C検定（文書作成・データ活用）、シスアド、日商簿記検定等、各種の資格取得につながる支援科目を実施している。更に、平成17(2005)年度からは本学独自の「資格取得褒賞制度」を開始し、キャリア開発センターがその運営にあたっている。

（2）4-4の自己評価

1) 就職支援

充実した就職支援体制の下、これまでの本学卒業生の就職率は、昨今の厳しい就職状況のなかでは比較的良好である。しかしながら、センターの窓口担当者とゼミ担当教員の間で指導履歴の共有が充分に行われていないこと、また卒業生の追跡調査ができていないことなど、今後の課題も残されている。

2) 進学支援

進学支援については、ゼミナールの担当教員による個別指導が中心で、組織だった支援体制が組まれていない。進学希望の多い留学生への指導体制の確立が課題である。

3) キャリア教育

キャリア教育については、就職支援科目群の設定、資格取得支援科目群の設定、各種就職試験対策講座の開講、資格取得褒賞制度の開始など、さまざまな取り組みが行われ、学生たちの意欲も高まっている。しかし、初年次から学生自身がキャリアデザインを考える体制の整備が必要である。体制の整備が必要であり、平成23年3月より入学生全員を対象とした入学前教育の実施、

各年次別のガイダンスにおけるキャリア関連プログラムの充実等の取組みを開始した段階にあるが、今後さらなる充実が必要である。また、既存の就職支援科目においても、2年次科目と3年次目との連携が十分にとられていない。

（3）4-4の改善・向上方策（将来計画）

1) 就職支援

本学への求人情報、学生からの進路希望票、進路指導記録簿などを共有化することにより、キャリア開発センターとゼミナール担当教員が、緊密に連絡を取り合って学生の個別進路指導にあたる体制を整備する。その具体策として、学生が3年次始めにキャリア開発センターに提出している就職登録カードや進路指導記録簿を、進路指導担当者間で共有できる情報システム作りを進めている段階にある。また、卒業者の進路実績のデータベース化の整備も徐々に進めている段階にある。

●さらに、静岡県東部地区の企業への就職希望が極めて強い現状に鑑み、地元中小企業に関する企業情報の整備を進め、学生が広く地域の企業群に関する情報を十分に把握認識し就職先選択の幅を広げるための「地域中小企業データベース」の整備が強く求められる。また、地域の主要中小企業の経営者や採用・人事担当者とキャリア開発センタースタッフとの恒常的なネットワーク形成が極めて重要な課題であると考えられる。

2) 進学支援

より組織的な進学指導を行なうため、まずキャリア開発センターで大学院情報を系統的に収集・掲示するとともに、大学院の試験対策、研究計画書の作成指導などを行っていく。

3) キャリア教育

学生の一人ひとりが自身の将来計画を考え、これにそった大学生活を設計していくため今後も「キャリアデザインシート」を活用する。これにより、修学・学生生活のみならず、学外における諸活動を含め、大学在学期間の活動を一元的に記録できるシステムの運用を開始した。

また、各地域の商工会議所や静岡県経営者協会等と連携を深めて、インターンシップ派遣先企業の開拓を進めるとともに、参加学生数を拡大させるために、インターンシップ経験者の体験発表会や受け入れ企業の説明会等を2・3年生に開催し、学生の意識を高揚させる。また、インターンシップの成果をより実りのあるものにするために派遣前研修及び事後研修を充実させる。

[基準4の自己評価]

1) 学生の受け入れ

アドミッションポリシーについては、3学部とも「持続可能な社会を実現する」ための「有為な人材」の輩出という共通の目的にそって設定されている。また、志願者確保について、学生募集戦略会議を中心として積極的に取り組みつつあり、地域の受験生に広く認知してもらうために、従来以上にホームページの更新に努める。また平成23(2011)年度のオープンキャンパスは、開催回数の増加を計画して内容の充実化を目指している。収容定員については、学生の意見を考慮し、改善方策を継続的に行い、学生満足度を高めるとともに、「進路変更(経済的理由を含む)」による退学者を減少させることができるとと思われる。

2) 全学的な学生支援体制

本学の特徴である少人数教育のなかでも、担任制「教養セミナー」「ゼミナール」等の授業は、学生支援の中心的機能を果たしている。「授業評価アンケート」中のそれ以外の授業の「満足度」を比較してみると、ゼミナール等の科目の「満足度」は、一定の成果を上げているものと考える。しかし、各教員による学生個々の指導が極めて重要な位置づけにあるため、今後は、これらの個別指導体制をより組織的に充実していく必要がある。

3) 学生サービス

学生サービスのための組織、体制は概ね整備され、学生の意見の汲み上げ、学生生活の実態の把握が十分に行われているが、自己点検・評価運営委員会による「学生生活アンケート」の質問項目や質問内容について、より一層学生の意見が把握できるようにしていく必要がある。

[基準4の改善・向上方策(将来計画)]

本学は平成21(2009)年創立10周年を迎えた。この間、時代のニーズの変化等に対応して新学部の設置、改組転換を行い、入学定員を充足するよう努力してきた。また、地域社会に「有為な人材」を輩出していることにより、高等学校側にも本学のアドミッションポリシーが受け入れられていると考えられる。更に平成21(2009)年度より正式に高大連携の協定(【資料編4-6】)を行ったので、本学のアドミッションポリシーを近隣の高校に十分伝達する機会が増えた。したがって、ホームページ、大学案内やオープンキャンパス、入試説明会・相談会等において、入試広報委員及び入試広報課により学生の大学生活全般の

情報と学習支援及び就職支援体制を明確に伝えていく。そして、学生委員会を中心に入学後の進路変更(経済的理由を含む)による退学者を減少させる体制を整えていく。

また、自己点検・評価運営委員会で、「ゼミナール」等担任制による学生支援の効果を測定するための評価方法について検討し、更に自己点検・評価運営委員会による「学生生活アンケート」についても、個別の実態、学生のニーズ等を含め、教員とのコミュニケーション、クラブ・同好会等の課外活動、施設設備、学生食堂や通学手段等の質問項目・内容を学生委員会と協力して見直していく。

なお、学生の教育環境は充実しているが、商店街等が隣接していないことをふまえ、利便性を高め、学生へのサービスを向上させるために、中長期的なキャンパス構成の改組や隣接地の取得等を視野に入れて部長会にて検討する。

基準5. 教員(教育研究活動、教員人事の方針、FD(Faculty Development)等)

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

学部別の教員数は【表 5-1-1】のとおりである。本学の全教育課程における助教以上の専任教員は平成 23(2011)年 5 月 1 日現在で、63 人である。これは設置基準上の教員数 58 人を上回っている。また、教授数は設置基準上必要専任教授数 29 人を確保している。

本年度新設した社会環境学部は完成年度となる平成 25(2013)年度までには、環境防災学部の全教員が移行し、環境防災学部と同じように、設置基準上の教員数を十分上回る教員数となる。また、共通科目担当教員(教養科目、保健体育科目、外国語科目、情報科目、就職支援科目、資格支援科目等)は、各学部に所属し、全学横断的に授業を担当している。また、各学部の教養セミナーや各種委員会等を分担し、各学部の学生に対する直接的な教育指導の一端を担っている。

【表 5-1-1】 教員構成

学部・学科・研究科等		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数	兼任(非常勤)教員数	TA・RA
		教授	准教授	講師	助教	計					
総合経営学部	総合経営学科	15	13	2	0	30	0	14	25.5	47	0
計		15	13	2	0	30	0	14	25.5	47	0
社会環境学部・環境防災学部	社会環境学科・環境防災学科	11	6	3	0	20	0	16	21.8	31	1
計		11	6	3	0	20	0	16	21.8	31	1
保育学部	保育学科	5	3	4	1	13	0	10	28.7	38	0
計		5	3	4	1	13	0	10	28.7	38	0

大学院環境防災研究科	0	0	0	0	0	0			4	1
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数							18			
合 計	31	22	9	1	63	0	58		120	2

注) 環境防災学部は平成 22 年 4 月 1 日から募集停止し、社会環境学部を平成 22 年 4 月 1 日より新設したため、社会環学部と環境防災学部を併せて記載している。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

専任教員・兼任教員の担当科目数の比率はデータ編【表 5-4】前期（後期）のとおりである。専門科目以外の授業科目の専任率は前期 57.71%（後期 56.17%）であり、専門科目においては総合経営学部が 70.76%(78.16%)で、社会環境学部 2 年は 80.77% (94.93%)、環境防災学部 3.4 年が 64.20% (74.00%) である。また、保育学部 2 年から 4 年の基礎教養科目の専任率は 80.13% (71.94%)、専門科目においては 63.83% (60.87%) である。なお、総合経営学部と環境防災学部の専門必修科目の専任率は 100% (100%) である。そして、保育学部においても専門必修科目の専任率は 100% (100%) である。

助教以上の教員の年齢別・職位別構成を【表 5-1-2】に示したが、56~60 歳の年齢層が最も多く、全体の 20% を占め、51 歳以上の教員が 60% を超えており、年齢構成がやや高い状態になっている。また、職位別専任教員構成は、教授 30 人(50%)、准教授 22 人(36.65%)、講師 7 人(11.65%)、助教 1 人(1.7%) である。

【表 5-1-2】年齢別・職位別専任教員数 (平成 23(2011)年 5 月 1 日) (単位：人)

年 齢	教 授		准教授		講 師		助 教		計	
26~30	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	1	1.6%
31~35	0	0%	1	4.5%	2	22.2%	0	0%	3	4.8%
36~40	0	0%	3	13.6%	3	33.3%	0	0%	6	9.5%
41~45	0	0%	4	18.2%	2	22.2%	0	0%	3	9.5%
46~50	6	19.4%	6	27.3%	0	0%	0	0%	12	19.1%
51~55	4	12.9%	4	18.2%	0	0%	0	0%	8	12.7%
56~60	9	29.0%	2	9.1%	1	11.1%	0	0%	12	19.0%
61~65	8	25.8%	2	9.1%	1	11.1%	0	0%	11	17.5%
66~70	4	12.9%	0	0%	0	0%	0	0%	4	6.3%
71 以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	31	49.2%	22	34.9%	9	14.3%	1	1.6%	63	100%

男女教員数及び年齢構成、外国人教員数は【データ編表 5-1】【データ編表 5-2】のとおりであり、女性教員は 17 人(28.3%) であり、外国人教員は 2 人である。また、博士号取得者及び博士後期課程単位取得退学者の合計人数は、【表 5-1-3】のとおりである。

【表 5-1-3】 博士号保持者及び博士後期課程単位取得退学者

学 部	教 授	准教授	講 師	助 教	計	%
総合経営学部	7	7	2	0	16/30	53.3%
社会環境学部・環境防災学 部	9	4	2	0	15/20	75.0%
保 育 学 部	2	2	1	1	6/13	46.2%
合 計	18	13	5	1	37/63	58.7%

大学院環境防災研究科については、併任教員 10 人、兼任教員 4 人の構成になっている。
併任教員の平均年齢は 50.5 歳である。

(2) 5-1の自己評価

教員数は、環境防災学部から社会環境学部への移行期間等も含め、「大学設置基準」に定められている教員数を全学部・学科でクリアしている。

授業科目の専任率は、ゼミナール等の必修科目は 100% 専任教員が担当している。専門科目以外の科目(教養科目等)と専門科目とも 55% 以上の専任率である。

年齢構成については、総合経営学部と社会環境学部では、50 歳代が相対的に多いものの、全体的には 30 歳代から 60 歳代まで分布しており適切である。他方、保育学部においては、50 歳以下が 4 人と極端に少なく改善の必要がある。また、教授に関しては、学部によって異なるが大学全体での平均年齢は 60.0 歳である。なお、大学院の専任教員の平均年齢は 50.5 歳であり、適切といえる。

専門分野別構成では、学部・学科及び研究科の特質に合わせ、教育課程の専門性の高い教員について平均年齢を考慮して配置している。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

教員の退職にともなう教員補充については、大学設置基準を踏まえ、学部教授会及び部長会で適切に行い、学長が理事長に内申し、補充を行う。

年齢構成、専門分野別構成、授業科目別構成等について、保育学部が年齢のバランスを欠いているので、保育学部教員採用においては年齢構成を考慮し、今後若手教員を採用する。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の教員任用・昇任は、「常葉学園 大学教育職員任用・昇任規程」(以下、「任用・昇任規程」)に基づき、学部会議及び部長会によって審議する。

本学の教員採用については、公募制により実施している。採用は大学設置基準第 14 条ないし第 17 条を前提として、「常葉学園 大学教職員任用基準」(以下、「任用基準」)「富士常葉大学教育職員任用候補者の審査手続きに関する内規」(以下、「任用審査内規」)に基

づき、学部長は教授会の発議を踏まえ、部長会に提案し、授業担当分野、職位、任用日を決定する。なお、公募は各学部にて行う。また、学部にて研究業績、教育業績等の書類審査及び面接等の審査を行い、部長会へ候補者を推薦する。学長は部長会の議を経て任用候補者を理事長に内申し、その報告を合同教授会にて行う。

大学院担当教員の任用及び併任は、研究科長が学長に発議し、研究科会議にて内部審査及び外部審査を行い、研究科長が学長に推薦し、学長が理事長に内申する。なお、教員の昇任は、「常葉学園 大学教育職員昇任基準」(以下、「昇任基準」)により行われている。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任は、「任用・昇任規程」、「任用基準」、「昇任基準」及び大学教員の業績評価を定量化した「大学教員業績評価基準表」(以下、「基準表」)に基づいて、採用は「任用審査内規」に沿って行う。

教員の資格評価基準については、従来、研究業績を重視する傾向があったことを踏まえ平成 20(2008)年度に「任用・昇任規程」及び「任用基準」、「昇任基準」、「基準表」の改定を行った。改定された「基準表」の項目は、学術研究(著作・論文・翻訳・研究発表)、教育活動・学生指導、大学運営(役職就任・募集活動・重要事業)、地域・社会との連携(行政等の委員・講演会等・研究助成)の4項目である。任用・昇任審査にあたっては、「基準表」によって作成した「審査資料」をもとに各々、「任用基準」、「昇任基準」に基づき、審査する。平成 23 年 4 月 1 付で教授 1 名、准教授 2 名がそれぞれ昇格した。

また、大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の任用は、前述の常葉学園の規程・基準に基づき、「富士常葉大学大学院担当教員資格選考基準及び審査手続きに関する規程」に沿って研究科会議で審議する。

(2) 5-2の自己評価

教員の任用規程が大学と短期大学が現在同一なので、「規程等改正委員会」に任用規程の改定を提案している。本学では大学設置基準を踏まえ、常葉学園の規程・基準に基づき、本学の「任用審査内規」に沿って手続きを行っている。

教員の昇任についても、常葉学園の規程・基準に基づき適切に実施している。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

教員の任用計画について、今後も公募制を実施し、適切に行う。また、教員の昇任においても教員の専門分野に応じ、外部昇任審査委員を依頼し、より適切に実施する。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

教員の授業担当時間は、「常葉学園 大学教育職員の勤務に関する規程」に定め、週あたり 6 コマ（1 コマ 90 分）を基準授業担当時間としている。6 コマを超過した者には増担手当が支給される。また、学長、副学長、学部長、学生部長等の役職者には、授業担当軽減制度が行われ、管理職手当が支給される。全教員の平成 23(2011)年度の平均担当時間は、【データ編表 5-3】のとおりである。

大学院担当教員の一部は、学部担当コマ数と合わせて 9 コマ以上担当となり、荷重負担となっている。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

【データ編表 F-6】のとおり、環境防災学部の物理実験等の授業補助及び被災地の現地調査を担当する大学院生の TA、RA を採用し、教員の教育研究活動を支援している。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

本学の教員個人研究費の配分は年度当初に全教員に提示される「研究費等の取り扱いについて」に規定され、本学教員の教育研究費は一律 25 万円である。この金額には消耗品、学会費、旅費、図書費が含まれている。なお、その他に平成 20(2008)年度から科研費等の公的外部資金を申請した教員（個人・グループ）に対して特別研究費を支給している。特別研究費を支給した教員は平成 22(2011)年度 17 人だった。また、大学院併任教員には研究費として 5 万円増額している。

(2) 5-3の自己評価

教員の授業担当時間数について、教育の質的向上、研究活動の充実を図るため教育担当時間には考慮しているが、総合経営学部 22 人、環境防災学部 13 人、保育学部 9 人合計 44 人 (69.8%) の教員（大学院併任教員を含む）が基準の 6 コマ以上担当しているので、教育課程の見直し等を含め、授業担当コマ数の平均化について、各学部にて検討が必要である。

教育研究費について単年度での使用となっており、長期的な研究計画、大規模な研究プロジェクト等については、継続的に使用できるよう改善していく必要がある。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

教員の担当授業時間について、社会環境学部は平成 22(2011)年度に環境防災学部の教育課程を改編し、完成年度においては適切な時間数になる様配慮したい。また、総合経営学部においては、平成 23(2012)年度 4 月に専門科目について、一部学則変更を行い、平成 27(2016)年度適切な授業担当時間数に改善する。

学内の教育研究費について、年度をわたって、長期的な継続使用ができるよう研究費の充実を図りたい。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 5-4の事実の説明(現状)

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修、研究等の実施に関する対応は、常葉学園全体の教職員研修会、授業力向上強化月間の公開授業、先進事例の大学視察及び講演会(初年次教育改善を踏まえた講演会、キャリア教育推進の支援等)並びに学生による授業評価アンケート調査等に取り組んでいることである。

1) 常葉学園教職員夏期研修会について

本学を設置している学校法人常葉学園が「常葉教育の発展を目指して」を恒常的なテーマとして毎年8月に実施しているもので、本学も教職員の資質向上・研鑽のために開学以来全教職員が参加している。昨年度の取り組みは次のとおりである。

第36回 平成22(2010)年8月31日 サブテーマ「教育力を磨く」

内容：講演 2、研修 10 (教員 7 職員 3)、分科会 26

2) 常葉学園授業力向上強化月間(授業参観)について

教員の授業力の向上と常葉学園各校の交流促進を目的として、毎年6月と11月に「常葉学園授業力強化月間」を設定し、学園内各校において授業参観を実施している。これは学校の種類、教員の職位等に関係なく自由に実施される。

3) FD(Faculty Development)講演会について

①初年次教育推進のため、玉川大学教授を迎える講演会を実施した。

平成22(2011)年9月9日 テーマ「初年次教育とFDの運動」

4) 大学視察や他大学のFDフォーラム参加について

①平成21(2009)年に松本大学、長岡大学等の学生の地域活動等の先進事例を調査し、本学の教育活動等の改善の参考とした。また、キャリア教育の職業的意義の推進を図るために、平成22(2010)年1月に岡山商科大学、石巻専修大学、仙台大学へ教職員が視察を行った。

②平成22(2010)年3月に実施した同志社大学でのFDフォーラム(学生を支えとなるキャリア教育等)に本学の教職員が参加し、研修を受けた。

5) 学生による授業調査アンケートについて

学生による授業調査アンケートは毎年学期末に実施し、分析結果は各教員にフィードバックされ、授業の改善等の参考としている。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

教員の教育研究活動等に係る評価は、「常葉学園 大学教育職員の職務評価実施要領」に基づき、各学部長が実施している。その評価は、教育実践・学術研究及び社会的活動・学務、勤務実績の4分野について行い、「評価基準」により点数化している。

学生の授業評価については、自己点検・評価運営委員会にて授業評価結果をもとに各教員が自己評価を行っている段階であり、教員相互の評価体制は確立していない。授業参観については、報告書、意見交換会や報告会等を行っているが、相互評価までには至っていない。

(2) 5-4の自己評価

研修会、授業参観、講演会等による教員の研究の取り組みは、常葉学園全体の取り組みと連携して組織的に有効に実施されている。特に「常葉学園教職員夏期研修会」は教育をめぐる情

勢の変化に対応したテーマで実施し、教職員の質的向上に寄与している。先進事例の大学視察は本学の教育・研究の向上に寄与している。学生による授業評価は、学期末に実施し、結果を学生にフィードバックしている。教員の活動実績評価は、常葉学園内の大学・短期大学共通の「職務評価実施要領」、「評価基準」に基づき実施されている。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

学生の学士力向上のために今後も、学生による授業アンケート結果や他の大学の先進事例を取り入れ、授業等の評価方法の改善・整備に全学的に取り組む。

「職務評価実施要領」、「評価基準」について、大学と短期大学と別の規定に改定するために法人本部の規程等改正委員会にて検討を行っている。

[基準5の自己評価]

教員の配置は各学部公募中の教員がいるが、教育課程の大学設置基準に基づき適切な配置を行っている。また、教員の年齢分布や授業担当時間等の偏りについては改善が必要である。教員の任用・昇任は、規程・基準に明確に規定され、適切に実施している。

教員の教育研究活動の活性化、評価等は、組織的に適切に実施されている。ただし、授業力向上については充実を図る必要がある。

[基準5の改善・向上方策(将来計画)]

全学をあげての授業力向上(プレゼンテーション力の向上)について、FD研修委員会、自己点検・評価運営委員会を中心に、FD研修や授業アンケート等を実施し、充実する。

教員の教育・研究活動支援については、学術研究発表等の出版物の助成、在外研究生の支援を図り、研究活動の活性化を充実させ、大学の地域社会においての評価を高めたい。

基準6. 職員（教育研究支援、職員人事の方針、SD(Staff Development)等）

6-1 職員の組織編成の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学の事務組織は、学長の統括のもとに、相互の連携を密にし、一体となって事務機能の発揮と事務内容の向上に努めることを運営の原則としている。

事務組織は「学校法人常葉学園組織規程」に定められており、本学では事務局には庶務課、会計課、研究支援室、電算機室が、学生部には教務課、学生課、国際交流室、入試広報課、キャリア開発センター、図書館には図書課を組織している。各課（室）長は、事務局長、学生部長の命を受けその主管事務を処理している。各種委員会には事務職員が委員として参画し、教学組織との連携を深めている。また、教員・学生への教育・研究支援・学生サービスを行っている。職員は、平成23(2011)年度は専任職員23人、嘱託・パート18人の計41人で構成している。また、専任職員の年齢構成及び各課の配置人数は次の【表6-1-1】

【表 6-1-2】のとおりである。

【表 6-1-1】平成 23(2011)年度 専任事務職員

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	計
男	1	1	5	4	2	13
女	0	6	1	3	0	10
計	1	7	6	7	2	23

【表 6-1-2】平成 23(2011)年度 各課の職員配置人数

	専 任	嘱 託、パ ット	派 遣
事務局 庶務課	4	2	0
会計課	2	0	0
研究支援室	0	3	0
電算機室	1	0	0
学生部 教務課	5	0	0
学生課	2	7	0
国際交流室	1	1	0
入試広報課	4	2	0
キャリア開発	2	2	0
図書館 図書課	2	1	0
合 計	23	18	0

それぞれの部署には、業務内容に応じて適切な人員を配置している。企画立案を必要とする業務に専任職員を、定期的な業務にはパート（非常勤職員）を割り当て、効率的に事務を行う体制となっている。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用と異動は法人本部が一括して実施している。また、職員の人事異動希望調査を毎年 6 月に行っている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動は法人本部が行っている。採用については「学校法人 常葉学園就業規則」 第2章人事(任用)第4条、の規程に基づいて行われている。また、平成 22(2010)年 4 月から職階制度が導入され昇任・異動は適材適所、将来の幹部職員育成等を配慮し、法人本部が行っている。

(2) 6-1 の自己評価

事務職員の配置・採用・昇任・異動については、法人本部で実施されているが、長距離通勤や単身赴任等の異動における規程等が明確に定められていないという課題がある。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

就学人口の減少、経済不況等厳しい状況の続く中、教育課程の整備、組織の活性化等、大学事務においてもそのマネジメント機能強化が要請されている。従来の業務遂行能力にとどまらず企画立案能力、経営マインドの涵養等スキルアップのための研修システム、職員のモチベーションを高める施策を図っていく。

6-2 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

(1) 6-2の事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

1) 長期計画的に事務職員の育成を目指した研修が次のように法人本部主導で開始され、職員の質的向上が図られている（【資料編6-4】参照）。

- ① 常葉学園職員研修取扱要項、新任教職員研修実施要項
- ② 平成22(2010)年度 授業力向上強化月間 実施要項
- ③ 平成22(2010)年度 常葉学園教員基本研修 実施要項
- ④ 平成22(2010)年度 事務力向上強化月間 実施要項
- ⑤ 平成22(2010)年度 常葉学園事務職員基本研修 実施要項
- ⑥ 平成22(2010)年度 常葉学園 基本研修（新任研修） 実施要項
- ⑦ 平成22(2010)年度 常葉学園 基本研修（教員研修） 実施要項

2) 大学業務の多様化、複雑化に伴い、事務職員の資質の向上に資するため、自己の業務に直接かかわる知識の拡大に努めている。本学では3月に全教職員を対象に外部講師を招いて講演会を実施している。

①平成22(2010)年3月10日

富士商工会議所 佐野専務理事、富士宮商工会議所 望月専務理事

「地域からの富士常葉大学に対して期待すること

——文科省学生支援推進プログラム外部評価委員の立場から——

②平成22(2010)年3月24日

長岡大学経済経営学部原田誠司教授「教職員が取り組む地方規模大学の活性化策」

③平成22(2010)年12月1日 「HIV講演会」北村邦夫氏

3) 常葉学園全体で毎年、夏期研修会を法人内の4大学を中心に持ち回りで開催している。

①平成21(2009)年度常葉学園教職員夏期研修会

テーマ「常葉教育の発展をめざして～教育力を磨く～」

②平成22(2010)年度常葉学園教職員夏期研修会

テーマ「常葉学園の発展をめざして～学生、保護者の満足度向上の為に～」

4) 外部研修会(私立大学協会研修会、教育G Pシンポジウム、FDフォーラム等)について、業務に支障がない範囲で参加させている。また、AED講習会を実施した。

①平成22(2010)年度外部研修 私立大学協会主催研修会参加

②平成22(2010)年度他大学教育G Pシンポジウム参加

「筑波スタンダードに基づく教養教育の再構築」平成23(2011)年3月4日

③平成 22(2010)年度「A E D講習会」平成 23(2011)年 2月 23 日

(2) 6－2の自己評価

事務職員の資質・能力の向上のための研修として、法人本部による職員研修において資質向上を図っている。本学では先進事例研究として「教育GPシンポジウム」に参加したが他大学への視察や他大学のFD フォーラムに参加できなかった。

(3) 6－2の改善・向上方策（将来計画）

大学職員として資質及び実務能力の向上を図るため、基礎的スキルの向上や問題解決能力のステップアップに向けて、他大学の職員の資質向上計画を参考に本学の職員の資質向上を計画的に図る。

職員研修は法人本部が統括して行い、今後は業務別・職階別研修の充実と人事交流を含め大学職員の資質向上を図る。

6－3 大学教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 6－3の事実の説明（現状）

6－3－① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

本学には附属図書館のほかに大学の附属機関として、環境防災研究所、風土工学研究所、地域社会災害センターを設置している。

また、教員の研究活動を支援する事務組織として、事務局内に研究支援室を置き、教員の研究支援に従事している。研究支援室の業務は教員の研究支援、学会等学外の研究団体の会合支援、企業との連携、科研費、科振費等の研究者に係る補助金の事務処理である。

また、教育活動を支援する事務組織として教務課、学生課、国際交流室及びキャリア開発センターを置いている。教務課は学籍、教育課程、教授会等の事務を担当するほか、総合経営学部、環境防災学部の教育実習や教員免許状の申請等を支援する。学生課は学生厚生補導に関する課外活動育成、奨学金貸与申請、学生の福利厚生等を担当するほか、学生的健康管理、保健衛生に関する業務を担当し、保健室に看護師、学生相談室にカウンセラーを配置している。キャリア開発センターは学生のキャリア形成・就職斡旋・インターンシップ・資格取得・就職対策講座等を担当する。3年次には「現代ビジネス学Ⅰ」、「現代ビジネス学Ⅱ」の授業を通して、企業の採用担当者や就職活動に成功した先輩 OB・OG を講師に招き学生の就職支援に取り組んでいる。国際交流室は外国人留学生の厚生補導全般の支援を行っている。以上の4課が教務委員会、学生委員会、キャリア開発委員会及び国際交流委員会を学生の修学、厚生補導やキャリア形成について一体的に支援している。

(2) 6－3の自己評価

教育研究支援のための事務体制は、教育支援、研究支援とも事務組織自体は確立しているが、1つの課の事務分掌では対応しきれない、留学生の教育支援や学生の地域共同活動などの業務が生じている。

(3) 6－3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究支援は何よりも情報の共有や相互協力の必要性を感じている。そのためには課内会議や事務連絡会等日頃から前述のとおり、連携を密にする会議等が必要であり、今以上に横断的な事務処理について検討し改善を図る。

[基準6の自己評価]

本学の教育研究支援において職員は大きな役割を果たしてきた。研究は教員が行うが、科研費等外部の受託金の申請や経理業務を研究支援室の職員が支援している。教育も教員が担うが、踏み込んだ個別指導的な役割は職員も担っている部分が大きい。履修登録について、履修説明、履修相談は各学部教員が担って個別指導員の役割を果たしているが、最終的な調整、相談は教務課職員が担当している。学生の厚生補導についてはセミナー・ゼミの教員が悩み等の個別的な相談にのっているが、ガイダンス等での全般的な説明を行う等、日常的な個別的な相談は学生課職員や学生相談カウンセラーが対応している。キャリア支援・就職相談もゼミ担当教員が中心に行われているが、教員間で個人差があり、不足している部分をキャリア開発センターの職員がフォローしている。留学生に対してもセミナー・ゼミの担当教員が個別には指導を行っているが、国際交流室の職員が全般的に対応している。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

事務職員の資質向上を常葉学園教職員夏期研修会や私立大学協会の経理、教務、厚生等の研修会や説明会等で図り、教員及び学生の研究や教育の支援を一層強化する。

基準7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

（1）7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

法人全体の管理運営は、「学校法人常葉学園寄附行為」、「学校法人常葉学園理事会運営規程」、「学校法人常葉学園常務理事会運営規程」、「学校法人常葉学園監事監査規程」及び「常葉学園常務理事業務分掌規程」、「学校法人常葉学園就業規則」、「常葉学園組織規程」等関連規程により行われている。

「理事会」は、寄附行為第6条の規定に基づいて運営され、【表7-1-1】に示す審議事項のほか、特に重要な事項について審議し可否を議決している。平成22(2010)年度は、4月、5月、7月、10月、12月、3月に開催した。「評議員会」は、寄附行為第20条の規定により【表7-1-2】に示す事項のほか、学校法人の業務全般にわたり理事会から諮問を受けた事項について、評議員会としての意見及び賛否の意思表示を理事長に報告している。平成

22(2010)年度は、5月、7月、10月、12月、3月に開催した。

【表 7-1-1】理事会審議事項

(1) 寄附行為等基本的規程の制定・改廃に関する事項
(2) 事業計画及び予算、決算、借入金等財政に関する重要事項
(3) 組織の設置、改廃に関する重要事項
(4) 人事に関する重要事項
(5) 学部・学科等の新設・改廃・定員の増減等重要事項
(6) 重要資産又は所轄庁に届出をすべき資産の取得、処分に関する事項
(7) 学則・園則の制定・改廃等重要事項
(8) 授業料・入学金・施設費・入学検定料等納付金の制定・改定等重要事項
(9) その他理事長が必要と認める事項

【表 7-1-2】評議員会審議事項

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
(2) 事業計画
(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(4) 寄附行為の変更
(5) 合併
(6) 目的たる事業の成功不能に因る解散
(7) 寄附金品の募集に関する事項
(8) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

以上その他に、理事長の職務執行に関する意思決定及び連絡調整のために、常葉学園組織規程第30条、31条及び33条により、【表 7-1-3】に示す組織を置いている（開催状況は平成22(2010)年度）。

【表 7-1-3】

名称	根拠規程	設置の目的	構成員	開催状況
所属上長会議	組織規程第30条	学園の業務に関する重要事項等の協議を行うとともに学園の設置する学校間相互の綿密な連絡調整をはかるため	理事長、常勤理事、所属上長、その他理事長の指名するもの	5・11・1月
学園連絡会	組織規程第31条	学園内の重要事項の伝達及び学園内の相互の連絡調整のため	理事長、常勤理事、所属上長及び管理職等	4・8・12・2月
本部・大学・短大・専門学校打合せ会	組織規程第33条	大学・短期大学・専門学校の重要な事項の伝達及び相互の連絡調整のため	理事長、大学・短大・専門学校の所属上長等	4・8・12・2月

また、「常務理事会」は、理事長、副理事長（2人）、常務理事（2人）により構成（平成22(2010)年度からオブザーバーとして大学と高校の代表者を加えた）し、原則として毎月曜日に開催している。常務理事会では、学校法人常葉学園寄附行為第14条の2第2項により、理事会、評議員会の議案に関する事項、理事会決定事項の執行に関する事項、理事会から委任された事項について審議し、決定している。

本学の管理運営は、常葉学園組織規程、富士常葉大学学則及び富士常葉大学大学院学則並びに関連規程により行っている。本学学則第56条に規定される「部長会」は、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、学生部長、事務局長で組織し、【表7-1-4】に示す事項を審議する。

【表7-1-4】部長会の審議事項

1 教育・研究及び人事に関する基本方針等その運営における全学的な事項
2 入学試験に関する事項
3 各種委員会に関する事項
4 学則、諸規程の制定、改廃及び運用に関する事項
5 施設の設置、廃止に関する事項
6 学長の諮問に関する事項
7 その他本学の運営に関する重要な事項

また、教授会（学則第57条）は、学長、副学長及び専任の教授でもって組織し、原則として月1回定例会を開催し、【表7-1-5】に示す事項を審議する。構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決する。また、学長が必要と認めた事項については、学部会議において審議することができる。

【表7-1-5】教授会の審議事項

1 教育課程及び授業に関する事項
2 学則に関する事項
3 学生の入学、退学、休学、除籍及び卒業に関する事項
4 学生の厚生補導に関する事項
5 学生の賞罰に関する事項
6 教員の人事に関する事項
7 教育及び研究に関する事項
8 その他本学の教育研究に関する事項

「学部会議－学則第58条」は、学部長及び専任教員で組織し、原則として月1回定例会を開催し、【表7-1-6】に示す事項を審議する。構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決する。

【表7-1-6】学部会議の審議事項

1 教育課程及び授業に関する事項
2 学生の入学、退学、休学、除籍及び卒業に関する事項
3 学生の厚生補導に関する事項
4 教育と研究に関する事項

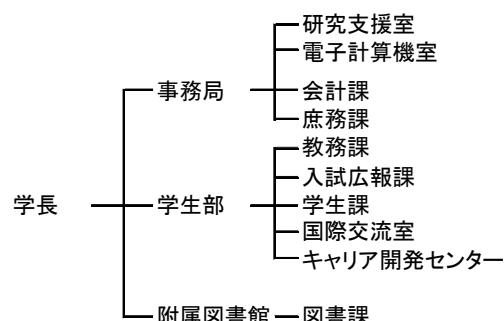
大学院の管理運営機関として専任の教授、准教授及び講師をもって組織する「研究科会議（富士常葉大学大学院学則第23条）」をおき、原則として月1回定例会を開催し、【表7-1-7】に示す事項を審議する。

【表7-1-7】研究科会議の審議事項

1 教育課程及び授業に関する事項
2 学則に関する事項
3 大学院学生の入学、退学、休学、除籍及び課程修了に関する事項
4 学位に関する事項
5 大学院学生の賞罰に関する事項
6 教員の人事に関する事項
7 組織の改廃及び諸規程の制定改廃に関する事項
8 教育及び研究に関する事項
9 予算に関する事項
10 その他管理運営に係る重要な事項

事務組織の管理運営は、常葉学園組織規程第7条（大学・短大の事務組織）、第20条（大学事務局・短大事務部）、第21条（大学・短大学生部）、第22条（大学・短大図書館）により行っている。平成23(2011)年度の事務組織は、【表7-1-8】に示すとおりである。

【表7-1-8】事務組織



理事、監事及び評議員は「学校法人常葉学園寄附行為」の定めにより選任される。理事、監事及び評議員は【表7-1-9】のとおりである。

【表7-1-9】

区分	根拠規程	選任規程	定数	現員

理 事	寄附行為 第14条	(1)この法人の設置する大学・短期大学の学長 (2)この法人の設置する専門学校・高等学校の校長のうちから互選によって選任された者1人以上2人以内 (3)評議員のうちから評議員会において選任された者2人以上3人以内 (4)前各号に規定する理事の過半数以上を以って選任された者3人以上4人以内	10人以上 13人以内	13人
監 事	寄附行為 第15条	監事はこの法人の理事、職員又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	2人以上 5人以内	5人
評議員	寄附行為 第24条	(1)第4条に規定するこの法人の設置する学校の学長、校長及び園長 (2)この法人の職員(この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下この条において同じ)のうちから、理事会で選任された者5人以上9人以内 (3)この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任された者7人以上10人以内 (4)この法人の設置する学校の在学者及び卒業者の保護者のうちから、理事会において選任された者6人以上9人以内 (5)この法人に關係ある学識経験者で、理事会において選任された者6人以上8人以内	39人以上 51人以内	45人

* 現員は、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

理事、評議員は、それぞれの選任規程により選任され、【表 7-1-1】、【表 7-1-2】における審議事項について審議する。

監事は、理事会・評議員会に出席するほか、監事監査においては、監査法人及び監査室(学校法人常葉学園内部監査実施要綱一平成 20(2008)年 10 月 17 日制定)と連携して監査を行っている。

また、理事会は、「学校法人常葉学園理事会運営規程」及び「常葉学園常務理事業務分掌規程」により運営してきたが、「学校法人常葉学園寄附行為」の一部を変更し、「常務理事会」を置くこととし、「学校法人常葉学園常務理会運営規程」により法人のリーダーシップによる運営機能の強化を図っている。

本学の運営は、学長をトップとする教学組織と、理事長を最高責任者とする理事会との連携協力関係によって良好に運営されている。この他、前述のとおり、本学園には法人本部が主催し、理事長が議長をつとめる「所属上長会議」、及び傘下の大学・短期大学・専門学校の所属上長以下の教職員の管理職者と法人本部の管理職者が出席する「大学・短大・専門学校打合せ会」を設置し、教学側と経営側の連携協力、合意形成のための工夫がなされている。また、教育面の学務一般については、基本的に教学側に任せているが、経営行為でもある人事と財政については、法人本部の専決事項、若しくは承認事項となっていいる。例えば学長の選任は理事会の議を経て理事長が任命し、学部長等の選任は理事長が行

い、教職員の採用、昇格等も理事長の承認を必要としている。予算についても、教学側の予算要望を理事長とのヒアリングにより調整し、理事会が評議員会の意見を聞いて決定する。予算の執行についても、一定金額以上の支出は理事長の承認を必要としている。

7－1－② 管理運営に関する役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事の選任は、寄附行為第14条に、監事の選任は寄附行為第15条に規定している。役員の解任及び退任については、寄附行為第17条に、役員の補充については寄附行為第18条に規定している。役員の任期は2年であるが、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員役員の任期は現任者の残任期間とする。

評議員の選任は、寄附行為第24条に規定している。評議員の任期、解任及び退任については、寄附行為第25条及び第26条に規定している。評議員の任期は2年であるが、補欠評議員の任期は前任者の残任期間とし、増員評議員の任期は現任者の残任期間とする。

学長は、「常葉学園 大学・短期大学学長選任規程」により、理事会の議を経て、理事長が任命するが、理事長はこの議に際して、当該大学の専任教授の代表（2名）の見識を聴する。副学長は、「常葉学園 大学副学長選任規程」により、学長の推薦により理事長が任命する。学部長は、「常葉学園 大学校部長選任規程」により、部長会の意見を聴した上で、学長の内申により理事長が任命する。

附属機関の附属図書館、附属風土工学研究所、附属環境防災研究所及び附属社会災害研究センターの長は、学長が推薦し理事長が任命する。

教員の採用については、各学部の教授会で審議し、部長会での審議を経て、教職員需要調書にて、学園本部に上申する。また、教員の採用選考は、大学で選考した後、理事長が面接を行い決定する。

事務職員の採用については、大学の事務局長が職員の採用を必要と判断した場合、学長の承認を得て、教職員需要調書にて学園本部に上申する。また、事務職員の採用選考は、学園本部人事課が行い、理事長が決定する。

学長、副学長、学部長の選任規程は、平成20(2008)年に制定された。

(2) 7－1の自己評価

常葉学園は、学者であり教育者である木宮泰彦氏が「戦後の復興は何よりも教育にある」との信念から、昭和21(1946)年に創設された。以来64年間、学校法人常葉学園本部を静岡市に置き、本学園の特色を生かしつつ、地道な努力を重ねた結果、現在では静岡県内に幼稚園2、小学校1、中学校3、高等学校3、短期大学1、大学3、大学院3、専門学校2を擁している。本学は、前身の「常葉学園富士短期大学」(商学科、国際教養科 平成2(1990)年開学)を、平成12(2000)年に多様化社会に対応できる人材を必要としていた地元富士市からの要望もあって4年制大学へ発展改組し、流通経済学部と日本では初めての環境防災学部を設置した。これらを反映して、地元東部地区(富士・三島・沼津・伊豆)からの理事、評議員を含め、理事、評議員は、静岡県内から広く学識経験者を中心として選任されている。監事は、教育関係者、弁護士、産業界から選出され、バランスが図られた形での

選任となっている。前述したとおり、理事機能の強化を図るため、常務理事会を設置し、法人の運営の基本に関する事項の立案（刻々と変化する学校運営の流動的な環境に対応するため、懸案事項の抽出と、中長期の教育計画の策定、経営分析・財務分析及び人事政策等の中長期計画など）と理事会から委任された事項の意思決定と日常的な法人運営に関する事項の執行を行っている。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、近年の大学を巡る社会情勢の変化により機敏に対応するため、諸規程の改正を平成18年(2006)から平成20(2008)年にかけて実施してきた。平成21(2009)年度においても、諸規程の見直しを継続して行い、教職員の給与制度の見直し、大学の組織規程の見直し、事務職員階級制度の構築、危機管理規程の制定等を行った。そして平成22(2010)年度には、給与規程の改定に伴い、扶養手当及び通勤手当の認定基準を改定した。また、大学特別任用教員規程、大学教育職員の再就職者を雇用する場の取扱基準等を改正した。私立学校法の改正にあわせ、理事機能の強化を図り、平成21(2009)年度から常務理事会を設置し、法人運営の機動的対応ができるように改め、理事長の業務を代行する副理事長を2人制（企画担当、人事担当）とし、さらに、財務と法人業務を担当する常務理事2人をおき、業務分担を明確にし、理事長を補佐する体制を強化した。

なお、理事定数に対し、評議員定数が多い。法的に問題はないが、選任条項（寄附行為第24条第4号）を中心に見直し、出席率の向上を図りたい。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

学長は、教学部門の責任者であるとともに、理事会、常務理事会など管理部門の構成員（責任者）でもあることから、教学の意向の反映と連携が適切になされている。

また、理事会及び評議員会以外に、前述【表7-1-3】のとおり、「所属上長会議」、「専門学校以上打合せ会」及び「学園連絡会」を定期的に開催し、学校間相互の連絡調整を行っている。会議の構成は、理事長を中心とする常勤役員、役職教職員であり、教学の問題点、学校運営の懸案等について話し合われている。さらに、管理部門と教学部門の実質的連絡調整役である、学園内の事務局長、事務部長、事務長で構成する「学園事務打合せ会」を定期的に開催し、それぞれにかかる懸案事項の協議、学園本部からの指示事項の周知徹底等相互連携に努めている。

(2) 7-2の自己評価

就学人口の減少、経済不況等厳しい状況が続くなか、法人運営における財務戦略、教育環境整備、人事政策、組織の活性化等マネジメント機能の強化が求められている。

教学においても、多様な個性とニーズをもった学生の受け入れに伴う教育改革への取組み、教学組織の改革、定員割れの学部学科の改組、専門学校の4大化等大学運営において

の重要課題が山積している。このような状況下においては、これまで以上に管理部門と教学部門の連携が必要となり、双方の機能を最大限に発揮する体制強化が必要となる。これまでの常葉学園は、それぞれの学校が主体的に「学校運営」をとの方針で運営されてきたが、法人のリーダーシップによる運営機能の強化が求められており、「常務理事会」を設置し、体制強化を図った。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 21(2009)年度から理事長をトップとする常務理事会が設置された。法人における管理運営においては、理事長がリーダーシップを発揮できるよう、副理事長（2人）と常務理事（2人）の補佐体制が整備された。

- ①「所属上長会議」、「専門学校以上打合せ会」及び「学園連絡会」は、学校相互間の連絡調整には実を挙げているが、構成メンバーの肥大化等から懸案事項の話し合い等が十分に行うことができない状況にある。構成メンバーの縮小等見直しを行い、管理部門と教学部門の連携に実効性のある組織改革に着手したい。
- ②本学の学長が理事長を兼務していることから、副学長、役職教員を中心に、「高大連携・渉外、学生募集、産学官連携、入試・教務等と業務分担をし、それぞれの責任を明確にして、教学部門の強化に努めている。また、迅速な対応のことから、部長会を毎週開催している。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

平成 3(1991)年の大学設置基準の改正に伴い、各大学が教育研究活動に対する自己点検・評価活動に着手するなか、常葉学園においても平成 4(1992)年、自己点検・評価活動の検討がなされた。

本学では、開学時から自己点検・評価運営委員会を設置した。主として教育活動と施設の充実に関する自己点検に着手し、「授業評価アンケート」と「学生生活に関するアンケート調査」に絞って実施した。それ以降、調査方法、調査内容など改善しつつ、毎年調査を実施している。平成 13(2001)年度においては、授業改善に関するさまざまな提案がなされ、授業改善マニュアルの配布など一部が実行された。また、2 年間の調査結果の集計結果をまとめた「授業評価アンケート調査実施報告書」を刊行した。

完成年度を迎えた平成 15(2003)年度には、第三者評価受審の準備として、『自己点検・評価報告書』を作成した。この報告書は、教育活動と施設の充実に関する事項のみではなく、当時の第三者評価基準に基づき作成され、開学以来の経過をふまえ、学内の重要な記録としての意義を持っていた。

それ以降、『平成 15 年度自己点検・評価報告書』での指摘事項を受けて、入学試験に関する事項は入試委員会の強化、授業改善に関する施策については FD(Faculty

Development)委員会を立上げ、カリキュラムの再編に関しては教務委員会で毎年改善を進めてきた。自己点検・評価運営委員会は、上記調査を継続し、各教員が担当講義の「授業評価アンケート」の評価結果をふまえて「授業レポート」を作成している。平成 20(2008)年度には、『教務に関する年次報告書』をまとめることが決定し、平成 21(2009)年度に公表された。そして平成 22 (2010) 年度に高等教育評価機構にて第三者評価を受検し、「特に問題はなし」と評価され、報告書を平成 23 (2011) 年 1 月にHP上に公開している。

平成 20(2008)年度より、第三者評価受審のための準備を担当する第三者評価委員会を設置し、各学部より担当者を選出し、情報収集並びに資料整理を開始した。当委員会は、本報告書の執筆依頼及び編集を担当したが、平成 22(2010)年度より、上述の自己点検・評価運営委員会と統合し、学長及び学部長を含む 10 人以内で構成される自己点検・評価委員会の下に置かれることとなった。

7－3－② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

本学の自己点検・評価の結果を大学運営の改善・向上につなげるシステムは、次のように構築されている。

自己点検・評価運営委員会が中心となってまとめた『平成 15 年度自己点検・評価報告書』の内容に基づき、平成 17(2005)年に、「自己点検・評価委員会」が設置された。この委員会のもとに、平成 22 (2011) 年度実施委員会として、自己点検・評価運営委員会が置かれ、自己点検・評価報告書を作成し、日本高等教育評価機構に第三者評価を受検した。その結果を学長は、自己点検・評価を踏まえて、部長会と協力して、全学に対して改善・向上を努めるよう指示した。

7－3－③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

上のとおり、『平成 15 年度自己点検・評価報告書』『平成 22 年度自己点検・評価報告書』は、教職員に対して配布しているとともに、本学ホームページ上で公開されている。また、平成 20(2008)年度版の『教務に関する年次報告書』においても、学内教職員に配布し、ホームページ上で公開されている。

(2) 7－3の自己評価

本学の自己点検・評価は、開学（平成 12(2000)年度）当初から委員会を設置し、完成年度（平成 15(2003)年度）でまとめる作業を行った。そして、平成 22 (2011) 年度日本高等教育評価機構にて第三者評価を受検した。自己点検評価運営委員会を中心に全学的に取り組むことが出来た。

(3) 7－3の改善・向上方策（将来計画）

今後は、自己点検・評価委員会で当該年度の自己点検・評価の方針を決定し、各委員会に調査、分析、報告を依頼する。それをもとに自己点検・評価運営委員会で大学全体の分

析、報告を実施していく。自己点検・評価運営委員会では、毎年度自己点検・評価の報告書を作成・公表し、次年度以降の改善点を指摘する。その改善策は、自己点検・評価委員会で審議され、関係部署に改善の指示を行なう。

[基準7の自己評価]

前述のとおり、就学人口の減少、経済不況等厳しい状況が続くなか、法人運営における財務戦略、教育環境整備、人事政策、組織の活性化等マネジメント機能の強化が求められている。

教学においても、多様な個性とニーズをもった学生の受け入れに伴う教育改革への取組み、教学組織の改革、定員確保等の学部学科の改善と重要課題が山積している。

このような状況下においては、これまで以上に管理部門と教学部門の連携が必要となり、双方の機能を最大限に発揮する体制強化が必要となる。これまでの常葉学園は、それぞれの学校が主体的に「学校運営」をとの方針であったが、法人のリーダーシップによる運営機能の強化が重要であると考えている。

法人運営においては、理事機能の強化（常務理事会の設置）、監事機能の強化（内部監査室の設置）、諸規程の整備を精力的に推し進めてきた。学校運営においても、学長選任規程の整備、山積している課題への取組みプロジェクトの発足等を行い、一定の成果を上げてきた。しかしながら、学園運営の基本的指針となる学園内諸規程の整備、本学においても、自己点検・評価の実質的な体制が不十分であり、規程の整備、体制の再構築等が求められている。

[基準7の改善・向上方策（将来計画）]

教学の意向を尊重した、法人のリーダーシップによる運営機能の強化（常務理事会及び法人本部の機能強化）が重要であると考えている。

また、一昨年度から再スタートした、諸規程の整備のための「常葉学園規程等改正委員会」による諸規程の見直しが行われ、学長選任規程の制定、大学以下の事務組織の見直し等を行い、昨年度（平成21(2009)年度）は、給与制度の見直し、事務職員の職階制度の整備、大学事務組織の改革等の規程を整備した。今年度においても、新予算制度（事業別予算制度・事業評価制度）の導入に対応する関連規程の整備、「常葉学園 大学教育職員任用・昇任規程」を始め、大学と短期大学の教員の採用等にかかる規程が、同一規程により適用されている規程等の見直し、教職員の定数化等の検討を予定している。大学においては、山積している課題（定員確保の方策、就職率の向上策、研究所の運営等）に対するプロジェクトの活性化、学内組織の見直し強化を図りたい。常務理事会が機能し、各学校での課題に対するリーダーシップが発揮されれば学園運営がより強固となる。なお、自己点検・評価体制についても、自己点検・評価運営委員会が実質的リーダーシップをとり学内の管理運営体制及び教学体制の点検改革を推進していく。

基準8. 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバラ

ンスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 8-1の事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学は、前身の「常葉学園富士短期大学」（商学科、国際教養科 平成2(1990)年開学）を平成12(2000)年に、地元富士市を中心とした、周辺市町村からの強い要請により、4年制大学（流通経済学部、環境防災学部）へ発展改組した。平成18(2006)年度には、大学院（環境防災研究科）の設置と、保育学部を増設し、合わせて「流通経済学部」を「総合経営学部」へ名称変更し、入学定員の見直し等を行ってきた。

4年制大学への発展改組時は、18歳人口のピーク時を過ぎ、大学・短期大学への進学率も横ばいの状態で、あわせて経済情勢の悪化等により、保育学部を除き、定員割れの状態が続いてきたが、流通経済学部を総合経営学部へ名称変更（教育課程の見直しも含む）したことによる効果により、入学定員の確保ができた。唯一、定員割れを起こしている、環境防災学部についても、平成22(2010)年度から、志願者の理科離れへの対応策として「環境防災学部」から「社会環境学部」に名称を変更し、安定的な入学者の確保に努めているが、改善には至っていない。

また、設立当初の施設設備の取得（一部日本私立学校振興・共済事業団からの借入れも含む）及び保育学部増設時の施設設備の整備に伴う基本金組入れと、入学者の定員割れに伴う帰属収入の減（入学金・学生生徒等納付金等）等により、消費支出超過額が、平成22(2010)年度決算において約5億9千万円となり、財務の収支バランスは改善された。

資金収支においては、法人内振替支出（法人内借入返済支出等）が4億円程度あり、その結果、次年度繰越支払資金から、前受金、未払金、第4号基本金を差し引き、未収入金を加えても、翌年度の運転資金において厳しいものがある。

[大学の財務状況]

前述したとおり、設立当初及び学部増設時の施設設備の整備にかかる基本金組入れ、入学者の定員割れによる帰属収入の減等により、消費収支においては支出超過が続いてきた。

しかしながら、平成15(2003)年度決算から収入超過に転じ、確実に財務状況は改善されてきている。今後においては、入学定員の安定的な確保と、スポーツ強化部及び留学生受入にかかる奨学費の見直し等を行い、強化部の縮小及び留学生の受入規模等の改善に着手した。

[法人の財務状況]

平成22(2010)年度の消費収支決算では、5億9千万円の収入超過で、翌年度繰越消費支出超過額が1億7,300万円となっている。平成16(2004)年度決算では、9億1,479万3千円の前年度繰越消費収入超過であることから、6年間で19億5,360万6千円の支出超過となった。

この要因は、学園の4大事業と位置付けた、「常葉学園大学造形学部の増設」、「常葉学園静岡リハビリテーション専門学校の開設」、「浜松大学健康プロデュース学部の増設」、「富士常葉大学保育学部の増設」にかかる経費と、「常葉学園医療専門学校への鍼灸・柔道整復学科の増設」、「浜松大学アリーナの新築」等に要した経費の合計額34億5,200万円によるものである。22(2010)年度決算による翌年度繰越消費支出超過額が、4大事業等へ

要した経費より、下回っていることは、16(2004)年度決算から20(2008)年度決算まで、単年度においては、収入超過の状況であったことが分かる。平成21(2009)年度には、固定資産(土地・建物)において、常葉学園医療専門学校(理学療法学科及び作業療法学科を浜松大学保健医療学部へ発展改組)から浜松大学への振替、環境情報専門学校地(浜松大学へ吸収)より浜松大学への振替等により、基本金組入額が増加したことから支出超過となつたが、着実に改善されており、特に問題はない。

ただ、昭和23(1948)年度に開学した常葉学園中・高等学校を始めとし、施設設備の老朽化が進み、近年において立て続けに新築建直しが必要となる。これに要する財源として、「財政調整資金引当特定資産」を準備し、現預金等においてもそれ相当額を有しているが、建直し後の再取得費の蓄積の方策立案が必要である。

[法人の経営状況及び財政状態を示す各種比率]

法人の経営状況及び財政状態を示す各種比率は、【データ編表8-1、8-2、8-3】に記載しているとおりである。

経営状況を示す各種比率は、法人全体としては、医歯系法人を除く大学法人の全国平均(日本私立学校振興・共済事業団「平成21(2009)年度版今日の私学財政〈大学・短期大学編〉」)との比較では、人件費比率は7.7%上回っており、教育研究経費比率は7.7%低く、管理経費比率においては、全国平均より2.5%低くなっている。

また、借入金等利息比率は、借入金の返済に伴い減少しており、全国平均を下回っている。学生生徒等納付金比率及び寄付金比率は全国平均より下回っているが、補助金比率は全国平均より5.3%上回っている。消費収支比率においては、全国平均を14.2%上回り経営状況の健全化を窺うことができる。

財政状態を示す各種比率は、自己資金構成比率は全国平均より3.7%高く、固定資産構成比率は全国平均から5.0%低い。固定負債構成比率は全国平均より3.1%、流動負債構成比率においても0.7%それぞれ低く、総負債比率は3.7%、負債比率は4.7%全国平均よりも低く、財政状態の健全化を窺うことができる。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学では、教育研究活動の具体的な計画について、学校法人会計基準及び学校法人常葉学園経理規則に基づいて予算編成を行い、教育研究活動を行っている。予算編成は、学園本部から提示された予算編成方針により、各学部学科等から提出される予算要求書に基づき、優先順位を付し、事務局長が予算要求担当者とのヒアリングを行い、経常経費、継続経費及び政策経費と大別し、前年度の予算額・事業評価等を勘案し、学長との調整により、学園本部へ予算要求をしている。学園本部においては、大学から要求された予算内容(裏づけ資料含む)を詳細に精査し、「学園本部会計課長、学園本部事務局長、財務監(常務理事)及び理事長」と「学長並びに大学事務局長」との予算ヒアリングを経て、事業計画案と共に3月に開催される評議員会・理事会に議案提案をし、承認を得て大学への予算配当となる。

また、事業計画案については、11月に開催される所属上長会議(常葉学園組織規程第30条-基準7管理運営に記述)において協議される。なお、3月に開催される評議員会及び理事会へ提案される当初予算は、学生等数の確定から性格的には暫定予算の色彩が強く、

5月に開催される評議員会及び理事会提案の補正予算が当初予算としての性格を持っている。さらに、例年、事業計画の変更並びに予算の執行状況により、定例（12月・3月）開催の評議員会及び理事会に補正予算が提案されている。予算執行については、学校法人会計基準、学校法人常葉学園経理規則、学校法人常葉学園経理規則施行規程及び常葉学園補助活動経理規程等により適性に会計処理が行われている。

決算については、会計年度終了後2月以内に「学校法人会計基準」による『計算書類を作成し、公認会計士及び監事による監査を受け、事業報告書、計算書類に監事監査報告書を付して議案提案し、理事会、評議員会の承認を得ている。理事会及び評議員会に提出している計算書類は、次のとおりである。

- 資金収支計算書及び附属内訳表（資金収支内訳表、人件費内訳表）
- 消費収支計算書及び附属消費収支内訳表
- 貸借対照表及び附属内訳表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表）

8-1-③ 会計監査等が適性に行われているか。

監査は、監事、監査法人及び監査室がそれぞれの立場を堅持しながら三様監査を実施している。監事による監査は、私立学校法、学校法人常葉学園寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。なお、監事と監査法人との連携による監査も実施している。

平成22(2010)年度中に実施した監事の職務執行状況と、平成22(2010)年度会計年度決算にかかる財産状況についての監事の職務執行状況は以下のとおりである。その結果、平成22(2010)年度の財産及び業務の状況について監査報告書が作成され、理事会、評議員会に提出された。

[平成22(2010)年度中に実施した監事の職務執行状況]

- 1) 財産状況の監査〔3回実施〕－関係帳票との突合精査により収支の状況を聴取確認。
予算の執行状況、予算の補正、財産管理状況について聴取。
- 2) 業務状況の監査〔3回実施〕－平成22(2010)年度の主要事業の進捗状況及び学校の運営状況について聴取。
- 3) 公認会計士との連携の状況〔3回実施〕－監査法人の監査状況聴取。

[平成22(2010)年度会計年度決算にかかる財産状況についての監事の職務執行状況]

- 1) 財産状況の監査〔1回〕－平成22(2010)年度決算にかかる計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）等に基づいて監査を実施。
- 2) 監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づく監査報告を行うため、計算書類について監査を行っている。監査法人の監査状況は以下のとおりである。

[平成22(2010)年度の監査状況] 13回実施

- ①財務諸表項目確認
- ②財務計算書類確認
- ③人件費、学納金、有価証券確認
- ④請求書、固定資産、学納金確認
- ⑤人件費他確認
- ⑥有価証券、固定資産確認

⑦財産の動き及び経費確認

理事長の直属の組織である監査室による監査は、常葉学園内部監査実施要綱にもとづき、業務運営諸活動及び会計業務が学園の定める諸規則、規程に準拠して適正に執行されているかを監査し、被監査部署に対する指摘・提言等を通じて、管理運営及び業務効率の向上を図っている。

[平成 22(2010)年度に実施した内部監査状況]

1. 実施の時期及び被監査部署

平成 22(2010)年 6 月 16 日～平成 23(2011)年 2 月 28 日

全ての所属（リハビリテーション病院、学園本部を含む）

2. 監査の方法（手順）

審査監及び監査担当者（5～6名）が被監査部署へ出向き、文書・表簿（支出負担行為伺、会計諸帳簿、入・出金伝票等）の検証及び必要事項の説明聴取等により監査を行なった。

3. 監査の対象期間

平成 21(2009)年度及び平成 22(2010)年度（昨年度試行実施した被監査部署は平成 22(2010)年度）

4. 監査の対象（重点監査とした項目）

①本会計関係

- ・納付金（授業料等）収入の確保について（授業料未納者対策等）
- ・支出負担行為及び会計処理等の適正性について
(発注・契約方法、会計処理、物品等の検収方法、備品管理状況等)

②その他会計関係

- ・会計の目的、内容、根拠、責任者、会計処理状況等について
- ・大学の附属機関（研究所等）、科研費補助金等について

③業務関係

- ・防火・防災対策等の危機管理と安全管理状況について
- ・文書事務（收受・保管・公印管理）の状況について

（2）8-1の自己評価

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学の財務状況は、設立当初「常葉学園富士短期大学」（商学科、国際教養科 平成2(1990)年開学）及び 4 年制大学設置・学部増設時の施設設備整備にかかる基本金組入と、入学定員の定員割れによる帰属収入の減収等により、消費収支計算において支出超過が続いてきた。学生の定員割れの改善策として、教育目的・教育内容を明確化し、社会的理縁を求めるとして、「流通経済学部を総合経営学部」に名称を変更し、一定の成果をあげることができた。さらに、「環境防災学部を社会環境学部」に改組し、定員確保に努めている。

収入については、学生生徒等納付金収入が安定的確保への見通しが立ち、公的資金・外部的資金獲得にも積極的に取組み成果を上げている。支出においては、教育研究経費を全

国水準（日本私立学校振興・共済事業団—私学財政）までの引き上げを目指し、教育研究経費のなかで割合の高い、奨学費支出等の見直しを行うなど、収支バランスのとれた運営に取り組んでいる。その結果、消費収支において収入超過に転じ、累積の支出超過が改善されてきている。

8－1－②適切に会計処理がなされているか。

大型コンピューターからパソコンシステムへの切替時（平成21(2009)年度は試行期間、本格稼動は平成22(2010)年度・一部並行使用）に、効率的な会計処理が可能になるよう各学校との連携を密にし、システムの構築のための準備委員会を組織し、業務内容の徹底見直しを行い、予定している事業予算での予算編成への対応も考慮したシステムを構築した。事業予算（計画）の実施にあたっては、スクラップ・アンド・ビルトの考えを継続し、新規事業は既存事業を見直すことと、事業予算の編成においては、収支均衡を前提としているが、各学校とも既得権の意識が根強く、これが弊害となって既存事業の見直しが進まない状況にある。「一度スタートさせた事業は原則的に廃止できない」との体質から脱却しなければ、スクラップ・アンド・ビルトは出来ないことになる。また、就学人口の右肩上がり期から、減少期そして低位安定期へ移行している中で、これから運営に必要な資金の蓄積には、一層の経費の節減と、効率的かつ適正な予算執行（事前の目標設定、事業終了後の達成度の測定、必要性、費用対効果）及び改善改革にかかる「事業評価制度」の導入が必要との認識にたち、常務理事会を中心として予算制度の改革に着手し、平成23(2011)年度予算編成から導入することとした。なお、第3号基本金（果実運用による奨学金）は原資が少なく、低金利の現状では十分な運用ができないため、基本金額を増やすなど見直しが必要である。

8－1－③ 会計監査等が適性に行われているか。

監査機能の充実には、監査室を平成21(2009)年度に設置し、監事、監査法人及び監査室が連携・協力し、効率的な監査システムを確立しつつある。

監事、監査法人及び監査室の協力体制については、それぞれの立場や目的は異なるが、共通点も多く、今後とも引き続き監査目的の違いを認識した上で、情報交換等連携・協力を図り、監査機能の向上に努める。内部監査については、今年度で試行期間を含めて3年目となるが、監査レベルの向上を図りながら計画的に実施していく。内部監査は、前述のとおり、業務運営諸活動及び会計業務が学園の定める諸規則、規程に準拠して適正に執行されているかを重点に監査した。また、監査の指摘・提言事項については、監査室が実施状況をフォローアップ監査する。これらのこととを継続実施することにより、監査目的である管理運営及び業務効率の向上につながるものと確信している。

(3) 8－1の改善・向上方策（将来計画）

8－1－① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

大学の財務状況の改善には時間要する。しかしながら、一昨年から再スタートした学園の規程等改正委員会にて、各学校単位の運営を尊重しながらも、学園としての組織運営に切り替え、また、人件費の抑制策に関連する教職員の採用関連規程の改正を行い、さらに、昨年度から発足した学園の常務理事会〔構成メンバー（理事長、副理事長2人、常務理事2人に、平成22(2010)年度からオブザーバーとして大学と高校の代表者を加えた。）で構成、毎週開催〕にて、各学校の学校運営の状況分析及び財務分析に着手し、それぞれがかかる問題点を抽出し、的確な改善策を示す体制が整えられた。本学が指摘された問題点は次のとおりである。

入学定員確保の方策を検討するプロジェクトの設置、スポーツ奨学生及び留学生にかかる奨学費の抑制策の構築、有効な広報のあり方（広報費の抑制）、魅力ある教育活動指針の立案等である。具体的には、留学生の受入上限（日本人学生への影響も考慮）、スポーツ強化部の見直し、社会評価の収集、学生募集活動の総括、就職率の向上と離職率の調査（原因）等である。

法人としては、現在の就学人口の低位安定期において、学園の適正規模・経営の効率化等の検討に着手した。「経営の効率化として、学園の設置学校の統合・再編」について、先進大学からの情報収集を行った。いずれにしても、魅力ある学校を構築して、入学定員の確保に努めることが、財政基盤の確立に繋がることとなる。そのためにも、「教育」及び「財政」にかかる中長期計画の立案が急務であり、常務理事会において検討中である。また、常葉学園中・高等学校の校舎等の新築計画において、校地の利活用について、学園内の意見調整に手間取っていたが、見通しがついたことから、第2号基本金の計画組入れを行い、单年度における基本金の多額の組入れを回避し、財務状況の改善に努めたい。なお、第2号基本金への計画組み入れを予定しているのは次のとおり。「常葉学園中・高等学校の校舎建築」、「常葉学園橘中・高等学校の校舎建築」、「常葉学園短期大学校舎の建築」である。

今後の財政基盤の確立への計画としては、「財政調整資金引当特定資産」を「減価償却引当特定資産」とし、新たに「修繕費引当特定資産」を設定し、規程の制定を行い、引当特定資産の目的と目標額を明らかにしていく予定である。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

就学人口の右肩上がり期から、減少期そして低位安定期へ移行している中で、これから運営に必要な資金の蓄積、財政基盤の確立には一層の経費の節減と、効率的かつ適正な予算執行のために、事前の目標設定、事業終了後の達成度の測定、必要性、費用対効果、改善改革にかかる「事業評価制度」の導入等を考え、常務理事会を中心として、予算制度の見直しを行い、平成23(2011)年度から新しい予算制度により予算編成を行う。現在の予算編成は、3月に開催される評議員会及び理事会へ提案している当初予算は、学生等数の確定から性格的には暫定予算の色彩が強く、5月に開催される評議員会及び理事会提案の補正予算が当初予算としての性格を持っている。平成23(2011)年度予算編成から、3月の予算編成を暫定予算の性格から本格予算としての編成を行う。予算編成に当たっては、收支均衡を原則とし、中長期教育計画さらに中長期財務計画により予算編成を行う。事業計画の変更並びに予算の執行状況により、定例（12月・3月）開催の評議員会及び理事会に補正予算を提案し、適切な会計処理手続きを行う。

日常的な会計処理については、学校法人会計基準及び学校法人常葉学園経理規則等を遵守することは当然として、従来からの会計システムを新システム（パソコンシステム）への移行により、機能的・効率的な会計処理ができるよう、新システムでの事務作業に取り組んでいる。

8－1－③ 会計監査等が適性に行われているか。

内部監査については、平成20(2008)年度には試行的に3部門の監査を行い、会計監査を中心に行い、被監査部署に対する指摘・提言等を通じて、経営の効率化及び業務の活性化に務めた。平成21(2009)年度には、全部門（中学校及び高等学校は一つの部門とする。）の内部監査を行った。今後においては、監査レベルの向上に努め、平成23(2011)年度からは、「事業評価制度」の導入計画への対応として、事業計画の達成度及び費用対効果等の視点からも評価・検証をし、管理運営及び業務効率の向上に努める。

8－2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 8－2の事実の説明（現状）

8－2－① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法の改正により、財務情報の公開が義務付けられ、学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていくという観点から、学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を各事務所に備えておき、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを供覧しなければならないこととされた。このことにより、本法人においては、「学校法人常葉学園財務書類閲覧事務取扱要領」【資料編8-3】を制定し、在学者その他の利害関係人から請求があった場合は供覧できるようにした。

本法人では、以前から学校法人の公共性に鑑み、学生・保護者及び教職員並びに学校関係者に対し、『常葉学園だより』（年4回発行、例年7月発行）【資料編8-3】の中に、財務3表（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）を掲載し、財務状況の説明・公開を行ってきた。

更に、私立学校法により、情報公開している財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業計画書及び監事の監査報告書のすべてについて、平成21(2009)年9月から学園本部及び各学校のホームページに掲載するなど積極的な情報公開に努めている。

(2) 8－2の自己評価

財務情報の公開は、「学校法人常葉学園財務書類閲覧事務取扱要領」により行っており、さらに、「常葉学園ホームページ」、『学園だより』に財務3表などを公開している。

また、平成21(2009)年度から新たに刊行した『常葉学園要覧』【資料編8-3】には、財務情報以外の情報も積極的に公開し、学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たしている。学校会計は、一般的に馴染みが薄いことから、理解に苦慮している場合が多く、財務状況に解説を付すなどの工夫が必要と思われる。また、財務3表の公開状況においても、現状は、学校法人全体の財務状況の公開であり、学校毎の財務状況（内訳表）についても、「事業報告書での公開」を視野に入れて行うべきと考えている。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

今後においては、ホームページで公開している事業報告書をより充実させ、財務3表の財務状況の解説をより詳細にすることと、学校毎の財務状況の公開にも取り組んでいきたい。また、昨年度に新しく刊行した『常葉学園要覧』の内容充実を図り、学校法人の公共性に鑑み、関係者の理解と協力をより得られるよう説明責任を果たしたいと考えている。なお、「ホームページにおける情報公開に関するガイドライン」は、【資料編 8-3】のとおりである。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄付金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

外部資金としては、国庫補助金（経常費補助と私費外国人留学生補助）を中心と/or>いる。他には、後援会からのスクールバス利用学生への補助（半額補助）及び学生駐車場利用補助と、資産の運用利息収入及び施設利用料である。後援会からの補助金は、後援会総会で承認されたものであり、安定した外部資金である。資産の運用利息は、本学の財務体質から多くは望めない。また、施設設備の利用料にても、立地条件等から多くの外部資金の獲得は期待出来ないが、充実した施設設備の保有状況と、施設利用の拡大PRを広報活動等を通じ積極的に行うなどして、施設利用料の収入増を図りたい。

なお、科研費補助金を含めた、公的研究費補助金獲得については、教員の帰属意識に比例して採択率が高い。また、附属風土工学研究所及び附属環境防災研究所における研究活動が社会的評価を得ており、外部資金の獲得に貢献している。ただし、附属風土工学研究所は平成23年3月31日付で閉所した。

(2) 8-3の自己評価

教職員に対し、大学の財務状況を説明し、自らが外部資金の獲得に積極的に取り組む環境整備を図るべきと考える。外部への情報開示も必要であるが、大学が置かれている現状を教職員によく理解してもらうことが重要である。外部資金の獲得が、結果的には、教育研究の充実に繋がることの理解を積極的に求めていく。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

既設の附属風土工学研究所、附属環境防災研究所及び平成22(2010)年度に新設した「附属社会災害研究センター」と、学生等の地域社会における社会活動、教職員の地域密着型の教育活動、教育研究成果の公表等から「社会評価」を高めることが、志願者・入学者の増及び就職率の向上に結びつき、その波及効果として、外部資金の「間接資金的要素」としての獲得に繋がるものと考えられる。教職員の普段の努力の蓄積が重要であり、科研費を中心とした「公的研究費補助金」の採択についても、教職員の積極的取組みが重要であり、教職員の教育研究活動の活性化を図る教育研究環境の整備の充実が必要と考えている。

なお、私費外国人留学生補助の廃止に伴い、新しい外部資金の獲得策の構築が必要であ

る。

[基準8の自己評価]

法人の財務状況は、4大事業と位置付けた「大規模整備充実事業」に要した財政出動により、消費収支における単年度の基本金の組入額が大きく、消費収支差額が大きく増加した。当然、そのことにより、翌年度繰越消費支出超過額が大きく増加したが、教育研究活動の活性化及び教育研究環境の整備充実を図ることができた。しかしながら、平成19(2007)年度から消費収入超過（平成21(2009)年度には、前述のとおり基本金の振替により赤字に転じ、翌年度繰越消費支出超過額も減少するに至っており、財務状況は着実に改善されてきている。なお、4大事業の推進にあたり、第2号基本金を計画的に組入れるなど、会計的処理の工夫をすべきであったと考えられる。

また、本学の財務状況は極めて厳しい状況下にある。前述したとおり前身の「常葉学園富士短期大学（商学科、国際教養科）平成2年(1990)年開学」を、平成12年(2000)4年制大学(流通経済学部、環境防災学部)へ発展改組した。平成18(2006)年度には、大学院（環境防災研究所）の開設と、保育学部を増設し、合わせて「流通経済学部」を「総合経営学部」へ名称変更し、入学定員の見直し等を行ってきた。4年制大学への発展改組時は、18歳人口のピーク時を過ぎ、大学・短期大学への進学率も横ばいの状態で、あわせて経済情勢の悪化等により、保育学部を除き、定員割れの状態が続いてきた。しかしながら、流通経済学部は総合経営学部への名称変更（教育課程の見直しも含む）の効果により、入学定員の確保ができ、唯一、定員割れを起こしている、環境防災学部についても、平成22(2010)年度から、志願者の理科離れへの対応として「環境防災学部」から「社会環境学部」に名称を変更し、安定的な入学者の確保に努め、改善の兆しを見せている。

教育評価には一定の時間を要する事は承知している。いずれにしても、財務状況の改善が本学の浮沈にかかわる重要な事項として認識し、定員確保を最大の目標として取り組む必要がある。

会計処理については、会計システムの更新と事業評価制度の導入を含めた予算制度の見直し、監査室の設置による監査機能の充実から、経営の効率化及び業務の活性化が図られた。財務状況の公開についても、「学校法人常葉学園財務書類閲覧事務取扱要領」の制定、「常葉学園ホームページのリニューアルと提供情報内容の拡大」、「学園だより」、平成21(2009)年度から刊行した『常葉学園要覧』に財務情報を公開するなど、情報公開の充実に努めている。外部資金の獲得については、富士常葉大学を除いて、教職員の積極的取組みに対する意識が希薄で低調である。

今後においては、教職員に対する帰属意識の高揚に努め、外部資金の一層の獲得を目指したい。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

大学の財務状況の改善に、昨年度から再スタートした学園の規程等改正委員会にて、各学校単位の運営を尊重しながらも、学園としての組織運営に切り替え、また、人件費の抑制策に関連する教職員の採用関連規程の改正を行い、さらに、一昨年度から発足した学園の常務理事会〔構成メンバー（理事長、副理事長2人、常務理事2人に、平成22(2010)

年度からオブザーバーとして大学と高校の代表者を加えた。)で構成、毎週開催]にて、各学校の学校運営の状況分析及び財務分析、これからの中長期計画のあり方等に着手し、それぞれがかかる問題点を抽出し、的確な改善策を示す体制が整えられた。

なお、常務理事会での学校運営に対する総括及び将来構想等については、学園の適正規模・経営の効率化等から、「経営の効率化として、学園の設置学校の統合」について検討を行っている。魅力ある学校を構築して、入学定員の確保に努め、財政基盤の確立を図るため、「教育」及び「財政」にかかる中長期計画の立案を常務理事会において行うこととした。今後継続的に推し進められる学校の校舎等の新築計画においては、第2号基本金を計画的に組入れ、単年度における基本金の多額の組入れを回避し、財務状況の改善に努めることとした。

今後の財政基盤の確立の計画としては、「財政調整資金引当特定資産」を「減価償却引当特定資産」とし、新たに「修繕費引当特定資産」を設定し、規程の制定を行い、引当特定資産の目的と目標額を明らかにしていく計画である。

また、就学人口の右肩上がり期から、減少期そして低位安定期へ移行している中で、これからの中長期計画においては、一層の経費の節減と、効率的かつ適正な予算執行のための、事前の目標設定、事業終了後の達成度の測定、必要性、費用対効果、改善改革にかかる「事業評価制度」の導入等が必要と考え、常務理事会を中心に、予算制度の改革に着手した。監査機能の充実ため、平成20(2008)年度に設置された監査室による監査により、経営の効率化及び業務の活性化に努めた。今後においては、監査レベルの向上に努める一方、平成23(2011)年度の予算編成時から導入する「事業評価制度」への対応として、事業計画の達成度及び費用対効果等の視点からも評価・検証をし、各事業計画を継続的に検証することによる経営の効率化及び業務の活性化の強化に努める。

財務状況の公開については、事業報告書をより充実させ、財務3表の財務状況の解説をより詳細にするとともに、ホームページ及び『常葉学園要覧』の内容充実を継続的に行い、学校毎の財務状況の公開にも取り組んでいきたい。

外部資金の導入については、各大学の教授会、部長会において教職員の外部資金獲得意識の高揚に努め、外部資金の獲得を積極的に推し進めていくこととしている。

基準9. 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等）

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

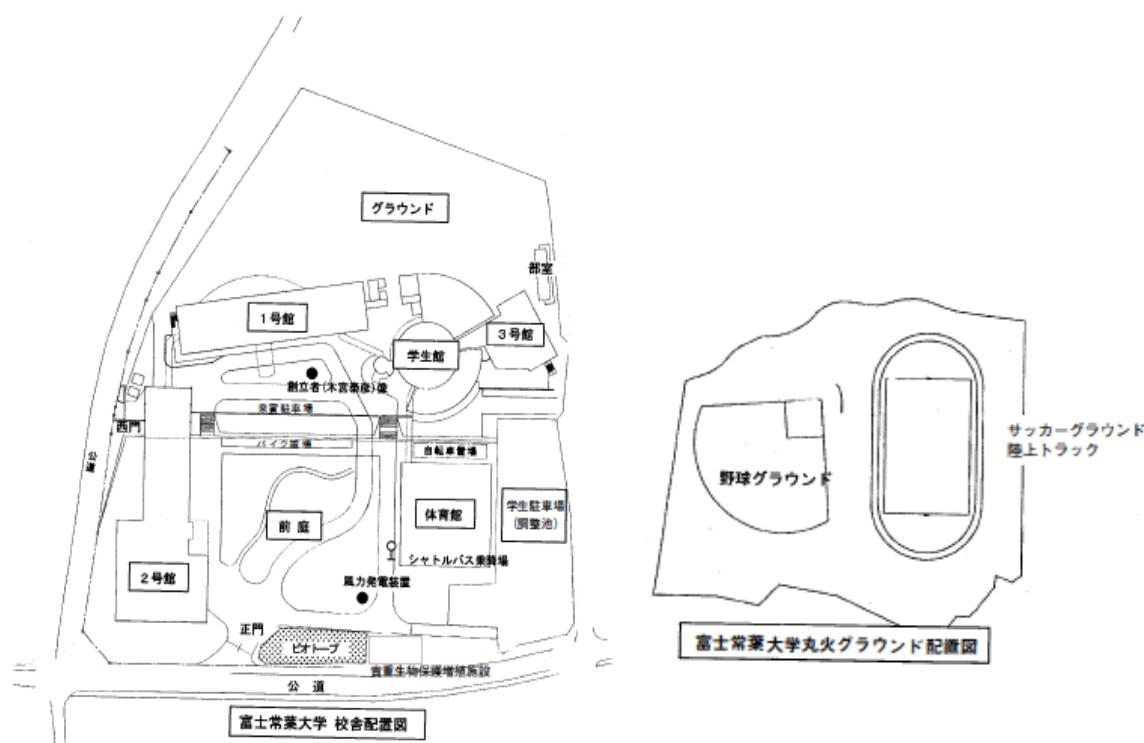
（1）9-1の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、平成2(1990)年に富士市との公私協力方式により常葉学園富士短期大学として開学し、平成12(2000)年に富士常葉大学に発展改組した。キャンパスの隣接に富士市の総合運動公園と県富士水泳場があり、校地・校舎及びグランドの配置は【図9-1-1】のとおりである。また、校地面積は全体で77,627m²であり、48,672m²の丸火総合グランドを擁

している。平成 17(2005)年度に 3 号館を建設し、校舎面積は 1 号館、2 号館、3 号館、学生ホール、体育館を合わせて $15,508\text{ m}^2$ となる。大学設置基準の校地の面積 $16,200.00\text{ m}^2$ 及び校舎の面積 $13,121.35\text{ m}^2$ は十分クリアしている。その他、教職員用駐車場、学生用駐車場・駐輪場、グラウンド（サッカー練習場、テニスコート 1 面）がキャンパス内に配置されている（所在地：富士市大淵 325 番地）。また、静岡市瀬名に常葉学園研修センターがあり、教職員の新任研修、学生・生徒等の宿泊研修及び父親・母親研修等を行っている。

【図 9-1-1】大学の校地、校舎及びグラウンドの配置概要



【図 9-1-2】大学の位置



<校舎等>

- ① 校舎内の施設で講義室、演習室、実験・実習室の総数は、66室、コンピュータ室等情報処理学習施設が7室ある。また、すべての大講義室及び主要講義室に教育効果の高いマルチメディア装置を整備し、視聴覚教材やインターネット利用に対応した授業が可能となっている。
- ② ユニバーサルデザインの一環として、各棟にバリアフリー、障害者専用車椅子対応トイレやエレベーターを完備し、施設設備を整えている。
- ③ 機械・器具類は、普通教室、常設プロジェクター15台、移動用プロジェクター6台、移動用DVD・ビデオデッキ・モニターテレビ16台等、情報処理学習施設に学生用パソコン272台、操作手順等表示モニター68台、プリンター7台等があり、学生が自由に使用できるオープンコンピュータ室を整備している。
- ④ 教員研究室、事務室、学生部、キャリア開発センター室、クラブ部室が設けられ、体育館及び丸火総合グランドを設置している。
- ⑤ 附属機関として図書館と環境防災研究所、風土工学研究所、社会災害研究センターを設置している。

<体育館・グランド>

- ① 体育館にはバスケットコート1面(バレー・ボールコート2面)を持つアリーナがあり、一般体育実技、保育学部幼児体育等の授業とバスケットボール部・バレー・ボール部・フットサル部等運動部の活動場所として利用している。そして、体育館内2階にはトレーニング機器を設置、3階には華道部・琴部・茶道部の活動の和室(40畳)があり、部活等の合宿施設を兼ねている(「体育館使用規程」【資料9-1】参照)。
- ② 丸火総合グランドが整備され、サッカーコート、野球場、400メートルトラックがあ

る。主に部活動が中心に利用している。また、富士市中学校体育連盟等地域への開放を行っている。

③ 1号館北側グランドは、サッカーやフライングディスクの練習場及びテニスコート1面があり、「スポーツ科学（実技）」、「スポーツサッカー」、「スポーツテニス」の授業やクラブ活動で利用している。

<クラブ部室>

クラブ部室は3号館北側にプラスバンド部、弓道部等の18の部室と丸火総合グランドに野球部、サッカーチーム等の7の部室と男女のシャワー室を設け、部室使用心得で運営している（「富士常葉大学部室使用心得」【資料9-2】参照）。

<学生寄宿舎>

学生寄宿舎はスポーツ（一般）学生向け「東山寮」と留学生向け「広見寮」の2棟があり、東山寮は53人が入寮し、留学生寮は43人が入寮している。また、2つの寮とも寮監を職員が兼務し管理している（「富士常葉大学東山寮の設置及び管理に関する規程」「富士常葉大学広見寮の管理に関する規程」【資料9-2】参照）。

<図書館>

① 本学附属図書館は平成23(2011)年5月1日現在蔵書約86,000冊（可能所蔵数約10万4,000冊）、雑誌約200誌（うち洋雑誌約70種）、新聞15種（うち外字新聞2種）。蔵書中、専門書については、環境関係約8,000冊、防災関係約2,400冊、経済・経営関係11,000冊、教育・保育関係3,500冊である。また、平成18(2006)年度の保育学部開学に併せ、児童書、保育の専門書等の蔵書が増えている。毎年約1,000冊の蔵書を充実させている（「富士常葉大学図書館利用案内」【資料9-4】参照）。

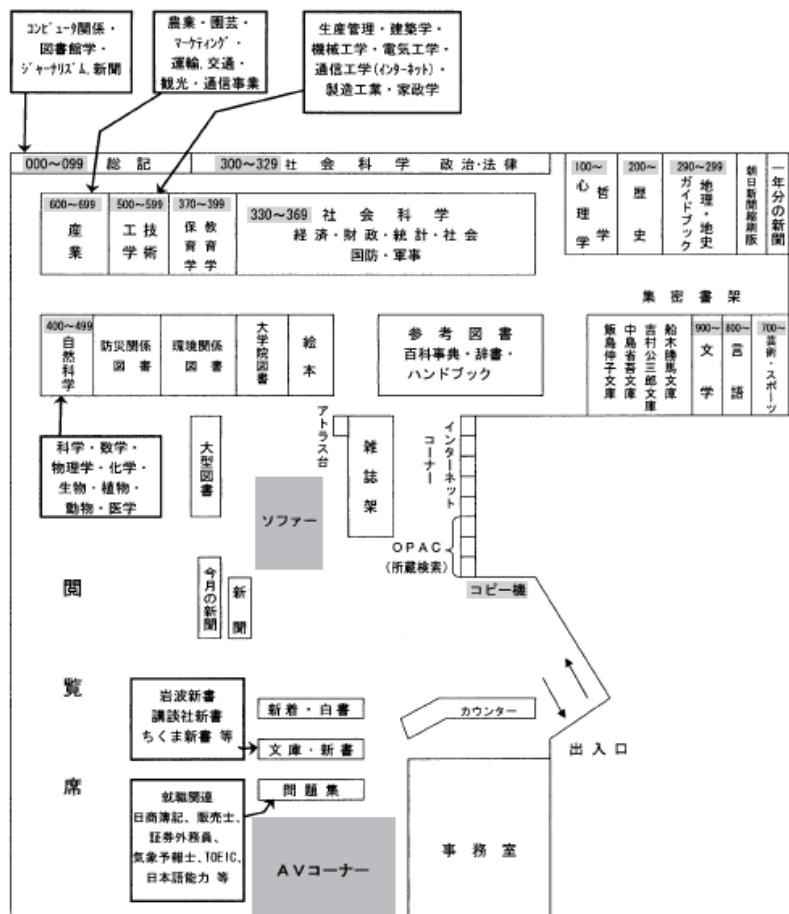
② 図書館は開館時間を平日19時、土曜日13時30分までとし、図書館職員によるレファレンス・サービス（文献調査・相互貸借・検索指導等）を行っている。大学院が月曜日6時限目まで授業を行っているので月曜日は20時まで開館している。休業中の開館は夏期休業期間が31日間、春期休業期間が39日間であった。図書館は、閲覧スペース、開架書架、書庫、視聴覚スペース、事務室等からなり、その合計面積は1,040m²である。閲覧座席は166席あり、これは大学の学生収容定員の約10%に当たる。また、図書館は地域開放を実施しており、学外者は身分証明書等の提示により館内資料の閲覧、視聴、検索、文献複写等のサービスを受けることができる。また、夏期休業中（31日間）には高校生への開放も行っている。

③ 学術情報検索に関しては、平成18(2006)年に統一システム「常葉学園学術ネットワーク」が構築されたことにより、常葉学園内の図書館所蔵資料の横断検索が可能となった。また、国立情報学研究所の「NACSIS-IR」に加入するとともに、「日経テレコン」、「朝日新聞雑誌記事データベース蔵」、「静岡新聞データベースサービス」、「J-Dream II」、「MAGAZINPLUS」などの有料データベースと契約し、利用者へサービスを提供している。また、パソコンを8台配備し、図書の検索及び情報検索ができる。

④ 電子ジャーナル25種類、ビデオ、DVDを含めた視聴覚資料を3,469点備え、図書館の中

での視聴が可能となっている。図書の館外貸出とレファレンス・サービス、及びビデオやDVDなどの鑑賞が、利用者サービスの大きな部分を占めている。

【図9-1-3】図書館館内案内図



⑤ レファレンス・サービスの一環として図書館内のコンピュータを利用してデータベースにアクセスする機会が急速に増えている。また、図書館の文献複写については、図書館の資料のみ利用可能であり、著作権に関する責任を利用者が負うことになっている。他の図書館所蔵の資料については、NACSIS-ILL 経由で文献複写の依頼、図書の貸借を行っている。

⑥ 図書館の利用者教育は新入生には入学直後のガイダンスの際、1年教養セミナー単位で図書館の案内や利用法を説明し、また『富士常葉大学図書館報 らいぶらり』（【資料9-4】）では新着図書や教員が学生に役立つ図書を紹介し、レファレンス・サービスの情報を提供している。また、学生及び教職員からの希望図書の購入を隨時行なっており、教職員及び学生のニーズに応える蔵書を目指して運営を行なっている。

⑦ 本学の図書館の特色として、「飯島文庫」がある。

「飯島文庫」故飯島信子教授は、我が国における環境社会学のパイオニアであり、本学に

おいても環境関連科目において大いに活躍が期待されていた。しかし、本学赴任から時経たずして逝去され、先生が生前収集されていた環境関連の資料約4,300冊の遺贈を受け、本学図書館所蔵の環境系資料の1つの核となっている。

<附属研究所等>

- ①環境防災研究所（「大学附属環境防災研究所運営規程」【資料 2-3】）
- ②風土工学研究所（「大学附属風土工学研究所運営規程」【資料 2-3】）
- ③社会災害研究センター（「大学附属社会災害研究センター運営規程」【資料 2-3】）

その他に学生の教育研究のために動物実験室、貴重生物保護増殖施設、ビオトープ及び太陽光発電システムがある。

9—1—② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

- 1) 施設・設備等を維持・管理するため、本学では事務局庶務課の中に施設保守管理係1人を配置し、日々保守管理に必要な情報の収集を行い、収集した情報に基づいて関連業者と相談しながら、必要な改修工事や部品の取替え等を行い、万全な状態で教職員・学生が使用できるよう対策を講じている。
- 2) 衛生・安全を確保するために、日常的清掃業務は4人の労務派遣職員が担当し、事務局長及び施設保守管理係が業務上の指導や指示をしている。また、夏期休業中に業者に依頼して学生ホールや教室、廊下、階段等共用部分の大清掃を行い、更に、委託業者が消防設備、エレベーターの法令に従った保守点検を定期的に行っている。
- 3) 施設設備の維持は事務局庶務課が担当し、常勤管理人を配置している。なお、常勤管理人は、大学内の管理人室に24時間常駐し、主な業務は朝夕の巡回・施錠、夜の緊急電話対応、日中はごみ処理・教室の清掃・構内の除草等を行っている。

また、次の業務について外部へ委託している。

- ① 施設設備の保守点検業務は各教室の清掃、ごみの収集、浄化槽の点検・維持管理、飲料水の水質検査、受水層・高架水槽の清掃、エレベーターの保守、電気設備の保守、ガス設備の保守、消防用設備の保守、電話交換機の保守、情報教育機器の保守等について、各々、業務委託契約を交わして適切に維持運営が行われている。
- ② 学内の警備業務は正門の警備等について、委託契約をした業者が行っている。また、常勤管理人が定期的に大学内を巡回している。

(2) 9—1の自己評価

- 1) 本学キャンパスは富士市総合運動公園や県立水泳場が隣接し、かつ豊かな自然に恵まれた地域にあり、教育研究活動に最適な環境を有している。
- 2) 校地、校舎は大学設置基準を満たしているが、ゆとりある教育環境を向上させるためにも隣接地を取得する必要がある。
- 3) マルチメディア機器を活用した授業が増加し、普通講義室へのプロジェクターの増設・取替えを行い、情報教育設備(CP)についても、現代の情報通信環境に対応するために、計

画的にハードウェア・ソフトウェアの更新・補充を図っている。

4) 図書館については、計画的に情報化を図ってきたが、電子ジャーナルの充実が必要となっている。図書館運営・紀要委員会における電子ジャーナル化の議論はまだ進んでいないので、これから課題である。また、常葉学園の大学附属図書館規程・大学附属図書館閲覧規程の改正に伴い、本学の貸出規程について再検討することも求められている。

(3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

- 1) 今後の新学部等大学の発展計画を考える場合、隣接地の取得が必要条件となる。隣接地を取得し、新校舎・駐車場の拡充・新体育館・国際交流棟など教育環境の充実を図る。
- 2) 図書館について、情報化を更に進めると共に、図書館運営・紀要委員会において学術雑誌から電子ジャーナル等への変更の年次計画を策定し、実行する。並びに、新たな貸出冊数の上限と貸出期間について、後期からの実施に間に合うように決定していく。

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 9-2の事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

- 1) 建物の安全性については、昭和 56(1981)年の建築基準法以前の建物を保有していないため、耐震性については問題ない。また、アスベスト対策については、平成 17(2005)年度に調査をし、学内に有る施設に関しては、アスベストは見受けられなかつたが、学生寄宿舎広見寮で吹き付けアスベストの使用が認められた。しかし、使用箇所が天井裏のため、封じ込めにより措置済みである。
- 2) バリアフリーについては、平成 12(2000)年度大学の開学に合わせて、1号館及び2号館にエレベーター、車いす用のスロープを設置し、平成 18(2006)年度保育学部新設時に3号館にもエレベーターを設置した。障害者への配慮としては、各館が渡り廊下ですべて連結されているので、車椅子に乗ったままで雨天でも移動できるようになっている。更に、身障者用トイレが1号館2階と2号館1階の2箇所に設置され、身体の不自由な人にも配慮した設備が概ね完了している。
- 3) 実験設備・機材、薬品及び実験動物等管理・安全性への配慮については、担当教員を配置し、化学実験を受講する学生は教員による安全講習を受けることとなっていて、組織的に取り組み対応している（「動物実験安全規程」、「化学実験安全講習資料」【資料 11-4】参照）

(2) 9-2の自己評価

- 1) 建築の安全性は、耐震性、アスベスト対策、バリアフリー等、適切に対処している。
- 2) 空調設備については、教室の空調設備完備により消費電気量の増大が予想されるため、平成 21(2009)年度にデマンドコントローラーを設置し、節電を図っている。
- 3) 実験・実習等の安全性への対応について、学内規程に従い組織的に取り組んでいる。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

- 1) 現在バリアフリーについては肢体不自由な学生への対応は十分だが、視覚等の障害学

生が在籍しても対応できるよう今後も整備に努める。

2) 授業で使用する教室のプロジェクター等の情報機器の交換、修繕について順次計画的に実施していく。

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 9-3の事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

1) 本学は富士市の市街地調整区域内で緑地率が定められており、緑豊かなキャンパス内に学生用駐車場（170台）を設置している。また、正面玄関は3階までの吹き抜けとなつており、富士山が眺望でき、玄関ホール足元には逆さ富士が映り、教育環境の最適な校舎といえる。キャンパス周辺は富士市の運動公園（国体で使用した水泳場、富士市野球場、テニスコート等の体育施設）が隣接している。

JR 富士駅から大学までシャトルバス（学生片道料金100円）が運行され、所要時間は約25分、学生の通学には至便である。このルートに加え、学生の要望に応えて、富士宮駅・本学間のシャトルバスを平成23年度から運行させている。月曜日～金曜日は大学行きが4便、富士宮行きが3便、土曜日は順に3便、2便である。このように本学は「教育にふさわしい環境」をさらに整備してきている。

2) 学生食堂は、学生棟1階と2階、3号館1階カフェテリアの3箇所にある。本学の学生食堂は学生ホールを兼ねており、学生はこのスペースで食事をするだけではなく、友人と談笑や自習等をしている。学生食堂の座席数は、1階が480席、2階が100席、3号館1階が180席あり合わせて760席となる。売店は、学生棟1階にコンビニエンスストアが設置されている。なお、学生生活アンケートでは57%の学生が学生食堂に満足と回答している。また、学生食堂は11:00～13:30、3号館カフェテリア9:30～15:00、コンビニ・売店は8:30～17:00まで営業している。そして、長期休業中でも行事や集中講義等がある場合は食堂のみ営業している。

3) 体育館を除きすべての教室等に空調設備が完備されている。

4) 学生への連絡はすべて掲示板によって行われる。また、休講情報は携帯電話でも確認でき、その他教員の出勤・退勤の情報を電子式の掲示板で1号館1階学生部前の廊下と2号館1階出入り口の2箇所に設置し、学生、教職員が活用している。

5) 本学では平成15(2003)年に健康増進法が施行されて受動喫煙の防止が謳われたため、平成16(2004)年度から喫煙場所を1号館北側と2号館北側出入り口、体育館西側の建物の外とすることにより、受動喫煙が生じないようにした。

6) 厚生施設として、保健室（1号館1階）、学生相談室（1号館2階）トレーニングルーム（体育館2階）を設置している。また、保健室には月曜日から金曜日の5日間、看護師が常駐し、学生相談室には臨床心理士が木曜日に学生のカウンセリングを行っている。

7) 常葉学園研修センターにおいて、教員と学生とのコミュニケーションを図るとともに大学生活の心構えを作るために一泊二日の新入生研修センターゼミを行っている。平成23年度は総合経営学部と保育学部が4月入学当初に、社会環境学部が9月に実施する。

(2) 9-3の自己評価

本学の立地条件を活かして、大学のキャンパスにふさわしい自然環境の整備（剪定や防除、雑草処理等）に計画的に取り組んでいる。また、学生の教育研究やクラブ活動等が活発化となるよう、本学後援会や学友会が経済的支援に取り組んでいる。なお、学生生活アンケートでは施設・設備について69%の学生が充実していると感じている。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

- 1) 継続して、自然を生かした教育研究環境の向上に、本学後援会・学友会等を含め組織的な経済的支援により一層取り組む。
- 2) 教員と学生の教育研究活動や学生のクラブ活動等の学生生活が充実できるアメニティ施設の整備について部長会及び学生委員会を中心に協議する。

[基準9の自己評価]

- 1) 校地・校舎、施設・設備等は、大学・大学院設置基準を十分に満たしている。
- 2) 本学は総合経営学部、環境防災学部、保育学部、大学院を設置し、そして環境防災学部を改組し、社会環境学部を設置してきた。また、施設・設備面においてもこうした設置等に適した校舎、施設の拡充をしてきた。

[基準9の改善・向上方策(将来計画)]

- 1) 本学の立地条件を生かした教育研究環境の整備や向上に競争的資金等を活用し、本学後援会・学友会等を含め、学長を中心に部長会にて取り組んでいく。
- 2) 教員・学生の充実した教育研究活動等を送れるよう施設・設備の充実、アメニティの向上について学生の意見を踏まえ、部長会及び学生委員会にて引き続き協議する。
- 3) 今後の新学部等大学の発展計画を考える場合、隣接地の取得が必要条件となる。隣接地を取得し、新校舎・駐車場の拡充・新体育館・国際交流棟・環境農業体験ボランティア支援センターなど教育環境の充実を図る。

基準10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

本学では次の公開講座や体育館や教室等の施設・設備の開放を行っている。

＜公開講座＞

1) 地域防災指導者養成講座

この講座は、平成22(2010)年度からは社会災害研究センター・研究支援室が担当し、社会環境学部・環境防災学部の人的・知的資源を活用し、生涯学習の一環として、日頃の防災対策推進や災害発生時の応急対応で、地域の防災対策指導者となるための知識を学ぶために開講している。自主防災組織、消防団、企業防災管理者等を対象に最新の防災情報や

系統だった知識を提供している。自治体やライフライン系の公共的な企業と連携を図りながら、県内で、概ね年1~2回程度を目途に開催している。1回当たりの講座構成は10コマ、受講料は無料である。修了者には学長名の修了書が授与される。なお、過去の開催実績は【表10-1-1】のとおりである。

【表10-1-1】 過去の開催実績一覧 (開催期間: 平成年・月)

回	開催場所	開催期間	支援協力団体	参加者数
1	静岡市ニッセイビル	H12.9~11	(社)日本損害保険協会	130
2	富士市民文化会館	H13.9~11	(社)日本損害保険協会	162
3	焼津市消防防災センター	H13.12~H14.2	(社)日本損害保険協会	145
4	県東部地域交流プラザ(沼津)	H14.5~7	(社)日本損害保険協会	128
5	静岡文化芸術大学(浜松)	H14.10~12	(社)日本損害保険協会	194
6	袋井市総合センター	H15.11~H16.1	中部電力、NTTグループ	148
7	三島市民文化会館	H16.9~12	東京電力、静岡ガス	128
8	静岡市清水総合事務所	H16.11~H17.1	文部科学省、静岡LNG	116
9	静岡市駿河区来・て・こ	H17.7~9	日本ダクタイル鉄管協会	150
10	裾野市市民文化センター	H18.1~3	裾野市、NTTグループ	148
11	島田市総合施設おおるり	H18.9~12	(社)日本損害保険協会	140
12	富士宮市民文化会館	H19.1~3	富士宮市、東電、NTT、静岡ガス	138
13	牧之原市健康福祉センター	H19.9~11	牧之原市、中電	120
14	御殿場市役所玉穂支所	H20.9~20.11	御殿場市、小山町、企業	157
15	熱海市観光会館	H20.9~20.11	熱海市、(社)日本損害保険協会	129
16	富士市消防防災庁舎	H20.12~21.3	富士市	119
17	駿東地域職業訓練センター	H21.9~21.11	御殿場市、裾野市、長泉町、小山町	106
18	富士宮市文化会館	H22.12~23.3	富士宮市	53
参加合計人数				2,411

2) 富士市民大学ミニカレッジ

この講座は富士市が主催し、市内又は隣接市・町に在住する市民を対象に毎年、開講されている。1講座あたりの回数は9コマ、受講料は3,000円である。本学は後援団体として開学以来毎年多くの講座を受け持ち、近年は3講座について18人程度の教員を派遣し、会場を貸与する協力をしている。学内体制としては研究企画・公開講座委員会、研究支援室が担当している。受講者は概ね60人程度である。

なお、平成22(2010)年度の実績は【表10-1-2】のとおりである。

【表10-1-2】 平成22(2010)年度講座一覧【本学関係】

No.	講座名	授業方法	受講者数	講座回数	担当教員数
1	今、何が大切な問題なのか?	講義	20	9回	8
2	防災	講義	36	9回	7

3	静岡県の水環境保全とその対策	講義（1回実習）	8	9回	3
	合 計		64	27回	18

<施設の開放>

本学は地域に施設・設備の開放を行っている。教室、グラウンド、体育館、図書館、駐車場などほぼ全施設を開放している。主に市民団体、学校、資格試験団体が講習会や試験、試合等のために利用している。実績は次の【表 10-1-3】のとおりである。

【表 10-1-3】 平成 22(2010)年度の施設開放実績

施設名	回数	利用者数
教室	40	4,050
グラウンド	5	725
体育館	19	1,370
図書館	258(日)	50

(2) 10-1の自己評価

<地域防災指導者養成講座>

社会環境学部・環境防災学部の特長を活かして平成 12(2000)年から、既に 18 回の開催実績がある。【表 10-1-1】 県内自治体からは更に定期的に開催してほしいとの要望がある。自治体やライフライン系の公共的な企業の資金的な協力を仰ぎながらも主体的かつ継続的に講座を実施してきたことは高い評価を受けている。

<富士市民大学ミニカレッジ>

既に市民には定着しており受講者も一定数を確保できている。地元市民向けに大学の特長を生かした講座を継続的に提供し続けている点は市民からも好評を得ている。

<施設の開放>

グラウンド、体育館等はスポーツの試合や講習会、教室は、資格試験や講習会などの場として広く地域の方々に開放していると同時に実際に年間延べ 6,000 人を超える利用実績があり、評価できる。しかし、富士市立図書館の蔵書が充実しているので、本学の図書館の利用者は特に多くはない。

(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

<地域防災指導者養成講座>

新たな展開を期待して県内だけではなく隣接県での開催を目指し、現在、山梨県を中心に協議を進めている。

<富士市民大学ミニカレッジ>

平成 21(2009)年度に富士市と富士川町が合併したことから受講者の対象エリアも広域化した。今後も、市民のニーズの変化に対応するとともに、研究成果のフィードバックにより講座の質をより高めていく。

10-2 教育研究上において、企業と他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 10-2の事実の説明（現状）

10-2-①教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

1) 富士商工会議所ビジネス交流会「知恵の輪」(共同での事業や新しいサービス等の開発)にアドバイザーとして本学の教員を派遣するとともに月2回の定例会の会場を提供している。また、毎年、開催されるビジネス交流フェアには大学として出展する一方で、平成20(2008)年度からは会に所属する企業と学生との交流会を実施している。

2) 平成21(2009)年度には、環境防災学部教員が化学・生理学分野において、民間の企業・団体と、2件の共同研究を行うなど、民間企業・団体との連携事例も徐々に生まれつつある。

3) 平成21(2009)年度には地域の防災力向上のため、静岡県内の防災研究・教育・対策に関わる静岡県、静岡大学、浜松医科大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学、東海大学、静岡地方気象台、その他防災関係機関と本学が協働して事業を実施し、静岡県内における防災教育、防災研究の振興及び防災対策の発展に資する事を目的とした「しづおか防災コンソーシアム」が設立され活動を開始した（【資料10-2】参照）。

4) 県東部地区にある東海大学開発工学部・海洋学部、日本大学国際関係学部、沼津高等工業専門学校と「東部4機関科研費補助金合同研修会」を開催し、情報交換を行い、研究支援業務の水準の向上を図っている。また、同組織による学生の研究発表会である「富士山麓アカデミック・サイエンスフェア」（【資料編11-7】に平成20(2008)年度から参加し、他大学の学生と交流を図っている。平成22年度はキラメッセぬまづで開催し、本学から15のポスター発表があった。

5) 外国大学との協定では平成4(1992)年に中国の浙江樹人大学と、その後、中国の天津外国语学院、北京第二外国语学院、温州医学院、浙江越秀外国语学院、長安大学、大连海洋大学、韓國の大佛大学校、東洋大学校、インドネシアのシャクアラ大学と交わしている。

6) 平成21(2009)年からは、研究支援室が窓口となって、知的人材育成・連携を目指す「東海iNET」（17大学・研究期間参加）に参加し、知的財産活用研究と産官学連携を推し進め始めている。

7) 地元企業である（株）旭化成による冠講座は、「総合科目Ⅱ」として142人の学生が本年度は受講している。

(2) 10-2の自己評価

日常的な活動の成果として平成21(2009)年度文部科学省大学教育・学生支援推進プログラム事業「富士山麓地域共同教育による環境マインド養成のキャリアデザイン」が採択さ

れ、社会的に一定の評価を得たと認識している。

本学の特長を活かした民間企業との共同研究・共同開発、地域のニーズに適合した防災分野での教育・研究の発展を目的とした大学間のネットワークの構築、アジア地域を対象とした国際的な大学間ネットワークの構築など着実に実績を積み重ねている点は評価できる。平成20(2008)年度に「大学ネットワーク静岡」の助成により「第3回国際フォーラム」を開催するなど、国際的ネットワークの構築については特筆すべき点である。

(3) 10-2の改善・向上方策(将来計画)

地域に開かれた大学を目指す本学は今後とも連携の強化を進め、関係の親交に努めて行く方針である。

特に、研究成果を活かした民間企業との共同研究・共同開発等については、企業への情報発信機能の強化、ニーズとシーズのマッチングの場と仕組みの整備を行い、実績を積み重ねていく方針である。具体的には、研究企画公開講座委員会において、「知的財産権の管理に関する規程」(仮称)を作成中である。

さらに学部のみならず大学院についても国内外の大学院との相互交流に努めて行く。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 10-3の事実の説明(現状)

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学は、大学の基本理念でも述べたように、地域に根ざしその特長に相応しい地域貢献をする大学を目指しており、その役割を果たすため地域社会への対応は以下のとおり積極的に進めている。

1) 市民への還元(各種講演会・研修会・各学校への講師派遣、高大連携)

中央省庁、地方自治体等から各種講演会・研修会の講師の依頼があり、業務に支障のない範囲で積極的に引き受けている。本学独自で3学部それぞれ2名の講師による公開講座「新たな人生のスタート—安心で安全な生涯創造の為にー」も10月に実施し、市民への研究成果の還元に寄与している。また、県内を中心とした高校・中学校・小学校からの依頼に基づく出前講座がある。高大連携としては開学以来、出前授業や特別講座を中心として、主に県内の高校と連携事業を展開してきたが、その実績を基盤に高大連携の協定を平成21(2009)年9月に富士市内の6高校、12月に富士宮市内の4高校、平成22(2010)年1月に沼津裾野地区の5高校、3月に沼津三島地区私学高校5校、8月三島伊豆地区の5高校合計25校と締結した。

それぞれの最近の実績は下記【表10-3-1】【表10-3-2】のとおりである。

【表10-3-1】 各種講演会・研修会講師派遣実績一覧

年 度	20 年度	21 年度	22 年度
派遣教員数	25 人	16 人	21 人
派遣回数	79 回	89 回	86 回

注) 実績数は参加者数の明確なものに限った。

【表 10-3-2】 高大連携・出前講座実績一覧

	21 年度		22 年度	
	校数	回数	校数	回数
高大連携	10	45	10	21
出前講座	23	24	30	32
計	33	69	40	53

注) 高大連携（特別講座・スーパー・サイエンス）：特別なテーマに沿い複数回を開講する講座

出前講座：単発なテーマの講座

2) 政策形成への寄与（中央省庁、県、市長村等からの委嘱による審議会委員等）

中央省庁や地方自治体等からの委嘱を受けて、審議会や委員会等へ教員を派遣することを積極的に進めてきている。過去3年間の実績は下記の【表 10-3-3】のとおり

【表 10-3-3】 兼職・兼業実績一覧

年 度	20 年度	21 年度	22 年度
教 員 ・ 職 員 数	29	23	21
委 員 数	87	68	65

また、平成 22(2010)年 4 月に環境防災学部から社会環境学部への移行に伴い、本学部が培ってきた“防災”に関する研究・教育の伝統を引き継ぐと共に、本学の理念である「持続的発展が可能な 21 世紀社会の構築」を目指して、静岡県地域における防災研究拠点のひとつとして、セミナー・講演会等を通じた防災に関する研究成果の市民への還元、研究成果に基づく政策形成への寄与等を目的とした全学組織としての社会災害研究センターを設立した。

3) ボランティア等（1年教養セミナー等で災害地、富士山下草狩りへの学生派遣）

社会環境学部・環境防災学部を中心に、学生の積極的なボランティア活動を奨励している。平成 21(2009)年度からは、総合経営学部、保育学部の学生も参加し、棚田の維持管理作業の参加者が多く、本学の教育活動の中でもユニークなものとなっている。なお、平成 22(2010)年度の実績は派遣回数で 7 回、派遣学生数は延べ 200 人、引率教員 12 人となつた。また、静岡県災害ボランティア協会に学生が平成 23(2011)年度 4 月より毎週参加し、東日本大震災のボランティア活動を行っている。

（2）10-3 自己評価

1) 市民への還元（各種講演会・研修会・各学校への講師派遣、高大連携）

各種講演会・研修会の講師依頼は全国から寄せられ各学部の特徴を活かした分野で講演活動を行っている。また、平成 20(2008)年度日本学術振興会「ひらめき・ときめきサイエンス KAKENHI」に新たに採択され、高校生を対象にした研究成果の発表会を開催するなど、本学の特長を生かした研究成果等の市民への還元を継続的かつ積極的に行っている点は評価できる。

2) 政策形成への寄与（中央省庁、県、市長村等からの委嘱による審議会委員等）

地方の浅歴・小規模大学にあって特筆すべきは教員が内閣府、環境省、農水省等の中央省庁の複数の委員を務めていることである。この点で国家的な政策の形成に重要な寄与をしていることが評価される。

3) ボランティア等（教養セミナー等で災害地、富士山下草狩りへの学生派遣）

いずれの活動も実質的な環境保全の成果を上げており、社会貢献としての目的を達成している。また同時に本学の教育目的にも合致する内容となっているため、教育活動としての意義も大きく大いに評価できる。

(3) 10-3の改善・向上方策(将来計画)

1) 市民への還元・政策形成への寄与

高大連携としては、今後、対象地域を静岡県東部全域、その他の近隣市に拡大する計画である。

防災分野においては、今後、新たに設置された社会災害研究センターが、研究成果の市民への還元のためのセミナー・講習会等を主体的に実施していく他、研究成果を活用した静岡県及び国の防災政策形成に寄与するための情報発信・提言等を行っていく。また、研究企画・公開講座委員会において、研究成果の社会への還元に関する規程を作成中である。

2) ボランティア等（教養セミナー等で災害地、富士山下草狩りへの学生派遣）

現状を踏まえて今後も積極的な参加を奨励する。また、各学部の教育目的を考慮し、それに相応しい内容の活動を開拓し、教育目的と活動成果の両面で成果を上げられるように、取り組みを進める。このため、学生委員会において、「学生ボランティア規程」（仮称）を作成中である。

[基準10の自己評価]

本学は、大学の基本理念で述べたように、地域に根ざしその特長に相応しい地域貢献をする大学を目指し、その役割を果たすため地域社会への対応を積極的に進めてきた。①地域社会への人的資源の提供（公開講座等）、②企業や他大学との連携、③地域社会への貢献・協力といった面で、開学以来着実に実績を重ね、地域社会においてもその実績は高い評価を得ている。一方で、地域への情報発信力や連携体制の構築といった面では、まだ必ずしも十分とは言えず、ホームページ等を整備していく事が課題である。

[基準10の改善・向上方策(将来計画)]

大学による地域貢献の重要度は今後益々高まると考える。本学に対する地元からの期待も高い。教職員の意識改革、人材養成、組織開発が機関として求められることから、学長以下教職員一体となって取り組みを行う必要がある。

具体的には、社会災害研究センターなど本学の特色を活かした研究成果の社会への還元、地域貢献のための活動を行う中心的な主体となる組織・体制の整備や当該組織を効果的に運用していくための環境整備（規程等の整備）が必要である。

また、企業との連携では企業向けの情報発信力の強化やニーズとシーズのマッチングの場と仕組み、知的財産権の管理の仕組みの整備を図る。更に、国内外の近隣地域の社会的ニーズを的確に捉えた研究・教育・人材育成活動を実践していく必要がある。

基準11. 社会的責務(組織倫理、危機管理、広報活動等)

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 11-1の事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1) 本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程を整備し、教職員の法令遵守の徹底に努めている。具体的には常葉学園就業規則の中で、遵守事項として第9条、また服務規律として第10条が設けられている。加えて第3条に「学園は、職員の基本的人権を尊重し、常にその福祉の増進を計ることに努力するものとする。」と規定している。また、人権侵害と性差別等の無い大学を目指して、「ハラスメント対策委員会」を設置し、人権尊重の精神に反する行為を定義するとともに、「富士常葉大学におけるハラスメント対策委員会規程」を新たに作成し、これを教職員並びに学生が遵守すべきものとし、平成20(2008)年4月1日から施行した。更にこれを具現化すべく、「富士常葉大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン」を定め、ホームページで公開している。

2) 個人情報に関しては「常葉学園個人情報保護方針」を平成17(2005)年4月1日に宣言し、「常葉学園個人情報取扱規程」を平成18(2006)年3月21日に制定した。

3) 研究者としての法令遵守、不正行為の防止、研究費の適正使用、人権の尊重等を謳った「富士常葉大学研究行動規範」を定めている。更に、社会環境学部（旧環境防災学部）において遺伝子組換え動物を使った実験・研究を行っていることから、「富士常葉大学研究倫理基準」、「富士常葉大学動物実験委員会規程」、「富士常葉大学『人を対象とする研究』及び『生命体を直接対象とした研究』に関する倫理委員会規程」「富士常葉大学遺伝子組換え実験安全管理規程」を整備した。

<主な規程及び規則等>

- ①常葉学園就業規則 ②富士常葉大学におけるハラスメント対策委員会規程
- ③富士常葉大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン
- ④常葉学園個人情報保護方針 ⑤常葉学園個人情報取扱規程
- ⑥富士常葉大学研究行動規範(利益相反行為の防止を含む)
- ⑦富士常葉大学研究倫理基準
- ⑧富士常葉大学動物実験委員会規程
- ⑨富士常葉大学「人を対象とする研究」及び「生命体を直接対象とした研究」に関する倫理委員会規程
- ⑩富士常葉大学遺伝子組換え実験安全管理規程

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- 1) 常葉学園就業規則第7条には「職員は学園創立の精神を遵奉し、その伝統を重んじ、

これに違背する言行のないことはもとより、常に職制に基づく上司の指示に従い、学園の秩序を守り、職務を理解し、相互に協力して、職責を果たすことに努力しなければならない。」とした。同 58 条には懲戒についての規定が設けられ、職員が倫理規範に触れる行為を行ったときは懲戒処分を行うことが規定されている。内部監査のための組織を設け、会計監査とともに業務監査も行っている。

2) 人権侵害・各種ハラスメント対策については、セクシャル・ハラスメントのみならず、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等も対象とした「ハラスメント対策委員会」を設置し、「富士常葉大学におけるハラスメント対策委員会規程」を教職員並びに学生に遵守させることを目的とし、「富士常葉大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン」を定め、教職員、学生に対し周知徹底を進めている。

3) 「富士常葉大学ハラスメント被害申出書」の様式を作成し、申し出手順等も明確化、被害者からの申し出の受理から調査・審議までの体制を整備した。更に苦情の申し出を受け付ける窓口相談員（平成 22 年度は、3 学部の教員と事務職員から 16 名）を充実したほか、窓口相談員の手引きとして「ハラスメント相談の心得」を作成・配布し、窓口相談員の教育にも力を入れている。

4) こうしたハラスメント対策の一連の取り組みは、ホームページにも掲載し学外にも公表するとともに、大学生活ガイド『ウォランチ』に掲載し、全学生・教職員へ配布、周知徹底を図るとともに意識の高揚を図っている。また、関連する書籍、VTR 等も購入し、絶えずゼミナールや教養セミナーにおいて学生に対する啓発を図っている。

5) 個人情報保護対策としては、常葉学園個人情報取扱規程を『常葉学園規程集』に記載し、全教職員に配布するとともに職員研修等を通じて遵守の徹底を図っている。

6) 研究倫理に関する規程については、ホームページにも掲載し学外にも公表するとともに、研究支援室を通じて各研究者に周知徹底を図っている。また、動物実験等については、「富士常葉大学動物実験倫理委員会」、「富士常葉大学人を対象とする研究および生命体を直接対象とした研究に関する倫理委員会」を設置しチェックを行っている。

(2) 11-1 の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理に関する基本的な規程は整備しており、適切に運営している。しかし、個人情報保護の規程については、規程集の配布や研修を通じ、遵守の徹底を図っているが、教職員への浸透及び実践については更に徹底するための努力が必要である。また、ハラスメント被害の申し出内容とハラスメント実態調査の結果によれば、学生と教職員のハラスメントに関する理解は未だ不十分である。このため、ハラスメントに関する啓発活動のさらなる推進が必要である。

(3) 11-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、社会との信頼関係を積極的に構築していくため、教職員・学生のコンプライアンスの意識を維持・向上させていくための啓発活動の更なる推進（具体的には、教職員研修、教養セミナー等の中でのプログラム化など）を図る。また、ハラスメント防止の啓発活動として、23 年度前期にも全学生と教職員にパンフレットを配布する。学生に対しては、ゼミ担当教員がパンフレットを配布する際に、ハラスメント防止の必要性を周知する。

さらに教職員への啓発活動として、ハラスマント研修用の DVD を購入し、教職員を対象に上映する計画である。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明(現状)

11-2-①学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

1) 対象とする危機

自然災害、人為災害、事故、不正等がある。本学の立地から見た特性としては、第一に富士山麓に立地し駿河湾に面していることから、富士山の噴火災害、東海地震災害の緊急性はまず何より備えなければいけない重大な自然災害である。また、新型インフルエンザ等の伝染性疾患についても学生・教職員を中心に多数の人びとが集まる施設として重きを置いている。さらに公共交通機関が必ずしも十分でないため、自動車及び自動二輪者による通学学生も多く、交通事故に対しても十分に配慮する必要がある。

2) 危機管理の体制

危機への対応については、意志決定機関としての部長会がその任に当たり、その実施に際しての事務局を、事務局長以下学生部学生課が担当する。平成 22 年度まで学内委員会として「防災委員会」が設置され、「富士常葉大学危機管理規定」を定め、自然災害、人為災害等に対する危機管理にあたっていたが、「防災委員会」は委員会内での議論も踏まえつつ、平成 23 年度から「危機管理委員会」に発展的に解消されることになったため、今後は「危機管理委員会」がこの任に当たる。

実際の災害の発生時においては学生部長および学生部学生課が緊急対応の実務を担っている。また、教職員の「緊急連絡網」を整備し、緊急時の体制を整えている。

3) 危機管理の活動

災害等への対応：「富士常葉大学危機管理規定」に定めた内容のうち、自然災害時等の学生への対応等については大学生活ガイド『ウォンチ』に掲載し、全学生・教職員へ配布したうえで周知徹底を図るとともに、毎年、学生部学生課と防災委員会が協力し、年度初めに学生向けガイダンスのなかで「防災ガイダンス」を実施している。

地震災害への対応として、平成 21 年より気象庁からの緊急地震速報を受信し、自動で学内に一斉放送するシステムを導入した。これに伴い例年実施している（平成 22 年度は 12 月に実施）防災訓練時に、緊急地震速報受信時の対応訓練を併せて行った。

感染症等への対応：平成 22 年には目立った問題はなかったが、平成 21 年度に引き続き、新型インフルエンザや食中毒に対する意識喚起を行った。

交通事故等への対応：学生部学生課が毎年、静岡県警察本部富士警察署に依頼して、学生を対象とした安全運転講習を実施している。特に留学生には、別途さらに指導を行っている。

その他の対応：

- ① 自動体外式除細動器（AED）を学内に 4 台設置し、教職員および学生の緊急時に備えて AED 講習会を定期的に行っている。

- ② 学生の通学途上、あるいは正課・課外活動中の不慮の事故への補償のために、財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入し、任意で加入できる常葉学園学生総合保険の紹介と手続きについて学生に周知している。

(2) 11-2の自己評価

現状において示したように、危機管理に対する体制は、自然災害・事故・感染症等に関する対応に重点を置き整備されている。その点では、体制整備や教職員・学生への啓発等もある程度のレベルに達していると認識している。しかしながら、不正行為の発覚や個人情報の流出、ホームページへの不正アクセスなど大学を取り巻く「危機」は多様であり、また時代とともに変化している。こうした幅広い「危機」に対応していくための継続的な対策、努力が必要である。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の社会環境学部には防災分野を専門とする教員が少なからずおり、学生の教育に当たっている。それぞれの専門分野は異なるものの、いずれも危機管理に深く関連する分野である。また総合経営学部においても企業において危機管理に携わってきた教員もいることから、これら教員の専門知識をより有効に活用し、幅広い分野の危機に対応していくため、「防災委員会」を発展的に改組し、「危機管理委員会」とすることを決定した。魂富居は「危機管理委員会」での議論をつうじて、事故・災害対応だけでなく幅広い危機に対応するための体制整備を進めていく。

1) 対象とする危機

自然災害、人為災害、事故、不正等がある。本学の立地から見た特性としては、第一に富士山麓に立地し駿河湾に面していることから、富士山の噴火災害、東海地震災害の緊急性はともかくも、備えなければならない重大な自然災害である。また、新型インフルエンザ等の伝染性疾患についても多数が集まる施設として重きを置いている。更に公共交通機関が必ずしも十分でないため、自動車及び自動二輪車による通学学生も多く交通事故への配慮に重きを置いている。

2) 危機管理の体制

危機への対応に対しては、意思決定機関として部長会がその任にあたり、その実施にあたって事務局として、事務局長以下学生部学生課が担当する。学内委員会として「危機管理委員会」が設置され、「富士常葉大学危機管理規程」を定め、自然災害、人為災害等に対する危機管理にあたっている。

実際の災害の発生時においては学生部長及び学生部学生課が緊急対応の実務を担っている。また、教職員の「緊急連絡網」を整備し、緊急時の体制を整えている。

動物実験等による事故については、文部科学省より示されている「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年10月)及び「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、常葉大学動物実験委員会と遺伝子組換え実験安全委員会を設置し対応している。

3) 危機管理の活動

災害等への対応：「富士常葉大学危機管理規程」に定めた内容のうち、自然災害時等の学生の対応等については大学生活ガイド『ウォランチ』に掲載し、全学生・教職員へ配布、周知徹底を図るとともに、毎年、学生部学生課と防災委員会（平成 22(2010)年から危機管理委員会）が協力し、年度初めに学生向けガイダンスの中で「防災ガイダンス」を実施している。

地震災害への対応として、平成 21(2009)年より気象庁からの緊急地震速報を受信し、自動で学内に一斉放送するシステムを導入した。これに伴い平成 22(2010)年は例年実施している防災訓練に加えて緊急地震速報受信時の対応訓練を実施した。

感染症等への対応：平成 21(2009)年には新型インフルエンザに対する対応が重要な課題であった。防災委員会及び学生部学生課が協議し、新型インフルエンザに対する対応を、静岡県下での患者発生以前より検討を行い、対応策について合同学部会議において防災委員会から詳細説明を行い、教養セミナー・ゼミを通じて学生への対応への周知を図るとともに感染拡大予防措置を行った。

交通事故等への対応：学生部学生課が対応し、毎年、静岡県警察本部富士警察署に依頼して、学生を対象とした安全運転講習を実施している。特に留学生には、別途更に指導を徹底している。

動物実験事故への対応：動物実験飼育施設の構造は規程に従って構築された施設で、実験動物の逃亡等へは十分に配慮されている。また、それぞれ学内の規程（「富士常葉大学における動物実験に関する規程」「富士常葉大学遺伝子組換え実験安全管理規程」）に従って実施計画書と実施報告書の提出を義務付けている。実施計画については提出された年度の委員会で複数年承認されているため、22 年度中の審議事項はなかった。

その他の対応：

- ①自動体外式除細動器（AED）を学内に 4 台設置し、教職員の緊急時に備えて AED 講習会を定期的に行っている。
- ②外来者については大学正門に警備員を配置し、「自家用車乗り入れ許可書」の入構確認を行っている。
- ③学生の通学途上や正課・課外活動中の不慮の事故への補償のために、財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入し、任意に加入できる常葉学園学生総合保険の紹介と手続きについて大学生活ガイド『ウォランチ』に掲載して、周知している。

(2) 11-2 の自己評価

現状において示したように、危機管理に対する体制は、自然災害・事故・感染症等に関する対応に重点を置き整備されている。その点では、体制整備や教職員・学生への啓発等もある程度のレベルに達していると認識している。しかしながら、不正行為の発覚や個人情報の流出、ホームページへの不正アクセスなど大学を取り巻く「危機」は多様であり、また時代とともに変化している。こうした幅広い「危機」に対応していくための継続的な

対策、努力が必要である。そのため平成 22(2010)年から「防災委員会」を発展的に改組し、「危機管理委員会」として、事故・災害対応だけでなく幅広い危機に対応するための体制を整備している。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の社会環境学部（旧環境防災学部）には防災分野を専門とする教員が少なからずおり、学生の教育にあたっている。それぞれの専門分野は異なるものの、いずれも危機管理に深く関連する分野である。また、総合経営学部においても企業において危機管理に携わってきた教員もいることから、それら教員の専門知識をより有効に活用し、幅広い分野の危機に対応していくため、「防災委員会」を発展的に改組し、「危機管理委員会」として、事故・災害対応だけでなく幅広い危機に対応するための体制整備を行う。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 11-3の事実の説明(現状)

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

- 1) 学校法人常葉学園の本部が作成している『常葉学園だより』、『クローズアップとこは』等による学園全体の広報に加え、本学では、「大学案内」などの印刷物の他、ホームページ、新聞、テレビ CM などによって学内外への広報活動を行っている。
- 2) 本学の広報活動は、各学部からの情報を学生部入試広報課が取りまとめ行っている。コンテンツ作成は教員・学生が協力し、入試委員会の 3 学部から選出されている広報担当委員により定期的なチェックが行われている。
- 3) 学部独自の広報も学生部入試広報課を経由して行われており、例えば、旧環境防災学部では『環境防災ニュースレター』を作成し、学外への広報を行った。

こうした努力の結果、特に社会環境学部（環境防災学部）の教員を中心に、研究内容や教育内容に関連した新聞記事の掲載やテレビ・ラジオなどのメディアへの出演実績が継続的に積み上げられている。

このほか広報活動としては次のものがある。

- ① 『富士常葉大学研究紀要』を年 1 回発行し、研究成果の普及に努めている。
- ② 富士市が主催し、市内又は隣接市・町に在住する市民を対象に毎年、開講されている。「富士市民大学ミニカレッジ」において、5 講座（1 講座 10 コマ）程度を本学の教員が開講している。
- ③ 文部科学省の「特色ある教育プログラム」に採択された調査・研究の取り組み成果の学生発表会を、地元の市民、企業、高校教員等を大学に招き、実施した。
- ④ 静岡県東部地域を中心とした高等教育機関（大学・短大・高専）と行政・企業が連携した「富士山麓アカデミック＆サイエンスフェア」に平成 20(2008)年から参加し、平成 22(2010)年度には、学内の 15 ゼミの学生グループが参加しポスター発表を行い、最優秀賞（2 件）、優秀賞（3 件）を受賞した。
- ⑤ 開学以来「高大連携出前講座」を実施しており、3 学部の教員が出前講座を行っている。特に防災関連の出前講座の依頼が多い。

⑥ 社会環境学部・環境防災学部の教員の研究分野に関連し、生涯学習の一環として、日頃の防災対策推進や災害発生時の応急対応に、地域の防災対策指導者となるための知識を学ぶ「地域防災指導者養成講座」を開講している。その他、自主防災組織、消防団、企業防災管理者等を対象に、最新の防災情報や系統立てた知識を提供している。これまでに、延べ2,000人以上が受講している。

(2) 11-3の自己評価

広報体制は整備され、適切な運用がなされているが、特にホームページ等インターネットを活用した広報に限ってみると、ホームページ等も整備されたが、運用体制及び、そのコンテンツのチェック体制等の整備、インターネットを活用したより効果的・広域的な広報体制の確立とその適切な運用が今後の課題である。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

本学の教育研究成果を効率的に、かつ幅広い人々に対して即時性を持って広報し、社会に貢献していくことを目的として、ホームページ等インターネットを活用した広報活動をより充実させていくための学内体制の改善を進める。更に、広報する内容（コンテンツ）の信頼性を高め、個人情報の保護や人権の保護等にも配慮した情報内容のチェック体制を整備するため、専門の組織を設置する予定である。

[基準11の自己評価]

社会的機関としての組織倫理の確立、危機管理、教育研究成果の広報については、その体制整備と適切な運用に関する活動が適切に行なわれているが、個人情報の保護等のコンプライアンス意識の維持・向上、内部チェック機能の更なる強化、従来対照してきたものだけでなく、大学を取り巻く幅広く、かつ時代とともに変化する多様な危機への対応、インターネットをより効果的に活用した広報体制の強化などが課題である。

[基準11の改善・向上方策(将来計画)]

社会的機関としての組織倫理の確立、危機管理、教育研究成果の広報に関し、より高い信頼を獲得するために、コンプライアンスの意識の更なる向上のための教職員研修、「教養セミナー」等での学生への啓発教育、プログラム化、内部チェックのための組織の設置、事故・災害対応だけでなく幅広い危機に対応するため「危機管理委員会」の設置、インターネットを活用したより効果的・広域的な広報体制の確立等を図り、改善を進める。